

第四百十五回
国会

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第九号

平成十一年七月二日(金曜日)
午前九時開会

委員の異動

七月一日

辞任

田浦 直君
魚住裕一郎君
渡辺 孝男君

補欠選任

依田 智治君
山下 栄一君
松 あきら君

七月二日

辞任

森山 裕君
川橋 幸子君
福山 哲郎君
松 あきら君
山下 栄一君
吉川 春子君

補欠選任

阿南 一成君
今井 澄君
寺崎 昭久君
魚住裕一郎君
日笠 勝之君
小泉 親司君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 芳男君

委員

石渡 清元君
大島 慶久君
田村 公平君
吉村剛太郎君
朝日 俊弘君
伊藤 基隆君
弘友 和夫君
富樫 練三君
日下部代子君
阿南 一成君
岩永 浩美君
海老原義彦君
太田 豊秋君

国務大臣

大蔵大臣
文部大臣
宮澤 喜一君
有馬 朗人君

政府委員

厚生大臣	宮下 創平君
農林水産大臣	中川 昭一君
運輸大臣	川崎 二郎君
労働大臣	甘利 明君
建設大臣	関谷 勝嗣君
(国務大臣)	
自治大臣	野田 毅君
(内閣官房長官)	野中 広務君
(総務庁長官)	太田 誠一君
(国務大臣)	
(防衛庁長官)	野呂田芳成君
(国務大臣)	
(環境庁長官)	真鍋 賢二君
内閣参事官	尾見 博武君
兼内閣総理大臣官房会計課長	
兼中央省庁等改革推進本部事務局長	河野 昭君
内閣審議官	松田 隆利君
兼中央省庁等改革推進本部事務局長	
内閣官房内閣内政審議室長	竹島 一彦君
兼内閣総理大臣官房安全保障・危機管理室長	
兼内閣官房内閣情報調査室長	伊藤 康成君
兼内閣官房内閣情報調査室長	杉田 和博君
兼内閣官房内閣情報調査室長	中島 忠能君

人事院事務総局任用局長	森田 衛君
総務庁長官官房長	菊池 光興君
総務庁長官官房審議官	西村 正紀君
総務庁人事局長	中川 良一君
総務庁行政管理局長	瀧上 信光君
総務庁行政監察局長	東田 親司君
防衛庁長官官房長	守屋 武昌君
防衛庁運用局長	柳澤 協二君
防衛庁装備局長	及川 耕造君
防衛施設庁長官官房長	大森 敬治君
防衛施設庁総務部長	山中 昭栄君
防衛施設庁施設部長	宝槻 吉昭君
環境施設庁施設部長	太田 義武君
環境庁長官官房長	丸山 晴男君
国土庁長官官房長	久保田勇夫君
外務省北米局長	竹内 行夫君
大蔵大臣官房審議官	福田 進君
大蔵省主計局次長	坂 篤郎君
大蔵省理財局長	中川 雅治君
国税庁次長	大武健一郎君
文部大臣官房長	小野 元之君
文部省初等中等教育局長	辻村 哲夫君
文部省教育助成局長	御手洗 康君

文部省高等教育局長 佐々木正峰君

厚生大臣官房総務審議官 眞野 章君

厚生省健康政策局長 小林 秀資君

厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

社会保険庁次長 宮島 彰君

農林水産省経済局長 竹中 美晴君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

水産庁長官 中須 勇雄君

運輸省港湾局長 川嶋 康宏君

郵政省貯金局長 松井 浩君

労働省女性局長 藤井 龍子君

労働省職業安定局長 渡邊 信君

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省建設経済局長 木下 博夫君

建設省河川局長 青山 俊樹君

自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官 片木 淳君

自治省行政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

事務局側 常任委員会専門員 志村 昌俊君

常任委員会専門員 入内島 修君

参考人 日本銀行総裁 速水 優君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○内閣府設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○総務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○財務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○文部科学省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○経済産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国土交通省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○環境省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、内閣法の一部を改正する法律案外十七案の審査のため、日本銀行総裁速水優君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財

務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 おはようございます。

大臣、お忙しい中、本日から早朝から御苦労さまでございます。

自由民主党の依田智治でございます。

きょうは、防衛庁の省昇格問題、それから中央省庁等改革という問題、ぜひ促進する必要があるなという感じを持っていますので、この問題、それで内閣機能の強化、この三点について御質問させていただきます。

官房長官が途中退席されるようでございますので、前半、防衛庁の問題、それに内閣機能の問題をちょっと触れさせていただきます。

行革会議の最終報告でも、この国の防衛に関する基本問題については政治の場で議論すべき課題だということで、防衛庁の省移行という昇格の問題は先送りされたわけでございます。そこで、やはり先般ガイドラインのときにも私、国の安全保障はどうかあるべきかという立場からこの問題は解決すべき問題じゃないかという観点に立つて若干質問させていただいたんですが、きょうは国の国家行政組織という問題等をどうするのかという、組織という面からは大変重要な問題です。で、そういう立場も加味しつつこの問題を質問させていただきます。この国会こそ政治の場として、討論の場としてあさわし。一部新聞論調等では、政治の場における議論が少ないという声もありますので、十分きょうは議論させていただきます。

そこで、総務庁長官、行革を主管する立場ということで、そもそも今回、中央省庁再編とか行革をやると、私の認識では、やはり国のやるべきことは国がやり、地方に移せるものは移す、官がやるべきものはやりつつ、民でできるものは民に大きく移行する、こういう基本に立つてこの行革の審議が進められている。それで、私の認識は、申すまでもなく、国の防衛というものはやはり国のなすべき仕事ではないか、こういう認識に立つておるわけでございます。これを進めるに当たって、この基本的認識を主管する立場である総務庁長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 依田委員のおっしゃるところでありまして、中央省庁改革は、中央から地方へあるいは官から民へといった思い切った改革を実行するということが基本的な考え方でありまして、そのため、その方向に沿って、例えば国の行政組織を簡素効率化するか、あるいは政府としての施策の統一性、整合性を図る、あるいは透明性の向上を図るといったことに努めるわけでありまして、これによって戦後の我が国の社会構造の転換を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指そうとするものであります。

○依田智治君 そこで、官房長官にお伺いします。今、総務庁長官がお話しになりましたように、国から地方へ、官から民へという大きな流れの中で中央省庁改革をやっていくということ、防衛というものはまさに国の仕事である、こう思うわけでございます。そして、大臣が主管してやる仕事は、しっかりと内閣のもとで行政を執行していくというものがねらいではないか。

そこで、今回の改革でも大幅に省庁を再編していく、一府十二省庁ということ。そこで、よく国民からも聞かれるんですが、省庁と言えども、これは何ですか、どういうわけで十二省じゃないのか。一府十二省庁、これは一府十二省とやれば非常にわかりやすいと思うわけですが、このあたりはなぜこうなっているのか。わかりやすく、内閣府を総理のもとで統括する立場にあります官房

長官にこの点をお伺いしたい、こう思うわけであります。

○国務大臣(野中広務君) 防衛庁の省への移行につきましては、委員十分御承知のように、この基本法を提案される前にそれぞれ与党内におきましてもいろいろな議論があつたことは御承知のとおりであります。さらに、行革会議におきましてもさまざまな御議論がなされたわけでございます。

最終的に、御承知のように、前橋本総理に御一任をされて、橋本総理が、従来どおり防衛庁は新たな業務が加わったことではないということ、防衛庁として結論を出されたわけでございます。したがって、この基本法を受けまして、今回の省庁再編の法案を防衛庁として現状どおりお願い申し上げておるわけでございます。

行革会議におきましても、委員御指摘がありましたように、国際情勢のもとにおける我が国の防衛基本問題については別途政治の場で議論をするべき課題とされたところでございます。

いずれにいたしましても、国民の十分な理解が得られる形でこの問題についての議論が尽くされるべきことが重要であると考えておるわけでございます。

国の防衛は、委員が今御指摘ございましたように、国家の存立の基本でございます。その重要性は論をまたないところでございます。防衛庁の省への移行につきましては、先ほど申し上げましたように、さまざまな議論が行革会議を初め行われたところでございまして、この業務は、先ほど申し上げましたように追加する業務がないということと整理をされたわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、防衛の基本問題等もかわる問題でございますので、これから政治の場で十分議論をしていただきたいと思います。これから十分議論をして、私としてはできるだけ早期に実現を期すべきものだと考えておるわけです。

総務庁長官、防衛庁は庁のままでしょう、庁に

なつていて、府の下に庁がある、こういう感じになつておるわけでございます。恐らく、英語で言えばエージェンシーということになるのかな。

これからいろいろ内閣府の規定の中でも、防衛庁長官というのがいて、各省は副大臣が置かれるけれども、防衛庁は副長官がおる。一方、施設庁長官がいる。何か国家行政組織上非常に、庁というのが、科学技術庁あり環境庁あり国土庁あり、だ

あつと並んでいるときはそういうものかと思つたんですが、国の大改革をするときに、今、官房長官から話があった橋本内閣のときに、新たに加える仕事がないからそのままだと。しかし、時代の変化の中でやはり改革というのはそのふさわしい位置づけ、どうやって国が責任を持つかというのを新たに考える、これが行政改革だと思ふんです。防衛庁は全然新たに仕事が増えらぬから庁のまま、これはちよつと理屈に合わないのじゃないか。

そんなこともありまして、いわば省と庁はどう違ふのか。英語的にはエージェンシーと。どが正式に訳すのか、私も防衛庁におりましたときはディフェンスミニスターとかというようなことで防衛庁長官が外国人なんかと会うときは言つて、そうしないとかわからねの。そのあたりについで、総務庁長官の見解をお伺いしたい。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。

ただ、その中で英語の名前をどうするかということについては、まだ工夫の余地があるのかどうか、いまだ英語名称については、例えば独立行政法人をどういうふうか英語で呼ぶのかということもまだ定まっておらないので、よく今の御意見を踏まえてまいりたいと思ひます。

○依田智治君 これまでの審議の中でも省昇格という言葉と省移行という言葉とあるんですね。そうすると、省と庁というのは、庁から省に上がるのか。防衛庁の場合は大臣庁だから、庁であるが大臣の庁だからもう昇格の問題というよりもむしろ移行なんだと。このあたりについてはどのような

に行政組織として考えておるのか、ちよつと総務庁長官に。

○国務大臣(野中広務君) この問題につきましては、いろいろな議論があると思いますが、私も、私は、少なくとも我が国がかつての戦争の経過等の反省を踏まえて、厳格なシビリアンコントロールの諸制度を採用してきたと考えるわけでございます。

したがって、具体的には、自衛隊の定数や主要組織、防衛出動の可否等については国会が議決、承認するほか、行政部内におきましても、内閣総理大臣が内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有して、そのもとで文民たる防衛庁長官が自衛隊の隊務を総括するということになつてきたと思つておるわけでございます。また、これはシビリアンコントロールという民主主義国家における政治の軍事に対する優先を確保するということであらうと思つておるわけでございます。

したがって、先ほど来累次申し上げておりますように、行革会議におけるさまざまな議論があつた上で、防衛庁を現状どおり内閣府の中における防衛庁長官と位置づけて、行政部内におけるシビリアンコントロールの体制を現状どおり維持することを尊重するべきであるという趣旨に基づいたものでございまして、いずれにいたしましても、今後国民の十分な理解を得られる形で議論が尽くされることが必要であると考えております。

○依田智治君 この点、衆議院の審議においても、官房長官が、過去を踏まえつつ、シビリアンコントロールの見地から内閣府のもとに防衛庁というものを置くことが我が国のたしかありようとして重要な意味を持つんじゃないかというような発言を私はテレビを通じて拝見しておりました。

私はそこで、現実にはいろいろ議案を出す、予算書を出す、省令を出すというときに、本当にその内閣府、今は総理府ですが、のもとに置くことが本当にシビリアンコントロールになつてゐるのか。ただ判こをつく時間が実質的に中身を、あれはただ判こをもらわれないと閣議議決もできない

し、政令もできない、予算調達するときも総理府の会計課へ行つて判こをもらふという、そういう手続みたいな感じなんです。

そこで、私は真のシビリアンコントロールというのは、今、官房長官も言われましたが、国会がきちつと自衛隊、防衛庁というものを管理する。内閣のもとに防衛庁というものをしつかりと行政権の中に位置づけて、それを内閣を通じて管理していく。そしてもちろん、どういう立場になろうと総理は自衛隊の最高指揮官という立場でしつかりと自衛隊を直轄する。さらに、現在もそういうシステムがあります。安全保障会議というものがあつて、国家の重要事態、それはしつかりと管理していく。さらに、防衛庁においては文民による、このシビリアンというのは文民、防衛庁長官は文民である、それで内閣、文民の参事官の制度というものもしつかりと確定している。

そういうことによつて、むしろ実質的にシビリアンコントロールというのはなされるのであつて、内閣府のもとにおいて判こがふえるというういう形で、かえつてそんな形を置くことによつて、むしろ私はなぜこの命をもとに本当に日夜精励している自衛官、自衛隊、職員も入れると三千万近いこういう組織、そういうものが昇格とかいろいろ言われているということとは、何か各省並みに扱われていないということ自体、国家として大変な損失であり、自衛官の士気にも関係があるからこう直せというわけじゃないけれども、国家として私はこの点は大変重要な問題じゃないか、こう思うわけでございます。

先ほど長官も、今後十分議論して深めていきたいという、いわば私としては前向きにとつたわけですが、そういう御回答もありましたので、この点は指摘しておくだけにします。

防衛庁長官、私の認識では、本当に先進国家、後進国家はもちろん軍事国家みたいな、北朝鮮みたいな軍事委員会委員長が国家主席を廃止した上で最高指揮者というような国もあります。これは例外として、大体もう国家があるところにしつかり

りと国防というものを位置づける。国防省、韓国とか中国は国防省と言っています、これは省ですね。スイスみたいな国でも、むしろ民間防衛も含めて国防という問題についてしっかりとやっておるというのが国の常識なわけですから、その常識になかったことをすること自体は全く私は当然なことではないか、こう思うわけですが、防衛庁長官、各国の状況は大体私が言ったような認識でよろしゅうございますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 諸外国の国防組織でございまして、今、委員が御指摘になりましたとおりでありまして、例えば中立国としてのスイスを含めて、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシアあるいはイタリア、カナダ、オーストラリア、および主要国で省扱いされていない国はないと承知しております。

○依田智治君 我が国においても、昭和二十九年に保安庁というのを自衛隊にしようというときに、やはり政党等の中から、この際、防衛省にすべきじゃないかという議論があったけれども、まだ当時の状況としては時期尚早ということで見送られた。それから、三十九年には閣議決定までして、しかしその法律はやっぱり総理の権限として、最高指揮官として、省にしてもなお総理としてのしっかりとしたコントロールは十分可能だと、そういう規定も加味して閣議決定したけれども、当時の審議会、臨時行政調査会でしたか、等はまた各役所の問題を総合的にいろいろ検討しておるのでもこの際防衛庁だけ省に取り上げるといふのは時期尚早だという感じもあって、その他いろんな状況もあって先送りされた、こういう状況があるわけですね。

防衛庁長官、この省昇格問題、私が今、主として昭和二十九年の保安庁から防衛庁になる時期、それから三十九年ごろ、このあたりの議論が大体中心ですか。ちょっとお聞きします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今、委員が御指摘なさいましたとおり、昭和二十八年の末ごろから二十九年の初めごろにかけまして、防衛庁の前身で

あります保安庁の改組についての議論が政治の場でなされた際に、当時の与党は自由党、改進黨、日本自由党でありましたが、改進黨が中心になりまして保安庁を国防省または防衛省とする提案が出されたわけでありまして、二十九年一月の与党間の調整の結果、省とする提案は取り下げられまして、二十九年七月に防衛庁、自衛隊が設置されたものと承知しております。

また、三十九年の六月十二日に防衛庁の省昇格法案が閣議決定されたわけでありまして、当時のいろいろな政治状況などから国会への提出については見送りになったものと承知しております。

○依田智治君 以上、私、いろんな角度からやってきましたが、やはり今日、戦後五十年も経過して世の中も大分変わってきて、今や民間と言わずあらゆるところで抜本的に改革をしよう、という中であって、この国としての重要な問題をこのままにしているのか、これはやっぱり私は非常に大きな問題だと思います。

官房長官、最後に、この問題を締めくくる意味で、ぜひこれは真剣に政治の場で議論して、できるだけ早期にこの問題について前向きな結論、もちろん私の見解では国の基本としての防衛省という、そして国民の安全、国の防衛というものについて内閣としてもしっかり責任持てる体制をつくるべきだ、こう思いますが、その点についての御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 依田議員の御質問に、期待にこたえられるような答弁が申し上げられないことを申しわけなく思うわけですが、私は過ぐる戦争世代を生き抜いてきた人間でございます。常に私には戦争世代の反省がつきまといておるわけでございます。

今日、ガイドラインの法案が通過いたしました後、米軍の行動に対する我が国自衛隊の後方支援のあり方について、近隣諸国では、アジア各国にそれぞれ懸念を呼んだり、あるいは理解される国もありまされども、なかなか御理解いただく向きが少なく、むしろ我が国の自衛のあり方に

ついて非常な警戒をされておるところでございます。

それだけに、警察予備隊から自衛隊に移してきた経過を踏まえ、あくまで我が国の自衛隊は専守防衛に徹するんだということを改めて私どもは認識をしておかなければならない重要なときである、そして近隣アジア諸国と信頼関係を構築していくべきだと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、行革会議にも示されましたとおりでございますので、防衛庁の組織のあり方につきましては、それぞれ政治の場で十分な議論をいただきたいと存じております。

○依田智治君 官房長官の個人的御認識を伺いました。(個人的じゃないよ。官房長官だよ)と呼ぶ者あり)余計なことを言うな。

ただ、専守防衛というのか、これは省にするからといって専守防衛から逸脱するというものじゃありません。国の基本というものは、むしろ防衛をしっかりと位置づけることによって我が国の防衛基本政策というものを内外に鮮明にする。ただ、形の上で判が多くなるということが私はシビリアンコントロールではないと、この点を重ねて指摘して、今後政治の場でしっかりと議論して早期に結論を出すことが重要だ、こう考えております。

官房長官、退席される前に内閣機能強化で一点お伺いします。

ペルー事件があったときに、私は自民党の国際テロ対策小委員長ということでいろいろ提言させていただきまして、内閣はその後行革を先取りして、私が昔内閣にちよつとおりましてときに比べて相当改革が進んでおるな、こういう感じは持っております。ただ、これから新官邸もでき、いろいろ対処していくにはまだ何か経過措置的な形で措置がなされているような感じがします。官房副長官を危機管理専任で一人置いたらどうだという提言もしていますが、現在、内閣危機管理監という形で、多少中二階的ですが、いろいろ聞いているとどうやら運用はできているようでございます。

そんな問題も含めて現状と今後の内閣における今回の行革等を通じての危機管理体制の強化という問題についてどのような御認識を持っておりますか、この点を一点お伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 内閣の危機管理機能に關しましては、依田議員、それぞれ党内にありまして大変な経験を踏まえた御提言をいただいたわけでございます。平成九年五月の行革会議の中間整理の提言を受けまして、先行的に平成十年四月に内閣官房に今御指摘ございました内閣危機管理監を置く等、その機能強化に努めてまいったところでございます。

さらに、今回のお断いをいたしております法案におきましては、防災を内閣の重要政策と位置づけまして、内閣府が内閣官房を助けて防災に関する企画立案、総合調整機能を担うこととしたしまして、内閣全体の危機管理機能の充実を図るところでございます。

このうち、内閣危機管理監につきましては、危機管理に関する高度の専門性が求められるわけでございますので、これに常時専念する必要がありますこと、それから、国政全般に係る事務を扱います内閣官房副長官とは別に、危機管理を専門的に担当いたします官房副長官に準ずる職として、行政改革会議の中間整理を受けて、内閣官房副長官に準ずるクラスの職としたものでございます。

内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、新たに設置されます内閣官房副長官補等を指揮するとともに、みずから関係省庁の総合調整に当たるものでありまして、そういう点で、今、依田議員が御指摘になりましたように、中二階という理解もされるかも知れませんが、内閣危機管理に専念する、専門的知識を持って専念するという意味において新たな体制において十分機能するものと考えております。

いずれにいたしましても、危機管理機能の強化は内閣の重要課題でございます。内閣危機管理監を中心といたしまして、緊急事態の発生時のみ

ならず、平素から内閣全体としての危機管理に万全を期してまいりたいと考えておるところであります。

○依田智治君　ひとつよろしくお願いします。

官房長官、結構でございます。

この内閣の危機管理強化という点で私は情報体制と、それからあと一つは突発事案その他に対処する即応態勢等、事前準備のためのいわゆる予防措置というか、こういう視点に立ってちよつときやうは、官房長官はいなくなつちやうたんです。情報調査室長と安保室にお伺いしたい。

情報体制、この問題はやはり世界各国に比べると非常に弱い、我が国は極めて弱いというのが私の実感でございます。ペルー事件の発生なんかについても、国家として、こういう国際テロとかそういう問題に対して、内閣を中心に本格的に取り組む体制というものがなかつたという点にも大きな問題もあつた、こういう視点に立つて情報体制の強化を提言したわけです。

今後いろいろ考えますと、これから指摘します。情報分析要員、当時聞いたら、何か定員は八十何名で、他の省から来て百数十名が我が情報調査室、その後若干ふえて二百くらいになつてゐるというような話も聞きますが、これはやっぱり世界各国これだけ広がりがある中で内閣の情報分析体制としては非常に弱い。

それから、合同情報会議、これは前は副長官のもとに任意につくられていたのが、今度は閣議決定で格上げしてしっかりとやるようになったということですが、このあたりが本場に機能がされてゐるのかどうか。

それから、やはり各省がそれぞれ外務省を中心に外国等に情報見地から派遣されておりますが、やはり内閣という国家を全体に眺める立場で、もつと担当官を派遣する体制というのが必要じゃないか。

さらに、これから情報衛星というものを保有するということになってきますと、それを国家的視野に立つて分析する、これは要員の養成とか大変

なことだと思ふんですね。そういう点で、片手間的に、手弁当で各省から寄せ集めてということでは到底これは担い切れないくらい重い仕事になると思ふんです。

このあたりについて情報調査室長、ひとつ現状と、これからこういう問題についてどう対処していくか、四点御報告していただければありがたいと思ひます。

○政府委員(杉田和博君)　御質問の四点についてお答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、情報機能の強化というのは内閣機能強化の重要な課題の一つでございます。今回のいわゆる中央省庁等改革の中でも、要員の拡充等、体制の強化を図ることとしておるところでございます。ただ、これは単に要員を量的にふやすということだけでなくて、やはり質的により高い分析能力を持った要員を確保する必要がありますので、お認めいただいた枠の中で要員の養成、さらにまた場合によつては民間からスベシャリストを中途採用する、そういうことも考えながら強化をしてまいりたい、かように考えております。

また、委員御指摘の第二点の合同情報会議等でございますけれども、御承知のとおり昨年の十月に内閣情報会議を設置いたしました。そのもとで、従来から開いておりました合同情報会議、この二つをいわゆるインテリジェンスコミュニティの中心と正式に位置づけまして、今後、各省庁とのいわゆる情報、これを内閣に集約をしまして、そこで分析して検証する、そのことによつて情報機関が相互に共通の認識を持つということとしたわけでありまして、また、緊急時には、こういった情報コミュニティの幹部がすぐに参集をして、直ちに情報を持ち寄つてそれを集約して総理に上げる、こういうことといたしております。

また、海外の情報収集体制でございますけれども、これまでのところでは、海外の関係の政府機関、さらにまた民間のシンクタンク等、ありとあらゆるチャネルを通じて収集をしてきておるわけ

でありますけれども、御指摘のとおり、直接要員を派遣して、その地で見て聞いて情報を分析するということも大切でございます。関係当局ともよく相談をいたしまして、今後、その点について充実をしてまいりたいと考えております。

最後に、情報収集衛星でありますけれども、国会で補正予算さらにまた十一年度予算でお認めいただきました予算に基づいて、現在、情報収集衛星、着々と進めております。その中で、やはり一番大切なことのひとつは、その衛星から来る情報をいかにきちつと分析、判読するかということでありまして、これはやはり生なかなことではとてもそういう能力は持てない。ただいまから要員を確保して、何年かかけて十二分にやはり訓練をいたしまして、衛星が打ち上げられた、運用されたという時点で直ちにきちつとした対応ができるような、そういう準備をきちつと進めてまいりたい、かように考えております。

○依田智治君　しっかりと強化に、要員の養成というのはいささか時間がかかることですから、やつていただくようお願いしたい。

あと、安保室長、今回の改革を見ますと、何か柔軟に、例えば内閣に官房副長官補という、今は三室、内政、外交、安保室とあるけれども、これはなくしてバリアを取つて、その三人の副長官補の下に置いて、しかも何か柔軟かつ弾力的な要員配置が可能な仕組みとする方向で必要な措置を講じる、こういうような方向で検討しておる。

ただ、私も経験に基づいて申しますと、やはり危機管理対策というのは事前の準備、それには継続的にしっかりとやつていく、専門的にかつ継続的に常時ウォッチしていくという体制が必要ですから、このあたり柔軟かつバリアを取つて柔軟にやれるという形で果たしてできるのか。

また、新官邸ができた場合には、物すごくそれに対する体制をするためには要員等も必要です。各省から臨時に弁当持ちで来てもらつたというような考えでは到底あれなんで、やっぱり事務の合理化といつても、行革といつても、国民の命にかか

わるような重要な問題については遠慮なく増員してしっかりと対応するということもまた重要だと思つております。

このあたりについての考えを、簡単に結構です。○政府委員(伊藤康成君)　先生御指摘のとおり、今回の内閣法改正に関連いたしました、内政、外交あるいは安全保障・危機管理室というものを廃止して、新たに設けます内閣官房副長官補というものが三名できることになりました。

そういう意味で、組織の柔軟対応ということを目的としておるわけでございますが、先ほど官房長官御答弁もございましたように、内閣危機管理監は当然そのまま任務を継続するわけでございまして、そのもとで、ただいま御指摘のとおり極めて専門的なものでございますので、そういったことを十分考慮して、職員による十分な体制というものを平時から確保していくことは今後とも変わらない施策でございます。

また逆に、今回の改正によりまして、何か突発的な大規模災害とか緊急事態がありました場合におきましては、内閣危機管理監がむしろ三副長官補を含め官邸のいろいろなスタッフを指揮して、より一層柔軟かつ弾力的な対応ができるようになるというふうに考えておる次第でございます。

それから、新官邸でございますが、現在工事中でございますけれども、ここにおきまして危機管理センター、大変充実する予定になつております。そういう中におきまして、十分な運用体制ができるよう、まだしばらく時間がございまして、この間に十分検討してまいりたいと存じております。

○依田智治君　よろしくしっかりと対応をとるようをお願いしたいと思います。

次に、どうも自治大臣、最後になつて申しわけなかつたんですが、また総務庁長官も、国、地方、車の両輪ですのだからしっかりと対応していただく必要があると思ひます。

やはり地方行革、国の行革とその受け皿としての地方行革、これがしっかりとしないことには、私

これは本当に、かえって国だけがとやっただけでも地方の方は全然受け皿が間に合わないというのではどうにもならぬと思うんです。その点で、やや今回の国の行革と地方分権の取り組みというのは、やはり地方分権の方がこれからということ非常にふさわしいと。地方分権をどうするかという問題、財政をどうするか、人材確保をどうするか、いろいろあるわけですが、私はまず、きょうは時間の関係もあり、規模ですね。

私の山梨県は、八十八万の人口で六十四の自治体がある。それは全国で二番目の規模です。市町村が人口の割には多いというのか。そういう点を考えますと、やはり市町村合併の促進ということは大変重要な問題だな、こう考えるわけでございます。

ただ、行革を考える場合に、本来はもと明治以来の県のあり方、一千万以上の自治体があると思うと百万以下の自治体、これは本当に地方自治を尊重するのがいんだと言いますが、やつぱりこのあたりの、私は、道州制とかそういう問題の導入も含めた抜本的な地方行革の取り組みというものが必要じゃないか。

しかし、今回その議論をやつていても始まらないで、まず自治大臣に、市町村合併問題の具体的な質問に入る前に、この地方行革に取り組む基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 地方分権を促進していくために、その受け皿、担い手であるべき地方公共団体がその処理能力を高めていくということは致命的に大事な問題だと。そういう意味で、行政体制をどのように整備していくか。これは今回の法案の中でも、例えば特別市制度を設けるとか、そういうことができるだけ地域の実情にも配慮しながら権限移譲を進めていくというやり方を一つ行つておるわけですが、さらに市町村の合併ということも不可欠のテーマであります。そういう意味で、合併特例法の改正案もこの中に盛り込んでおるところでございます。

御指摘のありました都道府県の合併も含むような道州制ということも中長期的には大事な課題であると考えておりますけれども、今それを一緒に論ずるということになりますと、かえって議論だけが先行して実情が進まないということにもなりかねないということでありまして、このことについては中長期的検討課題とさせていただきますというふうに考えております。

○依田智治君 そこで、市町村合併ですが、この自治省の方からいただいた資料、明治に七万以上あったのを明治の大改革で五分の一に減らした。それから、昭和に入つて昭和の大改革、二十八年にはまだ一万近くあったのが今日に近い三千台になった。それで、その後、自治省は市町村合併に関する特例法みたいなものを大分出したり延長したりしているけれども、ほとんど進んできていない。特にここ平成に入つてから、いろいろな試みがなされているけれども、進んでいないというのが実態ですね。

そこで、自由党には自由党としての考えはありますが、自治大臣として、今三千二百以上もある市町村の規模というものを大体どのぐらいに、今度特例法を、いろいろ審議会等の意見も入れて従来よりも大分前向きな法案を提出しておりますが、自治大臣としては、この三千二百以上あるのを当面どのぐらいの形をねらいとして合併を促進しようとしているのか、それからそれに到達するために何を重点にやろうとしているのか、この点を御説明していただければありがたい。

○国務大臣(野田毅君) 今御指摘がございましたように、明治の時期、それから戦後、この大改革に比肩して今いろいろ議論が行われておるわけですが、ちょうどその当時、市町村の合併が同時に行われておりまして、結果としておおよそ三分の一ぐらいに、それぞれの時期に、若干の時間的誤差はあるかもしれませんが、そういう形で整理が進んできたということが実態でございます。そういう点でいえば、今約三千三百弱ある市町村、三千二百を超えている市町村をおおむね三分

の程度というのは、一つの考え方として議論がなされておることは私もよく承知をいたしております。ただ、初めにそういう数値目標を出して、しやにむにそういう形でいくという、何かそれだけでひとり歩きしてもかえって誤解を招いたり、逆に弊害を伴うこともあり得る。何とかやはりそれぞれの自治体なりあるいは住民が合併を進めていくということが結局住民の福祉の向上につながるものであるという、このことにしっかりと意識をいたしていただきたい。

そのためにいろんな、例えば今回は合併特例法であつたり、あるいは合併をしたら取り残されてしまふのではないかとというような不安感、これをどうやって除去して、合併後においてもそれぞれの地域におけるきちんとした意思を反映することができると、そういう仕組みをどうするかということ地域審議会を新たに位置づけして規定をしておる、こういうような形で、今までにない強力な形での合併支援策を今回盛り込んでおるところでございます。

私も、この問題は、本当に真の意味で地方分権、地方自治を強化していくという上で、市町村合併問題は本当に致命的に大事なテーマであると思っております。問題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。これは、やはり余り長い時間をかけてやるべきテーマではないと思っております。

それから、何よりもぜひ御理解を住民の皆さんにもしていただきたいのは、市町村の担うべきいろんな住民サービスのニーズというのが非常に広域化、高度化、専門化してきております。そういったことに広域連合とか、いろんな広域行政だけで本当に対応できるのか。やはり組織力なり財政力なり人材確保をしていく、そういうこと、これを考えますと、行政主体として一体的に包括的な総合的なサービスをやるようにするということが非常に大事な、これからの地方自治を進める主体としての、主役を演じてもらわなければならぬ行政主体としての強化ということにぜひ御理

解をちょうだいしたいというふうに考えております。

○依田智治君 今、広域連合という話がございました。地方自治法では、広域連合とか一部事務組合とか、各市町村が寄り集まつてある特定の、廃棄物処理とか火葬場とか、今度介護保険というような問題が大きな問題になってくるんですが、そういう形で市町村としては維持しつつそれをやるという動き、これは私は個々の自治体が個々でやるよりはそれがましでいいな、こういう感じは持っています。ただあくまでも個々の小さい市町村が存続する限りは、それはいろいろ庶務もあり総務的なものもあり議会もある。ある事務については組合をつくったり連合しても、結局基本は残っているということですから、これはやつぱり私は行革の受け皿というものとしては、どうしても適正な市町村規模というものをしっかりと確立してやる。

それで、国としても適正な省庁というものを再編し、また自治体の方も受け皿としてしっかりとそれを確立する。そして、その中で国としても財源というものもしっかりと見ていく。それが今は上から下までばらばらですから、なかなかしっかりと統一、あれができないというのが実態じゃないか。

そういうことで、私はやはり市町村合併という点を中心をやつていくべきで、こういう動きになってくると、どうしても合併は自分らの発言も遠くなつたりいろいろあれだから嫌だ、ついでは何とかするために連合しようというふうな動きがこれからふえてくるのかどうか、あるいは合併がスピードダウンしちゃうというところは非常に問題だと思つたので、広域連合とかこういうものに対して、自治大臣としてはどういう御見解を持っておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 今御指摘ございましたように、それから先は私も少し申し上げたんですが、広域連合とか一部事務組合とか協議会とか、

そういう形で特定の事務事業について連携をしてやっていくことは、その特定の分野においては成果が上がつておる、私はそう考えております。

しかし、基礎的自治体として、それだけにとどまらないかなり広範な部分が今日の市町村の区域を越えて包括的、一体的に処理していかなければならないという現在のニーズが私は現にあると思っております。そして、やはりそういったことを乗り越えてやっていくと思えば、対応力を強化する。地方自治の担い手として、受け皿としての対応力を強化するというためには、やはり市町村合併がそのことによって妨げられるというか、それがあるからもういいじゃないかという議論には私はならないと考えております。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、いろんなそれぞれの地域の経済的なつながり、文化的、歴史的な経緯、あるいは地理的な諸条件、人の交流、そういったことがありまして、なかなか画一的な論議がしにくいところもございまして。

そういった点で、地域の実情に応じた合併のガイドラインといいますか、人口二、三十万ぐらいの都市を目指しているというような合併というののも一つの形であらうし、あるいは非常に山村というとなんですけれども、そういったところでどういうような形で、体制で行政サービスを提供する供給できるのかという、それぞれの地域によってかなりパターンが異なっていると思えます。

そういった意味で、画一的に人口規模だけで全部一律にこうすべきだというやり方はなかなか難しいと思いますが、この法案を成立させていたいただいた後にそれぞれの類型的なパターンをぜひガイドラインとして自治体にお示しをしよう、こう考えております。

○依田智治君 地方財政の関係でいろいろ議論する中で、やはり憲法に言う地方自治の本旨というもの、これを最大に尊重するということは大変重要で、いろんな行革の提言の中でも、地方の対等な関

係を前提としてやるというようなことが必ず入っている。

そういう気持ちは大事なんです、しかし私つらつら考えてみますと、東京都のように一千二百万人もあるというところから、県でも非常に少ない、また千人以下のような村もあるというような実態を考えた場合に、しかも国はどんな小さなところでも、自主財源がこれしかない、じゃあとは全体の中で交付税なりで面倒を見ようとするに、生活できるような面倒を見ておるわけです。

これは当然なことだといえれば当然なんです、そうならばやっぱり小さいなら小さいなりに固まっていた方が居心地はいいということとは間違いないと思えます。そういう点を考えると、ただ合併せよ合併せよといったって、今の地方財政の仕組み、そういうものを残しつつ希望があったらと。しかし、いろいろ地方制度調査会等のアンケート結果を見せていただくと、やっぱりやらなきゃいかぬなという感じを市町村はみんな持っているようですが、その点、地方自治の本旨というのは、個々の住民やそれぞれ自治体の意見を最大に尊重して、希望がなきゃやらぬということでは永久にできない。

やはり平成の大改革というぐらいで、国が責任を持つてしっかりとやる。そのかわり、実現した限りは、やっぱりよかつたなという形がとれるような形のものを国がむしろ主導的な形で地方自治体の意見も聞きつつやっていく。それには、ある期間限って、それでできない場合には不利になるくらいな形も含めて強力な取り組みが必要じゃないか、こう思いますので、このあたりについて、最後に自治大臣の御見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 確かに今日の状況で、極めて小規模な村、人口規模が小さいところでも、それだけの財政能力がないところでも、組織的能力のないところでも、別途国の方で何らかの財政的な裏づけをすることによって逆に合併機運を阻

害しているのではないかと指摘があることも事実でございます。そういったことも念頭に置きながら、やっぱりある程度ノーマルな姿というのは考えていかなきゃなるまいというふうには考えております。

ただ、それは財政的な側面だけでなく、今御指摘ございました介護の問題等々、きちんとした責任ある行政サービスをやっていくこととすれば、それに必要な人材を確保するためには、決して財政力だけではなくてそれだけの組織力なり対応力というものが一方で必要でございます。

そういう点で、合併のメリットということ、を、釈迦に説法とは思いますが、合併をすることによって専門的な職員を確保することができて高度な住民サービスの提供が可能になる。それから、財政規模も拡大するわけですから、そのことによって重点的な投資が可能となって基盤整備も進展をすることがあります。あるいは広域的な観点に立つて町づくりをやるわけですから、効果的な展開もできるでしょう。さらに、公共施設の効率的な配置、利用も可能になるでしょう。あるいは合併によってももちろん管理部門の経費が削減できるわけですし、そのことによって新たな住民サービスの方向にすることができるよう等々のメリットがあるんだと。

だから、何もしないでじっとしているよりははるかに自分たちのプラスになるんだということをぜひ住民の皆さんも理解をし、PRもしていかなきゃならぬ。我々としてもそのことをこれから精力的に努力をしてまいりたいと考えております。

○依田智治君 しっかりと推進していただきたいと思えます。終わります。どうもありがとうございました。

(拍手)

○委員長(吉川芳男君) ちょっと速記をとめてください。

て御指摘がありましたので、その取り扱いには理事会で協議することといたします。

○日出英輔君 自民党の日出でございます。きょうは先輩議員の御配慮でこの委員会でも質問できますことを大変ありがたく思っております。この委員会での同僚議員のお話を時々伺っておりますが、党派を超えて今回のような中央省庁の再編が実現できたことについて驚きの発言をされておられます。私も実は全く同様の考えを持っておるわけでございます。

そこで、きょうは中央省庁再編関係を中心に幾つか政府側の考え方をただしたいと思っております。野田大臣には申しわけございませんが、中央省庁の問題はあすの地方自治体の問題でもございまして。また、ある意味で地方自治体の画一性とか硬直性というのはやはり中央政府の方のそういった硬直性にも通ずるわけでございますので、ちょっときょうは申しわけございませんが、太田総務庁長官の方を中心に御質問させていただきます。

私は、三十二年ほど公務員生活をして、その後、平成八年一月にやめておりますので、実はこの中央省庁の動きというのは新聞やテレビ等で知っているというわけでございます。私がやめた後の秋に行政改革会議が発足している。これは橋本前総理がみずから会長になられて、発足当時から既に中央省庁再編の問題でありますとか、あるいは内閣機能の強化の問題でありますとか、二十一世紀の国家機能をどうするかといったような問題点がある程度絞って議論が始まったというふうな新聞では拝見したわけでございます。

その意味では、橋本前総理から今の小淵現総理にバトンタッチがなされて今申し上げた三つが実現している、実現されかけているということにつきましては、私は行政改革が大いに前進をしたというふうな評価をしておるわけでございます。そういう意味で、現在審議中のこの中央省庁等改革関連法案あるいは地方分権推進一括法案、これは大いに賛意を表するわけでありまして、ただ、私は長年行政に身を置いた者として、今

この行革の関連につきましてのいろんな議論について幾つかの異議というところがございますが、ひっかかりがございます。

そこで、きょうは、最初に独立行政法人の話を中心に総務庁長官あるいは事務当局の方々の御意見を伺いたいと思っております。

新聞やその他を見ますと、この独立行政法人は今度の行革の象徴的な取り扱われております。先般のN紙の社説なんかでも出ておりますが、今の独立行政法人の扱いなどを見る限り期待外れであるとか、行革のふりをするのではなくて、まじめに行革に取り組むべきであるとか、こういったことが出ておりますし、幾つかの経済紙でも、再編の天王山は独立行政法人の問題であるといったようなことが言われているわけでございます。

私、前からこの独立行政法人につきましては大変興味を持っておったわけでございますが、ただ、この行革会議で、何かこれは行政機能の減量、アウトソーシング、こういったことのために行革なんだというふうに記している部分がございます。これが少し間違っている部分があることを実は思っております。

今、世間では、行政改革は突き詰めると公務員の削減だということとられている向きが実はあるわけでございます。先ほど申し上げました行革会議の最終報告では、これはちよつと表現が乱れておりますが、何かどうも定員の削減に見られるようなところもありますし、そうではなくて、行政の責任領域の肥大化という言い方で、人の問題ではないというように読めるところもあるわけでございます。何か世間様では、そういった行革を人の問題、国家公務員の数を減らすことであるというふうな受けとめ、その上で、中央省庁をスリム化する手法として独立行政法人というものを受けとめておるといふふうに見ているのではないだろうかと思っております。

その上で、この社説では、財源は国の予算であるんだ、あるいは大半の機関で職員が国家公務員

の身分のままでやっているんだということでは今の特殊法人と同じで、何も行革にならないじゃないか、こういう批判のように思っています。しかし、やっぱりこれは非常に誤解があるのではないかと、いふふうには思っております。

私は、後でおいおい御質問を申し上げますが、この独立行政法人のもともになりましたイギリスのエージェンシーのことを少し調べてみたわけでございます。これを見ますと、別に公務員の定数減らしを即ねらうのではなくて、行政組織の活性化でありまして効率化でありまして、こういうことを民間の経営手法を導入することによって実現していこうというのが第一の目的であるというふうな思っております。私は、日本版のエージェンシーといましようか、独立行政法人につきましても、現業に近い部門を活性化していく手法としてまず大事なことではないかというふうに考え、また、もちろん自立化へのプロセスが決まればそういう形で進むのも当然である、こういうふうな受けとめておるわけでありまして。

そこで、まず私が申し上げると手前みそになりますので、総務庁の事務当局の方に伺いたいわけでありまして、サッチャー内閣で進められたエージェンシーの議論についてちよつと実態その他を伺いたいわけでございます。

これにつきましては、武蔵総務庁長官が九七年四月にイギリスへ行きまして行政改革の実情調査をなさっておられ、これはありがたいことにホームページで見せていただきました。また、いろんな雑誌の中で総務庁の行政管理局の方が英国行政機関のエージェンシー化の意義といったようなことも書いてございまして、かなり詳細なことがこの二つを見ましてわかりました。また、いろんな学者の方々の中にもこういうのがあつたわけでありまして。

どうもサッチャーさんの内閣で進められましたエージェンシー化というのは、私の理解では、政策形成に当たる部門と執行に当たる部門を分離させて、執行に当たる部門では民間の仕事のやり方

をしつかり導入してサービス改善をしていくんだ、こういうふうな形で進められたというふうな理解をしているわけでありまして、こういう理解でよろしいのかどうか、総務庁の事務当局の方に伺いたいと思っております。

○政府委員(河野昭吉) 結論から申し上げますと先生のおっしゃるとおりでございますが、英国のエージェンシー制度創設の契機となりました行政管理局の報告書というのがございます。これには、政府の行政活動は大きく分けて政策の立案部門と執行部門に分けられる。そこで、執行部門の組織の運営管理は、より多くの裁量を組織自体に与える新たな仕組みにより、行政サービスの質の向上と組織運営の効率化を図るという、その二つが目標として掲記されております。

○日出英輔君 そこで、さらに伺いますと、今、英国の公務員の四分の三が何らかのエージェンシーに属しているというふうな大変驚くべき事実があるわけでありまして、当初からエージェンシーに属して今に至るものと途中からエージェンシーから民営化したものがあるようでありまして、この民営化したものについて、どういうエージェンシーが民営化したのか、あるいはその機関数はどのくらいなのか、所属している人の数はどういふことなのか、わかりましたら伺いたいと思っております。

○政府委員(河野昭吉) エージェンシーに所属しています職員はトータルは約三十五万六千人でございます。そこで、エージェンシーの機関全体は百三十八機関でございますが、当初から民営化されましたエージェンシーが十一機関でございます。

この十一機関といふのは、例えば科学研究所、運輸研究所、資源研究所等の研究所、あるいは給与等計算センター、公務員試験評価局、それから人数的には一番多いのでございますが、政府刊行物印刷販売所。民営化される以前のそれらの機関に属しておりました職員のトータルは約六千二百人でございます。

○日出英輔君 見てみますと、エージェンシーから民営化していくというものについては実は極めて少ないわけでございます。

ただ、そうはいいまして、このエージェンシーの効果というのは予算の削減その他大変大きなものがあるんです。これは、イギリスの公務員組織の活性化に大変役に立っているだけじゃなくて、イギリス国民に対するサービスの提供といふことも、こういう面でも大変着目すべきものがあるというふうな思っております。

ただ、これにつきましては、日本の場合には、エージェンシーになると言われている八十九の機関はまだそういうことはありませんが、例えば刑務所がエージェンシー化している。刑務所から脱獄事件がありまして、一体、刑務所を運営しておりますエージェンシーの長に責任があるのか、あるいは刑務所を所管している行政の長に責任があるのかなどという、政策形成と事業を実施する機関のそれぞれの責任の所在の問題等も出てくる。やはり、いいもの、だいいちもの、だいいちもの、ただでいいもの、だいいちものが実態だというふうな、調べてみた結果、そういう話があつたわけでございます。

私は、そういう意味でいいますと、エージェンシーは基本的にはあくまで公務部門の一部であつて、組織にかかわる変革ではなく管理に関する変革だということが武蔵長官の報告にも出ておるのであります。人減らしのためにストレートにこれを行うんだというのとはやはりおかしいのではないかと感じましてはおります。

先ほど申し上げましたように、行革が即公務員の数を減らすのだという、そういう悲壮なところから受けとめたのが悪いのか、あるいはどうも行革会議の最終報告の書き方が少し甘いか、あるいはそれを発表した仕方がおかしいのか、あるいは何かここに誤解が非常にあつたのではないかと感じました。

ちよつと長々と前提を申し上げたわけですが、総務庁長官に、この独立行政法人についての今後の進め方にかかわりますので、今私が

申し上げたことにつきましての御意見なり御感想を伺いたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。今の日出委員の御質問と申しますか御意見は我が意を得たりという感じがいたします。

行政改革会議の最終報告においても、「効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため」、「独立行政法人」を設立する。」というふうに明記をいたしております、別のところでは別の言い方もあるかと思っておりますけれども、この視点の方私は本質だと思っております。

たゞたゞ国会でも申し上げているところでございますけれども、独立行政法人化することと定員削減をすることとはどちらが難しいか、どちらがその職場におられる方々にとつて厳しい選択になるのかといえ、結局私は独立行政法人化の方がより厳しい選択であろうかと思ひます。そして、そういう厳しい選択をお願いするには、まずは透明性を確保する、行政の姿を切り分けて、外に見えように、国民から見えようにすること、そしてその緊張感の中でみずからの責任でもって効率化を求めていくということが独立行政法人化の目的でございます。

ただ、そういう改革の努力というのは、独立行政法人ばかりではなくてさまざまなあるわけでございますけれども、その改革のツールとしてどのぐらい深い改革をやるかというときに、ツールとしての何かみずから縛るものがなければいけないので、こういう二五％削減というふうな話になつてくるわけでございまして、その決意を示すために、定員管理は内閣が直接行う定員管理ではなくて、それぞれの独立した行政法人の責任で定員管理が行われることになるので、それが二五％削減という話に結果として結びつきますということでございます。

○日出英輔君 私は、自分の持論でございますが、自分が管理職になりましたら、十数年の行政のあり方を見ましたときに、規制緩和とかその他行革が着々と進められたわけでは

ありますが、その中で行政の肥大化ということが安易に使われております。これはよく考えますと、この行革会議の中で注意深く使われている行政の領域の肥大化という、ちよつと難しい言い方になるかもしれませんが、そういうこととしては当たつていっていると思いますが、これはさらに行政組織の硬直化ということのイントロと言つたんでありますけれども、そういうことではないかと思ひます。

定数は、総定員法が昭和四十三年にできまして以降、着実に減つていっているわけでありまして、一方で業務がふえる、あるいは複雑化する、あるいは迅速な対応が求められる、こういったときに今のような縦割りの行政で本當にいいのかどうかということについてはみずからも自問自答したものでございまして、そういう意味で今度の独立行政法人ににつきまして、やれるところからこういった形で民間の経営手法も入れてやっていくということ、硬直化の打破に大いにいい影響を持つてはないかというふうに思つてございまして。

そこで、今、太田長官からお言葉をいただいたわけでございまして、そういう気持ちといひましようか、この通則法にも書いてございまして効率化という、そういったことを前提にいたしまして、具体的に今いろいろところで実は作業が行われていっていることを聞いていられるわけでございまして、私も知っている人たちがこの八十九の機関の中にございまして、いかに独立行政法人として実を上げるかという検討を着々と始めておるようございまして。

もう少しあけすけに申し上げますれば、独立行政法人で何だということからございまして、なかなか最初はのみ込みが非常に悪かつたということのようございまして、おおい検討していく中で、いろいろな形で自分たちの可能性をもう少し広げられるのではないかと。例えば、試験研究機関でございまして、今までは民間や都道府県からの受託研究なんかも一々受託費を国庫に一回入れてからやるとか、あるいは人の雇ひ方についてもや

や拘束があるとか、あるいは共同研究がなかなか円滑にいかないとか、いろいろなことがあつたようございまして、私は前より検討が進み始めたというのは大変結構なことだといふふうに実は思つております。そういう意味で、本来の独立行政法人の趣旨に沿つた検討が行われ始めたといふふうな言つていいのかなという感じを私は持つておるわけでございます。

そういう意味で、さらに少し伺いたひのでございますが、ぜひともそういった独立行政法人の制度の趣旨を生かすようなことが、一つ一つのこれからの発足に当たつての協議その他でできてこなければいけないわけでありまして、そういう意味で総務庁なり大蔵省なりあるいは人事院なり、こういったところの御努力をお願いしたいといふふうな思つておるわけでございます。要は役員になる方なり、あるいは職員の方を引き出さなきゃいけないということになるわけでございます。

そこで、毎年度の予算措置の話につきまして総務庁の事務当局に伺いたひのでございまして。この独立行政法人の予算措置につきまして、中期計画の中でいろいろな議論をし、あるいは中期計画に定めた目標に従つて努力をしていくわけでありまして、一方で毎年の予算措置が非常にそういった中期の努力を打ち消すような形になつてはいけないわけでありまして、これにつきまして、例えば運営費交付金、この中にはもちろん人の数をどうするかとか、給与はどうするかといったことが入るわけでありまして、こういった毎年度の予算措置については一体どういふふうにしようとしていられるのか、御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(河野昭君) 先生御指摘になりましたように、基本はやる気が起こるようにならなければいけないといふことでございます。そこで、先般決定いたしました「中央省庁等改革の推進に関する方針」でございまして、その中で「中期計画に定めることに従ひ、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする。」、そして独立行政法人の「事務及び事業が確実に実

施されるように、十分に配慮する。」こと。なお、つけ加へさせていただきますと、この運営費交付金というのはいわゆる渡り切りの交付金の性格でございまして、その運用次第、工夫次第では効率的に運用できるような制度を考えております。

○日出英輔君 それからもう一つ、職員の採用とか給与、これも実はこの法人が円滑に動くかどうかといふことの大変大事な点でございます。特に公務員型の法人は、例えば特定の職員については外国の学者を呼ぶだとか、あるいは若手の人を育てるとか、あるいは研究者というよりは実務者ですけれども、特定の法律事務とかあるいは財政、金融といったことに強い方を呼ぶとか、いろいろなタイプの方が職員の中に入つてくることによつてこの独立行政法人の実が上がるという氣もしているわけでありまして。

この公務員型の方の法人で、これらの人が公務員試験に合格していかないことになると採用できないといふのはうまいわけでありまして、もちろん、今でも一部例外的だと思ひますが、公募型といふのがとられていことは私も知つていられるわけでありまして、せつかくの独立行政法人の長所を発揮するために、人の関係、こういうことにつきましては総務庁はぜひ直接あるいは間接的にきちんとした支援をしていただきたいと思ひます。が、この点につきましてはどうでしょうか。

○政府委員(河野昭君) 職員の任用につきましては、国家公務員の身分を持つた者につきましては、基本的には国家公務員でございまして、原則は公務員試験からの採用としておりますが、先ほど申し上げました方針の中で、「公正・中立性の確保に留意しつつ、従来の取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大する」といふことで決めております。先生がおっしゃいましたように、今は極めて限定されておりますが、今後、人事院等とも相談し

ながらこの範囲の拡大に努めていきたいと考えております。

○日出英輔君 同じことを人事院の事務当局の方にも伺いたいのでございます。

現在でも一部公募型で採用というのが行われていることは私も知っておるわけですが、最近こういったことがどのくらい広がっているのか私はちょっと最新の知識を持ち合わせておりませんが、人事院がそういう意味では相談の窓口ということに相なると思いますが、今のようなの独立行政法人の長所を發揮するような、そういった取り扱いをぜひともお願いしたいわけでございますが、人事院の方からも一言御答弁をお願いします。

○政府委員(森田衛君) お答えいたします。特定独立行政法人の職員につきましては、この法案の第五十一条におきまして国家公務員ということにされておまして、一般職の国家公務員でございますので、成績主義の原則に従いまして、いわゆる公務員試験、競争試験でございますが、もしくは選考によりまして、能力の実証に基づきまして採用することになるわけでございます。

先生御指摘のように、私も人事院といたしましては、例えば独立行政法人化の対象となつております試験研究機関の研究員につきましては、大学院の博士課程の修了者につきましては、あらかじめ採用計画をいただきますと任命権者の選考による採用を幅広く認めることにしております。必ずしも公務員試験に受かつている方ではないというふうなことにしておりますし、また御指摘のございました任期付研究員法というのがございまして、これにつきましては、特にすぐれた研究者と認められる方につきましてはそれを招聘するという形の採用の仕方、もう一つは先導的な役割を担う有為な研究者に育っていくための登竜門としての若手育成型の二つの型から成ります研究公務員の任期制の導入をするということもしております。採用の弾力化につきまして工夫をしてきているところでございます。

特定独立行政法人の採用につきましても、私も伺いたしましてはできるだけ特定独立行政法人の長の判断を尊重いたしまして、必ずしも公務員試験というような競争試験にこだわることなく、任命権者の選考によりまして採用を行うことができれば、またその手続の簡素化等につきましても鋭意検討してまいる所存でございます。

○日出英輔君 それから、もう一点だけちょっと伺いたいのでございます。これも独立行政法人の仕事がしっかりいけるかどうかということについての関連でございますが、税金の関係でございます。この独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案十八条以下で独立行政法人に対する税の課税の関係が出ております。ちょっと読みにくいのでありますが、一定のものについては課税されないというふうに書いてあるように思ふのであります。この内容をちょっと御説明いただきたいと思ふいます。

○政府委員(河野昭君) 税法上の扱いにつきましては、今、先生がおっしゃいましたように、この整備法の中で手当てしております。まず、国税についてでございますが、国税につきましては、民間出資のない独立行政法人については法人税法上の公共法人として扱うことといたしまして、これは非課税とすることとしております。

それから、地方税でございますが、地方税につきましては、全額政府出資で国から引き継がれる事務事業のみを実施する独立行政法人については法人住民税等を非課税とする、こうした措置をとっております。

○日出英輔君 こういった話につきまして、国税の方は比較的弾力的な取り扱いをしていただけたらいいのですが、地方税が意外にがちになつてくるという傾向があるように伺っております。急に独立行政法人になった途端に税の方で仕事動かなくなったというのではどうにもなりません。

せんので、ぜひともこの辺につきましてもウオッチをしっかりとお願いしたいというふうに思ふいます。

私は、今申し上げましたように、幾つかの点について独立行政法人の検討がその筋道とおり始まったのではないかとというふうな印象を持っております。今の八十九機関、七万三千人の機関といましようか、そういうところにつきまして独立行政法人がうまく進みますれば、問題になったと言われます国立大学の関係、これも本質的に独立行政法人になじむのかないまいのか私もちょっと判断しかねるところでございますが、いずれにしても現実といえますか実施に近い方の部門についての機関の活性化あるいは効率化、あるいは国民に対するサービスの向上ということに直接つながるものだと思っております。

で、ぜひともこの八十機関についての独立行政法人にしていただくというふうに思っている次第でございます。

私は、ただ少しこだわりがありますのは、やっぱり行政が普通の民間の形態と違つておりますので、責任の追及の仕方も、先ほど申し上げた刑務所の脱獄の話を出すのは余りいい例ではありませんが、事柄が試験研究機関であれその他の機関であれ、問題が起きたときにそれが責任を問われるのかということについては、実はなかなか問題のあるところでもあります。また、昨日の参考人の方々のお話の中にもあったように思ふますが、国会がきちんとした監視役をするためにという観点から見たときも、この独立行政法人につきましてもこれから長い歴史の中で育てていくべきものだといふふうに理解をしております。

ぜひとも総務庁長官におかれましては、この独立行政法人がうまくいきますように御努力をいただきたいというふうに思ふ次第でございます。それから、超多忙の官房長官、申しわけございませんが、一言御答弁をいただきたいと思っております。本来であればこの質問の冒頭で申し上げてからと思つたのでございますが、一言だけ御

見解あるいは御感想をいただきたいと思っております。次第でございます。

私は、前に御不在のときに、橋本前総理が言われて現小淵総理がバトンタッチをした今回の行政改革は大いに前進をしたものというふうな評価を申し上げたわけでございます。ただ、やっぱり他の同僚議員の中で行政御出身の方も申し上げたところがございますが、ややひっかりといひますか、そういうものが少しございます。

行政改革というときに規制緩和という議論が出てまいります。私の記憶に新しいところで昭和六十三年に臨時行政改革推進審議会がございました。そのときに規制緩和について大議論が行われた後の答申でございましたが、規制緩和について、社会的規制と経済的規制に分けて、経済的規制は原則廃止、社会的規制も大いに見直すといういわばガラガラポンに近い議論が出たりいたしました。あるいは行政改革につきましては、これも御不在中にちょっと申し上げたのであります。公務員の定数を減らすんだという話に尽きるというふうなことをおっしゃる方が非常に多いでございます。そういう意味でいいますと、霞が関の公務員の人たちは、私も実は三年前までそうだったのでございますけれども、何となく落ちつかない議論でございます。

ただ、こういった中央省庁の再編という画期的なことがまさに実現せんとしてこの時期でございます。私、あわせて行政改革、本場の行政改革を進めるためには、今のような中央省庁の再編といったこと、あるいは今回盛られております内閣機能の強化といったような問題のほか、この行革会議で幾つか書かれております例え行政の領域が肥大している、それに対して迅速にいかない、硬直化しているという、このあたりを本質は本格的にもっと進めなきゃいけないということがあつたと思ふのでございます。

ちょっと場所柄も省みず新人議員としてやや暴言に近いかなと思ふのでございますが、霞が関におりましたときの印象を申し上げますと、二つござ

いまして、一つは国会自身の問題でございます。これは官房長官に申し上げるのがいいのかどうかわかりませんが、私の気持ちということでお聞きいただきたいのですが、国会自身が行政に対してきちんとした監視役といましようか、そういうことになっているのかどうか、システムとしてそういうことがあるのかどうか。

これは議員になる前もあるいは議員になりましたからもよくわかつておられるわけでございますが、予算委員会が予算の審議をほとんどしてない。確かに大玉の話はおられるわけですが、余りしておられない。それから、決算委員会も前々年度、前々年度でしようか、審議をしておりませんが、この審議結果が次年度の予算あるいは次年度の予算にほとんど反映できない形で終わっている。これも行政の監視役としてのシステムがある意味では構築されていないのではないかと印象を強く持つわけでありまして。

さらには、決算、予算を通じて、政治の側から行政についてきちんとした意見あるいは分析をする尺度がないのではないかと、こういう印象もございまして。ちょっと暴言に近い話だと思いが、何とか国会、特に参議院ではこういったことについてできないものだろうかという気が実は強くしておたわけでございます。

もう一つは、これもまたちょっとしかられる話なのかもしれませんが、政党自身が政策を判断して国民に示していく過程で、きちんとした尺度なり基準というものを示しているのだろうか。これも非常に振れの大きい議論がございまして。

もちろん、自由な議論の中から一つの真実が生まれてくるということは事実だと思いが、私は昨年の秋の金融国会で金融特設の委員としてずっと発言等も聞かせていただきましたし、自分も発言させていただきまして。あるいは衆議院の方についても気をつけて見ておたわけでございますが、あれは一体何だったんだという、まことに申しわけございませんが、そういう気持ちもございまして。ある意味では国会自身あるいは政党

自身が行政の監視役としてのシステムを持っていないのではないかと感じざるわけでございます。

せっかく歴史に残る中央省庁再編ということが今回行われんとしているこの時期に、私は、そういう意味でいいますと、国会の議論、あるいは政党の議論も含めて、何か心を一にして進めていかないと本当の行政改革は進まないのではないかと、そういう感じがしているわけでありまして。

政治と行政の間には強い緊張関係がないともちろんいいけません。緊張関係はなきやいけないのでありますが、ただ協調というのも当然必要でございます。最近の不祥事なんか聞きますと、大変残念なことで、想像を絶するという気がするのがあります。私は今申し上げたような気持ちを保持して国政の場に臨んでおられるわけでございます。

内閣のかねとしておられ、また私の大変尊敬する政治家の一人としての官房長官の御意見といたしますが、御感想といましようか、そういうことを伺わしていただければ大変幸いでございまして。

○国務大臣(野中広務君) たいだい日出議員から今回の中央省庁改革に伴います幾つかの課題について御指摘がございました。

内閣官房長官としての立場からお答えすることが適切かどうか、私も戸惑うわけでございますが、お互いに政治の場にある国政に参画する者といたしまして、日出議員が御指摘になりましたように、たまたま官僚の腐敗した一部官僚の事件、不祥事が相次ぎました時期とこの行政改革と時期が一致しましたために、なぜか官僚バッシングのような感じを与えて、そして公務員全体が萎縮をするようなことになっておるのではないかと、いうことを、私も危惧する一人であります。

しかし、最近、それぞれ省庁の変革をして、二〇〇一年一月からスタートをする姿が具体的に目に見えてまいりますと、それなりにその時期を目指して新しい官庁像をつくらうという努力が官僚諸君にあらわれておることを私は非常に力強く感じま

すとともに、一方において、大臣の数は減らしましたけれども、副大臣あるいは政務官として多くの政治家が今度は行政組織の中に入っていくわけでございます。それはそれなりに活性化のためにいいことだと思われたいわけですが、お互いに緊張感を持って、そして節度をわきまえて、この新しい行政を成功させるための努力をしないと、政治が時に行政を支配してみたり、過度に介入してみたり、それによって行政の中立性が失われてみたり、あるいは政党にこびへつらうような状態になるとするならば、私は行政が目指す姿とは異なってくると思われたいわけでございます。

そのことを私どもとしては自戒しながら今度の行政全体に取り組んでいかなくてはならないし、そうすることによって、官僚諸君のまた新しい今の戸惑いを払拭して、そして新しい行政組織に適応していただくようにしていかなくてはなりませんし、今度の再編も、いつも申し上げますように地方分権とともに私はまだまだ一つの段階だと思っております。それだけに、これからも不断の努力と改革が必要ではなからうかと思っております。

これに對しまして国会のありようは、今、委員がおっしゃいましたように、基本的に政党自身とその監視役としての適切なシステムづくりのあり方について国会が御判断される問題でございますけれども、政党によります国民への政策の提示の仕方等につきましても、政党はこの際考え方を新たにしてい取り組まなくてはならないのではなからうかと思われたいわけでございます。

また、こういう発言が適切かどうか、適切でないと思うんですが、衆参同じ形式で同じ法案を扱っておることが本当にいいのかどうか。官僚行政機構を改正するとならば、これに適應して国会衆参それぞれの審議のありよう、あるいは政治家同士の討論のありよう、そして官僚と議員のまた質疑応答のありよう、こういうものが委員會議や本會議審議を通じて改革されなければ、国会は依然として変わらない、しかし行政機構は

変わっていくということでは、真の改革が全うできることではないと思われたいわけでございます。せっかく国会の議論を期待してまいりたいと存する次第であります。

○日出英輔君 大変情理を尽くした、また血の通ったお話を承りました。ありがとうございます。私は、今、官房長官もお話しになりましたように、行政改革はあるときに爆発的にやるというのではなくて、やはり日々進めていく、これが行政改革の本道ではないかというふうに私も思います。そういう意味で、行革会議の最終報告なども一生懸命見させていただきまして、いろんな多くの関係者の方々からお話を伺いました中で、私は大変大事なことを指摘しているというふうに思いましたのが、実は政策評価の部分でございます。

最終報告には何かいろいろ書いてございまして。「今回の行政改革の要諦は、肥大化・硬直化、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを根本的に改め」とか、あるいは今日の取り組みべき行政改革の中核を戦後型行政の問題点で幾つか挙げておたりしております。その中で実は客観的評価基準の欠如ということが問題点として挙げられ、これに對して各論では政策評価ということ

を挙げておるところが非常に私は着目すべきところだと思っております。この点は、ある意味ではもう刃のやいばと言つてもいいというふうに行政組織が受けとめるものかもしれませんが、こういった情報公開の時代でございます、やはり積極的にこういった政策評価をしていかなきゃいけないのではないかと、思っております。

この点を含めて、行革会議で指摘しております現在の行政組織の問題点あるいは対応について、私はそういうような総括をしているのでございまして、総務庁長官の御意見を承りたいと思いが、

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。政策評価は、従来、我が国の政策においては法律の制定や予算の獲得などに重点が置かれ、結果としてその効果がどうであったか、あるいはその後の社会情勢の変化に基づき政策を積極的に見直

すといった評価機能は軽視されがちであったという行政改革会議最終報告の反省に立って、行政がみずからその政策の効果について事前、事後に評価を行い、それが企画立案に反映されるようにするために導入するものであります。

このため、政策評価については、国家行政組織法改正案等において各府省が政策についてみずから評価することを規定するとともに、総務省設置法においても、総務省は各府省の政策について統一的もしくは総合的な評価を行い、または政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うことを規定したところであります。

政策評価は本当にやらなければなりませんし、やるとすればそれは相当の勇気と決意が要るわけであり、この制度、今回の行政改革の成否といふこともこの政策評価がきちんとできる政治、行政の体制になるかどうかにかかっていると思っております。

何とぞ、そういう意味で御協力をいただきたいと思っております。

○日出英輔君 私は、この政策評価という大変難しいことをよく取り上げたなと思います。ことしの四月に中央省庁等改革推進本部で方針が出されております。その中にこの政策評価というのがある部分の部分を占めて書いてございます。これも実はしっかりと読ませていただき、また関係の方からこのことにつきましていろいろ伺って、体系的あるいはシステムのきちんとした政策評価をやつていこうということをお話いただきまして、大変いいことだと思ひますし、なかなか難しいことに踏み込んだという思いも、役人の古手でございますからいたします。

ただ、気になりますのは、こういったシステムなり体系的な体系化をするためには時間もかかり、これは間違いなく時間がかかりまして、すぐにきよう、あす、あるいは何カ月で出てくるという、こういう代物では全くないようには思ひます。

一方、国民の側からしますと、実はそういうこ

とを待ってられないということなんであり、例えば公共事業の関係でありますとか幾つかの点につきまして、これは政策評価と呼ぶかどうかというのはいろいろあるのかもしれないが、関係省庁がどういふような評価をしているのか、やっぱそれを知りたいし、あるいは当然国民に知らしめなければ、本当の公共事業や公共事業の役割が理解されない、そういうふうには思ひます。

そういう意味でいいますと、システムが全部できて体系化してからおいおい始めるんだということではなくて、例えばこの方針にもございませうけれども、緊急に政策評価を実施する必要があるときには機動的に対応するなんということも一項書いてございませうが、私は、そういう意味でいいますと、個別の幾つかのテーマについてやはりこの政策評価のことを急ぐ、並行してございませうけれども、そういう必要があるように思ひます。これは私の意見だけでございませう。

それからもう一つ、これも政策評価ということに該当するのどうかということがあつたわけでございますが、先般新聞に、国の会計にバランスシートを入れよという話があつた。今の官庁会計は現金会計ということですが、バランスシートをきちんと入れてストックを明確にする、こういうことだろふと思ひます。私は基本的にそういうのは必要じゃないかというふうには思ひますが、なかなか実務的には難しいんだというふうなことも聞いておるわけでありませう。

そこで、大蔵省の方に実は伺ひたいのでございませうが、私はこういうのは、難しいことは難しいと思ひますが、やはり早急に取り組んで、ここまではできる、あるいは毎年少しずつ手直しをしていく、こういったこととして取り組むべきではないかというふうには思ひますが、御意見をいただきたいと思ひます。

○政府委員(坂部君) 結論を最初に申し上げさせていただきますと、先生の御指摘の方向で私どもも考えておりまして、既にいろいろな勉強はさ

せていただいております。

御承知のように、最近、アメリカでございませうとかあるいはニュージーランドでございませうとか幾つかの国でバランスシートを作成するといふ、この国も完全にはなかなかない、アメリカなんかもいろいろ苦労しているようではございませうが、そういった努力が行われておりまして、私も、そういった外国の事例等も勉強いたしたり、あるいは我が国でそういうものを実施するところとどういった問題点が出てくるかと、先生おっしゃいましたように技術的にはなかなかいろいろ問題点がございませう。あるいは費用もかなりかかるということもあつたと思ひます。

そういう問題点あるいは費用、導入することについての意義、そういったものについていろいろ実務的な検討を今鋭意させていただいておるところでございませう。

ちなみに、若干つけ加えさせていただきますと、既に国の会計でも、いわゆる特別会計がいろいろございませうが、特別会計でも比較的企業活動に近い活動をやつていられる特別会計というのがございませう。三十八の特別会計のうち二十四の特別会計においてはバランスシートあるいはバランスシート的なものが既に使われているということがございませう。

それからまた、先ほど先生が御議論になつておられました独立行政法人でございませうが、これは原則として企業会計原則に基づいて経理を行うというふうには私も承知をいたしてるところでございませう。

○日出英輔君 国の会計にバランスシートをいふのは、どうも新聞なんかで見ますと、今はやりの債務超過をより効果的に言うために何かつくつたというふうには言わんばかりのところもあることはありませうが、やはり本質は、こういう形で国民に知らしめるということが大事だと思つております。

地方自治体でも幾つかのところではございませうが、これについての試みも始まつたというふうには思つて

おります。地方自治体以上に国の場合には非常に複雑なことが多いのでございませうが、ぜひとも取り組んでいただきたいと思つております。

最後になりましたが、一言だけ総務庁長官に御感想あるいはお考えをいただきたいのでございませうが、この行革会議の報告の中には国家公務員制度改革がございませう。公務員がみずから硬直性を打破するためにはこういった公務員制度もいかにやらなければいけませんけれども、幾つかの点が出ておりますが、これに対して総務庁長官の御答弁をいただいて、私の最後の話にしたいと思つております。

○國務大臣(太田誠一君) 国家公務員制度につきましても、この中央省庁改革の中でも位置づけておりますし、また同時にさまざまな新しい試み、そしてまたよりよい国家公務員の姿を求めるための努力をこれからも続けてまいる所存であります。

○日出英輔君 言葉がちよつと過ぎたようでございませうが、御容赦をいただきたいと思ひます。

○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。私の持ち時間は短時間でございませうので、ぜひ答弁は中身の濃い答弁をお願いしておきたいというふうには思ひます。

まず最初に、厚生大臣にお伺ひをいたしたいというふうには思ひます。

今回の法改正によつて地方事務官制度が廃止をされて、国の厚生事務官へ身分が切りかえられるということになつたわけでありませう。そして、この身分の切りかえに伴つて衆議院において附則の修正がされました。それは、新たに厚生省社会保険関係共済組合を独自に設立するという内容になつていられるわけでありませうが、そこで、厚生大臣にこの身分切りかえに当たつての点について二点ほどお伺ひをいたしたいというふうには思つております。

一点目は、地方事務官がこれまで加入をしてきております福利厚生関係の実態について十分に把

握を、把握というか調査をいただきたい、そしてそれらを考慮いただきたいというふうに思っているわけですが、そうした考えがあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

二点目は、第三次勧告において次のように述べられていますが、「地方事務官制度は、暫定的な制度とはいえ、過去五十年にわたって継続してきたことに鑑み、これを廃止するに当たり、職員処遇等について十分な配慮が必要である」、こういうふうに触れられているわけです。

そういう観点からして、先ほどの福利厚生を初めとした職員の処遇についてぜひ考慮いただくと同時に、もし後退するようなことがある場合には、これは激変緩和などの経過措置を設けていただきたいなというふうに思っているんですが、それらについて御意見をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(宮下創平君) この改正法案が成立いたしました場合におきましては、これまで地方事務官が加入してまいりました地方職員共済組合や都道府県の職員互助会というのがございしますが、これにおける職員の福利厚生につきましては、今仰せのとおり、その実態を十分調査したいと考えております。また、その調査結果を踏まえまして、福利厚生などの職員の処遇につきましては、国として対応可能なものについてはできるだけ努力をしてまいりたいと考えております。

○高嶋良充君 前向きの答弁をいただきました。若干激変緩和の部分等についてはちよつとまだ考え方がわからなかつたんですが、ただ衆議院の審議でも公明党の若松謙維議員がこの種の質問をされておまして、大臣としては職員の処遇について十分に配慮するという答弁をいただいておりますから安心はしておりますけれども、もしその処遇が後退をするというふうなことになるような場合にはぜひ激変緩和措置をお考えいただきたいというふうに思つて、これは要望ですので、お願いをしておきたいというふうに思います。非常に忙しい中お越しをいただきましたして、御退

出ただいて結構でございます。ありがとうございます。

では、引き続き自治大臣にお伺いをいたしたいというふうに思っています。

私は、前回の質問で国と地方公共団体の関与の問題についてかなり詳しく質問させていただきましたが、きょうは都道府県と市町村の関与の問題について御質問申し上げたいというふうに思っております。

まず一つは、都道府県の処理する事務というのが明確になつてきたわけですが、ただ都道府県に対する関与の性格が私はまだ不明であるというか不明確ではないかというふうに思っているわけでありまして。

とりわけ、地方自治法の改正案の中にあります二百四十五条の七の第二項、都道府県の市町村に対する是正の指示という部分でありますけれども、ここでは都道府県が市町村に対して権力的な関与ができるというふうに私は読み取れると思つております。自治省の事前の説明等でも文書が全体に出ておりますけれども、これは法的義務が伴うんだという、ただ明文化はしていないけれども解釈でと、こういうふうになつていくわけです。

ということは権力的関与だということに思うんですが、そういう都道府県が市町村にこの種の権力的な関与をできるとしたのはなぜなのか、その点について自治大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 改正後の地方自治法に基づいて都道府県が市町村に対して行うことになる関与の中で、今御指摘のない強い形での関与、これは係争処理手続の対象になるような関与でありまして、そういう類型としては、市町村の処理する法定受託事務については是正の指示それから代執行というのがありますし、市町村の処理する自治事務については各大臣の指示を受けて行う是正の要求というものがあるわけですが、何でそういう形をとつたのかといへば、国が直接市町村に対してこういう形での関与を行うよ

りも、やはりその地域の実情やその中における、市町村は各都道府県の中にあるわけですから、そういう意味でその中における市町村の立場、その事務処理の実態等をはるかに国よりも都道府県の方が十分に把握をしておられるわけでありまして、そういう意味で都道府県が行うこととする方が適當であるというふうなことから、第一次的には今回の改正において都道府県が行うことにしたということでもあります。

○高嶋良充君 実態、実情を把握しているからというふうに言われました。これ以上はあれですけれども、ただ、都道府県と市町村、国と地方公共団体も対等な協力関係にするんだ、こういうことで今回の分権法案が出されてますね。その中でも、とりわけ同じ地域に在る都道府県と市町村というのはより対等、平等でなければならぬし、より一層の協力関係がなければいけないと思うんです、広域行政等も含めて。

そういう状況の中で、ややもするとこの種の対立をおおるような、そういう措置というのは私は好ましくないのではないかと。そういう観点では、ぜひこの種の関与、是正の指示、これらについては、前回も申し上げましたけれども、都道府県の市町村に対する関与を最小限に限定するということ、そういう方向で大臣として今後御努力をいただきたいなというふうに、これは御要望として申し上げます。

そこで、次に、紛争、係争処理の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。

市町村が国と争う場合には国地方係争処理委員会です、こういうことになります。しかし、市町村が、先ほど申し上げました都道府県の是正の指示に不服があつて都道府県と争う場合については、自治紛争処理委員のところへ争う、調停が今度廃止されますけれども、そういうことになるわけですが、このことは、紛争、係争処理について二つのシステムがあるというふうに解しているというふうに思うんですが、国の直接指示に基づく

関与については、私はこの二つのシステムでいいのかなというふうに思います。

ただ、問題は、国が都道府県に指示をして、助言、指導ですか、そういうことをやって関与をして、そしてそれに基づいて都道府県が市町村に是正の指示をする場合は、都道府県がその主体的な意思で指示をするということではなしに、国の意を受けて指示をするわけですか。だから、市町村からいへば国の間接的指示を受けていると、こういうことになるわけですが、そういう場合は一体どこへ市町村は訴えたいのかというふうに思うわけです。

今までの衆議院等の若干の御答弁を聞いてみると、これは国が都道府県に関与をして、そして都道府県が市町村に指示した部分だから、直接は後ろに国があつても都道府県がやっている部分だから、これは自治紛争処理委員で処理すべきだと、こういうふうに関与が政府側は考えられているというふうに思うんですが、実際に中央省庁からの指示に従つた都道府県が市町村に指示をしてその市町村と紛争になつた場合は、自治紛争処理委員ではないに国地方係争処理委員会であつてはいいかというふうにかかっているんですが、その点について自治大臣の考え方を伺いたしたい。

○国務大臣(野田毅君) 市町村が行う法定受託事務の処理について都道府県が関与する場合には二通りのやり方があるわけです。それは、みづからの判断において関与する場合と国の指示を受けて関与する場合と、この二通りあるわけです。

その中で、国の指示を受けて都道府県が市町村に関与する場合、これは何も機械的な単なる伝達者としてというふうなことではなくて、都道府県自身が国の指示を受けて、主体的な判断をして、その上で市町村に関与をするということでありまして、もし、国の都道府県に対する是正の指示が不服である、不當であると思料される場合には、その次元において今度は都道府県と国の間の係争処理の対象になる、こういう形になつていくわけです。

したがって、あくまで都道府県が市町村の事務に関与するという場合には、都道府県と市町村との係争処理という形になります。したがって、いわゆる国地方の係争処理機関ということではなくて自治紛争処理委員会になっていくという考え方で整理をいたしておるわけです。

この場合に、あくまで都道府県に対して国がそういう指示をする、当然のことながら、法令違反のような処理が行われているとかあるいは著しく適正を欠いて公益を害していることが明らかであるというような場合、まさに異例と言うようなんですが、そういう例外的なケースにおいて初めてこういった措置がなされることであるというふうに考えております。

○高嶋良充君 ちよつと納得ができませんが、国が都道府県に関与をして都道府県がその関与を主體的に判断する、そういうことを申されました。もし、主體的に判断して都道府県が是正の指示をしなくてもいいと、そういうことを都道府県が判断をした場合、国はそれで結構ですということになるのかどうか。その場合、国は直接市町村に介入することになるのか。同じ問題でも国が都道府県を通じてやった場合は自治紛争処理委員ですね。そして、都道府県がもう主體的に関与しない、そうした場合は、もし国が直接市町村に介入した場合は同じ案件であつてもそれは係争処理委員会が処理をしていくことになるのかどうかというのがまず一点。

それともう一つは、その自治紛争処理委員の事務局は自治省に置かれるというふうに私は聞いたんですが、都道府県と市町村の直接の争いなら私は自治省に置かれてもいいというふうに思うんですが、今のようないいケース、自治省から都道府県に指示をして、そして都道府県が主體的に判断をして市町村に是正の指示をして、そこで争いになった場合、その自治紛争処理委員の事務局が自治省に置かれるということについてはやっぱり不公平ではないかというふうに思うんですね。

なるわけですから、争いの原因をつくっている、こういうことになるんですが、その当事者が審判員の事務局を持つというのには、よく言われるところの野球チームが審判員、こういうふうになるわけですが、そういう不公平、不信感というのが市町村から生まれるのではないかとこの問題についてはいまだに再検討をお願いしたいというふうに思っています。

この二点です。
○国務大臣(野田毅君) 第一点の、法定受託事務の場合、都道府県を経由しないで国が市町村に対して直接関与する場合があるか、これは第二百四十五条の七の第四項で緊急の必要がある場合には国が直接指示を出すことができることになっております。この場合は当然のことながら、地方の係争処理ということになる理屈になるわけですね。

それからいま一つは、自治紛争処理委員が自治省に置かれるということがおかしいじゃないかという話があつたんですが、私自身はどういう場合を想定して自治省がそれぞれ市町村に対してその種の事務処理に関して関与していくのかということなかなか想定できないんです、率直に言つて。ですから、論理の世界ではそういうことがあるいは言えるのかもしれませんが、ぎりぎり言えば、これは衆議院でもそんな話があつたんです。中桐さんだからぎりぎりということになったのかもしれないだけども。

率直に言つて、やっぱりこういったものはその地域のことに限定されているわけですから、国と地方というのではなくその地域のことに限定されているわけですから十分公正な判断ということについては当然であるわけですが、またその事務局のことにいってお話があつたんですが、実際に都道府県と市町村の間の係争について審査をして、そして勧告などを行うのは自治紛争処理委員でありまして、いわゆる庶務を担当する職員がやるわけではございません。

その自治紛争処理委員というのはどういう形で選ばれるのか。これは国地方係争処理委員会のメンバーを選ぶのと同じような基準に基づいて過半数が同一の政党その他の政治団体に属することのないようにするとともに、在任中政党その他の政治団体の役員になり、あるいは積極的な政治運動をすることを禁止する規定などがあるわけでありまして、そういう意味で、そういう政治的対立がこれの中で妙な形でねじ曲げられるなどということはない、私は到底考えられない。私は、この点はぜひ御理解をいただきたいことだと考えております。

○高嶋良充君 済みません、時間が参りました。終わります。

○興石東君 民主党・新緑風会の興石ですが、きょうは教育行政の分野から何点か質問をさせていただきます。
有馬文部大臣、昨年九月の第十六期の中教審答申も出されたわけですが、大臣は御承知のようにその中核におられ、まとめられた人ですから、思い入れも深いというふうに思います。私はその折に、今後の地方教育行政のあり方というのがテーマだつたと思うわけですが、そこでその中教審の答申で現在の教育課題をどのように分析され、何が問題で、何をどのように変えていくとしたのか。

その趣旨に沿つて今度の分権一括法にかかわる教育分野の改正も行われているというふうに思うわけですから、まず最初に、その中教審答申の基本的な考え方と改革の方向づけは何だつたかということとを簡潔に御答弁いただければと思います。

○国務大臣(有馬朗人君) お答え申し上げます。中教審を初めとしていろいろ教育改革を今文部省としても行つておりますけれども、何といつても、国民の平均学力の水準は保ちながら個性豊かな教育をしていくということが一つ大きな問題であると思ひます。

それからまた、いよいよ国際的に活躍をしていかなきゃならない、そういうときに、やはり国民が皆、倫理観をしつかり持った思いやりのある心

というふうなものも育てていかなきゃならない。そういう意味で、まず生きる力というものを提案いたしました。それは、みずから考えみずから問題を解決していくという力と、それから先ほど申し上げました思いやりの心、倫理観、そういうものを持つ、そして美しいものを美しいと思う健康な心と体力、こういうふうなものを備えた人物を育てていきたい、これが一番大きな目的であるかと思ひます。

それに向けて今大いに努力をしているところでございますが、同時に、心の教育という面でも大いにこれから考えていかなければならないといひまして、さまざまな方向に手をつけているところでございます。

○興石東君 私がお願いしたのはそういうことではなくて、この地方分権一括法、教育行政のあり方、それに焦点を絞つて、今度の改革でどこをどういうふうに変革しようとしているのかという点をお答えいただきたかつたわけでありまして。

○国務大臣(有馬朗人君) 少し広くお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、子供の一人一人の個性を尊重していく、そして先ほど生きる力ということについて申し上げましたが、その生きる力をはぐくむために、現在、文部省においては教育改革を進めているということは申し上げましたし、心の教育の充実、学習指導要領の改訂など教育内容の見直しを図つていこうということもまづ申し上げます。

このような教育改革を実現するためには、各学校が地域の特色を生かして創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように学校の自主性、自律性を確立するとともに、教育委員会が地域の実情に応じて主体的かつ積極的な教育行政を展開し、学校や地域の活動を支援していくことができるよう教育委員会の機能の充実を図ることが必要であると考へております。

こういう観点から、平成十年九月の、先ほど御指摘の中央教育審議会の答申、今後の地方教育行

して通知という形で指導されているものも大変多いわけでございます。先ほど自治大臣からお答えがございましたような趣旨を私も十分踏まえまして、指導のあり方等を含めまして、処理基準で示すべきものにつきましては、それが処理基準であるということがわかるような外形的な側面を含めまして今後十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○興石東君 今、御手洗局長の方では、この処理基準は文部省の問題にかかわるものは法定受託事務に限って行く、そしてその法定受託事務ということがはつきりわかるような方法でこれを見直していくという答弁があったわけですが、法定受託事務としてどんなものが文部省関係にはあるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○政府委員(御手洗廣君) 今回の一括法によりまして、今後、文部省関係で機関委任事務を廃止した後なおかつ法定受託事務となるものにつきましては、法律レベルでは四十一本と考えているところでございます。

その大きなものは、学校法人、宗教法人に関する事務の取り扱い、学校法人の寄附行為の認可、あるいは宗教法人の設立の際に行う規則の認証、これが一つのグループでございます。

もう一つは、教科書発行のための需要数の報告や文化財保護のための史跡、名勝、天然記念物の仮指定など、国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを、地方公共団体が処理されている事務で当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの、こういったものにつきましては地方分権推進計画に従いまして法定受託事務として残していくこととしておるところでございます。

このほかに、各省庁と同じ並びの事務でございますけれども、市町村に対する国の負担金、補助金を都道府県教育委員会にお願いする、この点につきましては今後とも法定受託事務という形で処理されるものと考えているところでございます。

○興石東君 今聞いた範囲では、文部省関係では

法定受託事務として扱うものは学校法人の寄附行為に対するものその他幾つかありましたけれども、これは教育課程や教育行政の余り中身にかかわっていない、そう思いますので、それなりにいだろうと思うわけですが、教育内容や教育指導という中身まで法定受託事務、法的根拠がありますというように今後では通知や通達は出さない、こう言い切れますか。

○政府委員(御手洗廣君) 学校教育法におきましては、各学校において教育活動を実施する際の基準となります教育課程につきましてはその基準を文部大臣が定めるところになることになっているわけでございます。この学校教育法の法定に基づきまして、現在全国的な教育課程の基準をいたしまして学習指導要領が設けられているところでございます。

これは現在新しい学習指導要領、平成十三年度から全面実施ということと予定をしております。その内容につきましては、現行のものよりもさらに一層の大綱化等を図りまして、各学校におきます教育活動がより主体的創意工夫を持つて行えるようにという観点からの弾力化等の措置を図っているところでございますけれども、これは全国的な基準をいたしまして、今後とも各学校における教育課程の編成並びに実施におきましては、基準として従っていただくという法的性格を持つておられるところでございます。

なお、これに基づきまして、文部省が助言、指導あるいは必要な支援措置等をする、これは今回の地教行法の四十八条の改正に基づきまして、より一層その趣旨を踏まえた上での指導、助言、援助等のあり方を私どもとしてもつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

○興石東君 ちよつと局長の答弁は長くて何を言ったのかよくわからない。私の質問は、指導要領とか教育内容について、法的拘束力があるのか、うにきつい指導は今後は教育委員会や学校現場へは行いませんね、こう聞いたんですから、すると

○政府委員(御手洗廣君) 学習指導要領につきましては、法定受託事務であるとか自治事務であるとかということではございませんで、文部大臣が定める教育課程編成の基準でございます。したがって、これは今後とも全国的な基準の設定として文部大臣が学校教育法に基づいて持っている権限でございますので、学習指導要領は法的拘束力を持つという考え方は今後とも変わらないわけでございます。

ただ、学習指導要領の個々の内容につきまして、それがどの程度現場を縛り、どの程度の弾力化を与えているかということとは、学習指導要領個々の規定の内容に照らして判断されることと考えているところでございますが、全体としてはこれは法的拘束力を持つということでございます。

○興石東君 学習指導要領に法的拘束力がある、その辺は十分私も理解をしております。その辺は、その基準を決める、これが国の役割。中身は相当地分指導要領の弾力化、大綱化、文部大臣は触れませんでしたけれども、そういうものに変えていくというのが今回の中教審の骨格だったろうと思うわけですから、その趣旨を踏まえてきちんとやっていただきたい。

いつまでもこの議論をしていても時間がありませんので、次に学校教育法の百六条の改正、これは衆議院でも相当議論をされました。

戦後、昭和二十二年に学校教育法ができて、次の年に教育委員会ができた。そして、そういう一年の違いの経過もあってこの監督庁を当分の間文部大臣とする、こういつて当分の間が昭和二十二年から五十年も来た、この経過はいろいろあったでしょうけれども、その折に政府委員が五十年前に指摘したことは、地方公共団体に教育委員会や受け皿を整備されたら国にある権限もできるだけ地方へ移していこうというのがその趣旨だったと思うわけですが、その確認をしたいと思ひます。

○政府委員(御手洗廣君) 過去の政府答弁の経緯

でございますので、私の方から御説明をさせていただきます。

学校教育法制定当時、昭和二十二年三月十九日と三月二十四日、衆議院と貴族院におきまして、当時の政府委員の答弁があるわけでございます。

御指摘のとおり、当時、都道府県、市町村に教育委員会という制度を予想しておりましたけれども、それがまだできていないという状況でございましたので、読み上げますと、「それが完成いたしました場合には、相当の部分で都道府県、市町村に移しまして、文部大臣の権限からはずしていいのじゃないか。そういうようなことを考えまして、どの程度にそれをはずすかは、実際の地方の分散の程度なり状況によつて違ふと思ひますので、そういう際に研究して移すようにいたしたい。」

あるいは「其の地方の分権の程度に依りまして、残さなければならぬものは矢張り将来共に残さなければならぬものがあると思ひます。」、こういうような答弁をしているわけでございます。

その後、昭和二十三年になりました教育委員会が設置されました際に、新たに百六条の二項が追加をされました。具体的には、公立の高等学校、幼稚園の設置認可あるいは学校の閉鎖命令、これにつきましては、監督庁は、当分の間、都道府県の教育委員会とする、こういう見直しも行われた上で今日に至っているところでございます。

○興石東君 できるだけ国の関与や権限を地方に移すというのが今回のすべての分権一括法の精神だと、こう思われるわけですか。

教育行政の中央統制の象徴として、県の教育長を文部大臣が任命、承認するというのは、これは外されたわけですね。だから、よく議論の中で、顔も名前もわからない県の教育長を文部大臣が何で承認しなければいけないのか、これはだれが考えても少しおかしいのではないかと。それがやつと五十年たつて一つ分権への第一歩をやつた。

しかし、なかなか中身は変わらない。その中身の変わらない典型として、文部省の中に教科調査官というのが置かれておられると思ひます。また、県

には、それを受けての県の指導主事、こういう人たちがいるわけですが、この人たちの任務とその見直しも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(辻村哲夫君) 教科調査官は、文部省に置かれます職でございます。「初等中等教育における教育課程の基準に関する調査及び教育課程に関する指導、助言に当る」と職務が規定されてございます。それから、指導主事は、各地域の「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導」を行うというふうに明定されているものでございます。それぞれの教科、道徳、特別活動の専門家として、教科調査官、指導主事、大変重要な役割を担っていると思えます。

ただ、先生のお尋ねは、各教科調査官、各指導主事がそれぞれの各教科なり道徳なり特別活動という観点から見ることを強調して、学校教育全体の教育の編成、活動のあり方といったものを全体として見るということがもつと必要なのではないか、そのためには、全国的に画一的にならずに、各地域地域のさまざまな教育活動、特色ある教育活動を生かすようなそういう姿勢が必要なのではないかということだろうと思えます。その点についてはそのとおりだと思います。

したがって、各教科調査官あるいは指導主事が、各教科、道徳、特別活動にのみとらわれないで、全体として子供をどのように育てていくかという広い視野に立つての指導というものが必要であらう、こういうふうにご考慮のところでございます。○奥石東君 ありがとうございます。今、辻村局長の言われるような方向で、教科調査官、指導主事というのをぜひ早急に見直ししていただきたい、こう思います。

一つ、くどいようですが例を言いますと、教育課程を再編成していくというのが最大の課題にもかかわらず、教科調査官というのは各教科の専門家であつて教育課程をつくる専門家ではないわけですから、その人間に教育課程までつくらせているということに教育課程がなかなか全国統一、

画一的なものから脱皮できない最大の原因があることを文部省も再認識していただきたいと思うわけでありませう。

なお、教科調査官、なかなか紛らわしい言葉がたくさんあるわけですが、この教科調査官というのが文部省の教科書検定に深くかかわっているわけですね。そのことについては、時間がありませんので省略したいと思います。

なお、文部大臣が非常に力を入れたナショナルカリキュラムセンター、そういうものもあるからこのセンターをつくらうということ御努力をいただいていることに敬意を表します。ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。答弁は結構ですから、お願いしたいと思います。

なお、この種の話の最後になりますけれども、学校に自主性、主体性を持たせたいというのも一つの大きなネックになっているわけで、その点から申し上げますと、学校経営上、学校事務職員という者の位置づけが大変重要になってくる。その学校事務職員の処遇や研修、そして力量を高めるということも捨てておけないと思いますが、この点についての考えがあったらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(辻村哲夫君) 各学校が特色を持って生き生きと教育活動を展開する。そのためには、校長の指揮のもとに各教職員がそれぞれの力量を十分に発揮する、教育指導面での指導力の充実ということが大変重要であるわけでございますが、それを財政的な側面あるいは学校の管理の運営という面で支えますのが学校事務職員でございます。

例えば、理科の設備その他さまざまな設備について、自分の学校としてはどういった設備が備えられるべきであるか、あるいは学校図書館の図書整備というのはいくつという基準で整備されているか、そういった行政上の基本的な知識といったものは、個々の先生は学校教育に専念しておられるわけでございますので、そういった面はむしろ学校事務職員の専門とするところであるわけでございます。

ます。そして、その事務職員の方々が十分な知識を蓄えて学校を支えるということなしには学校は進展していかない、こういうふうな思いがあります。

そういう意味で、個々の事務職員の研さんということも大事でございますが、時々合った情報源的確に持つという意味で、研修も大変重要だと思えます。これは、各県もそうした視点に立って一生懸命この研修について力をつけておりますが、文部省といたしましては、中核になるような事務職員につきましては、全国研修等を実施いたしまして、今その力量向上ということに力をつけておりますが、これからの大きな課題として力をつけてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○奥石東君 ぜひそういう方向で御検討をいただきたいと思えます。

本当に最後になりますけれども、官房長官に急なお願いで大変恐縮だと思えます。

と申しますのは、昨日から日の丸・君が代問題について衆議院の内閣委員会ではいよいよ審議がスタートしたというふうに思えます。教育現場の過去の歴史を見ますと、この種の問題で文部省と教育現場が混乱を起したり対立をした悲しい歴史もあるわけでありませう。加えて、広島の世界高校の校長先生がとうとう命をこの種の問題でなくされた。もうほうつておけない、そんなものも法制化のきっかけになった、そんな話も出てきているわけですが、先ほど朝の官房長官の答弁の中に、私自身も戦争世代を生きた人間の一人としてというお話もありました。

そこで、昨日、官房長官はこの問題について、学習指導要領、教育現場、そういうものの混乱を防ぐためにも、法的根拠としてこの問題にも取り組まなければならぬという意味のことも発言されたやに聞いております。さらに、これが法制化されても決して強制をしたり義務化をするものではない、そういう国の姿勢を明言されたというふうにも聞いておるわけですが、この点について御確認をいただきたいというふうに思えます。

○国務大臣(野中広務君) 政府といたしましては、今回の国旗・国歌の法制化に当たりまして、国旗の掲揚等に関しまして義務づけを行うことは考えておりません。したがって、国民の生活に何らかの影響や変化が生ずることとはならないと考えておる旨を明らかにしたところでございます。

なお、学校におきます国旗と国歌の指導は、児童生徒が国旗と国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てますとともに、すべての国の国旗と国歌に対してひとしく敬意を表する態度をはぐくんで行うために行っているものだと考えておるのでございます。

文部大臣からもお答えがあらうかと思えますけれども、そういう意味におきまして今回の法制化といえますものは、今、委員が御指摘になりましたように、従来とく、文部省の指導要領と国旗・国歌の掲揚あるいは斉唱を通じて、教職員組合、その他運動団体との間に、どこに根拠があるんだということ、管理者を初めとする人たちは大変な苦しみのはざまに挟まれてまいりました。

広島県の世界高校の石川校長の自殺もまたそういうところにあつたと思ふことを考えますときに、今回、こういう第二、第三の石川校長を生まないために、法制化をして根拠を設けるということとはむしろ明確な教育上の配慮であり、従来の教育上の方針が変更されるとは私は考えておらないところでございます。

○奥石東君 今、官房長官の御発言の重みというもの文部大臣も感じておられるというふうに思えます。

そこで、文部大臣、先ほどちょっと教科書検定に触れましたが、もう議論する時間はありませんが、教科書調査官は、教科書会社に対してこの種の問題を、参考意見を言うことはできても、こういう指示はできないのに、それをあたかもあるかのように行き過ぎた指導をしている面もあるわけですね。こうした点については、相当自重してもらわなきゃいけないし、今回の改正案について見直しの趣旨もそこにあると思えますので、そ

の辺の決意についてだけお聞かせをいただいて、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○国務大臣(有馬朗人君) この点に関しては、文部省はいろいろと手を打っているところでございますので、御趣旨が生きていると思います。

○奥石東君 ありがとうございます。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時一分開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。

この際、委員長から申し上げます。

伊藤理事から、依田委員に対する答弁の際、太田総務庁長官の発言中、不適切な言辭があるとの御指摘がありました。

この取り扱いについて理事懇談会で協議の結果、当該部分を削除することといたします。

この際、太田総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。太田総務庁長官。

○国務大臣(太田誠一君) 先ほどの依田委員の防衛庁省昇格問題の御質問に対し、不適切な答弁を行いましたことを陳謝し、改めて答弁させていただきます。

防衛庁の省への移行については、行革会議でもさまざまな御議論がなされたが、今回の中央省庁の再編に当たっては、防衛庁は現状どおりとされたところであります。

また、行革会議の最終報告にもあるとおり、新たな国際情勢のもとにおける我が国の防衛基本問題については、別途政治の場で議論すべき課題とされているところであります。

いずれにしても、国民の十分な理解が得られる形でこの問題についての議論が尽くされることが重要であると考えております。

○委員長(吉川芳男君) 休憩前に引き続き、内閣

法の一部を改正する法律案外十七案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺崎昭久君 早速、自治大臣にお尋ねいたします。

六月二十九日に東京都議会が開催をされました、この四月に誕生しました石原都知事が初めての施政方針演説を行いました。

それによりますと、東京都の財政に触れられた中で、平成十年度一般会計が実質的な赤字になり、その額は三千五百億に達するであろう、そうした厳しい状態はこれからも続く、放置すれば東京都は財政再建団体への転落も免れない、財政再建を今後進めるに当たっては、職員定数の削減あるいは給与関係費の見直しを初め、聖域を設けず事業の見直しを行うなど、強調されております。

東京都の財政問題というのは、もちろんその財政再建ということについても第一義的には東京都の責任であることは間違いないと思っておりますけれども、そうはいっても、国は東京都の事務の八〇％を占める事務を委託しておりますし、また一般財源だけではなくて国庫支出金や地方債の起債を通じて東京都の財政を統制し、あるいは政策誘導等を行っているのが現状だと思っております。

そういう観点からすると、国としても、あるいは地方行政、地方財政のあり方としても決して無関心ではいられないであろうと思っております。

また、東京都の財政というのは、現行の地方自治制度そのものの危機の象徴かもしれません。そういう意味では、各都道府県もこれにどう対応するのか、あるいは国がどのように措置するのか、援助するのか、そういったことも含めて注目をしているのではありませんか。

なぜ東京都が財政危機に陥ったのか、国としてのどのような対処をできるのか、あるいはすべきかということについて御認識を伺いたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 今日の地方財政の状況は、率直に言って惨たんたるありさまだと思っております。

御指摘のとおり、東京都においてもそうですが、それまでは比較的大都市部においては不交付団体が多かったわけでありまして、平成四年度まではそういう意味で神奈川県とか大阪府とか、こういったところも不交付団体であったわけですが、既に今日は交付対象団体になってしまっております。

これは、やはり今日の経済の低迷を反映して、大都市部においては法人関係の税の収入が激減をしまして、それが極めて大きく影響を与えていると考えております。

したがって、もちろん国、地方の税源の配分の見直しということも大事なテーマであります。まずはこの景気を何とか立て直して、国も地方も安定した税収が得られるような、まずその前提になるところをつくっていかねばならないと考えております。

こういう厳しい状況下にあつて、東京都も大変御努力をされておられるように見えております。今日までそれなりに財政再建あるいは財政健全化の努力をしておられるわけですが、平成十一年度はさらに財政の構造改革を進めるために、今月末を目途に財政再建推進プランを策定されるというふうな自主再建に向けた取り組みをしておられるというふうな聞いております。

つい先日石原都知事から東京都の厳しい状況について要請をいただいたところでもございまして、重大なる関心を持ち、できるだけの自治省としても支援ができる範囲においては支援をしてまいりたいと考えております。

なお、特に本年度については、こういう厳しい地方財政の状況の中にあつていわゆる恒久的な減税も行ったわけでありまして、それに伴って、交付税ということではございせんが、たばこ税の国、地方の配分割合を地方に一定割合を移譲するという措置が講ぜられる、あるいは今年度創設をいたしました特例交付金、これは不交付団体にも当然交付をされるというふうな形をとることに

よつてそれなりの対応をいたしておるということに申し上げておきたいと思っております。

○寺崎昭久君 ただいまの財政再建推進プランをつくるに当たつてということで、東京都はパンフレットをつくられました。

これはコピーでございますが、この「危機に直面した東京の財政」というパンフレットによりまして、東京都が実質的に赤字基調になったのは平成二年度以降であるということをまず冒頭に掲げまして、その原因は基本的には歳入と都税収入のギャップにあるということを言いつつ、とりわけ平成四年度以降税収が急速に落ち込む中、都債、地方債のことで、を、活用し、国の景気対策に呼応して公共投資を中心に景気対策を行うなど、歳出水準の維持に努め、右肩上がりの経済に期待した財政運営をしたために赤字がひどくなったんだということを訴えております。

もちろん、東京都の場合にはパブルに入つてから公共事業、公共投資みたいな事業を進めたわけではなくて、既に御指摘のように、東京武道館とか体育館とか、あるいは東京芸術劇場、都庁舎、あるいは江戸東京博物館その他がありますし、そのほかに一九八八年に策定された臨海副都心構想に基づく埋立地の問題も抱えている。そういったものが重なっているということは当然のことです。

また、この問題については、日本経済の持続的な成長という点、右肩上がりの経済を信じ、また土地神話を疑わずに東京都が展開した面ももちろんあるわけですから、東京都の責任は免れないと思っております。バブル崩壊後のツケについては、累次にわたる国の景気対策が相当大きく影響をしているのではないかと考えております。

東京都の財政危機が国の景気対策と連動しているという見方について、自治大臣はどのように認識されておりますか。

○国務大臣(野田毅君) 結論から言うと、そのとおりというわけにはいかないと考えています。

今、まさに寺崎委員御指摘でございますように、臨海副都心の話であれ、かなりの部分は東京都が右肩上がりを前提として独自の地域開発計画なりいろいろな施設をつくる計画をおつくりになったわ

けで、これは必ずしも、国の景気対策としての要請にこたえてやりたいくもない仕事を無理にやらされたという世界のものではないと思います。

ただ、地方財政全般からいえば、もちろん国として景気ということ、それは何も国だけのテーマではありませんで、特に地域においては雇用であったり、地域経済あるいは地域における社会資本整備のニーズということも考えた上で事業を施行していただいたわけでありすけれども、いずれにせよ、国においてもそれに必要な財政的な支援措置を講じた上で協力を要請してきたことも事実でございます。それはそれなりのまた効果があつたことも事実ですが、結果において地方財政にそれだけの負担を残したということもこれもまた事実でございます。

ただ、東京都においてそういう他の道府県と同じ目で見えていかどうかということは、少し素直にそのとおりとは言えない部分はあると思っております。

○寺崎昭久君 それぞれの都道府県ごとの事情というものがあつたわけですから一概に論ずるわけにはいかないと思ひますけれども、しかしながら、バブル崩壊後の例えば地方単独事業を一覧表にしたものを拝見しますと、平成二年から地域づくり推進事業、総事業費として三兆三千億円支出しているとか、あるいは平成五年から始まったふるさとづくり事業が今も続いている、ないしは平成三年から商店街等振興整備対策事業、あるいは同年から高齢者保健福祉推進特別対策事業とか、平成四年からは看護系短期大学の施設整備等に巨額なお金が投じられていくわけでありす。

もちろん、今、自治大臣がおっしゃられたように、単独事業というのはそれぞれの都道府県の判断で行うわけでありすから、その責めは都道府県にあると言つてもいいわけでありすけれども、しかし、国と地方の仕組みからいうとそうとばかりは言えないんじゃないでしょうか。

というのは、地方単独事業といつても、結局のところ、起債枠の拡大とか、あるいは当該地方債

の元利償還金について地方交付税措置を講じるなど強力な後押しをしてきたということとは否めないと思ひます。言い方を換えれば、一九八〇年度以降、国は国の財政再建のために補助事業に対する補助率を下げてきました。その影響で地方単独事業が増加することになったのではないでしようか。地方が国の景気対策を肩がわりしたと言つてもいいんじゃないかと思ひます。

その証拠に、地方単独事業の財源である一般財源と地方債の割合というのは、一九九六年を境にして圧倒的に地方債の比率が高くなつております。高くなつたということは、地方単独事業、必要な事業を進めるといふことでもありますが悪くはありませぬけれども、そのために放漫経営になつた県もあるのかもしれない。長期展望のないまま不要不急の箱物がたくさんできたということもこの時期なのかもしれない。

自治大臣にもう一度伺ひますけれども、本来、景気対策とかフェイスカルポリシーというのは国の機能だと私は思ひます。にもかかわらず、一方では国債発行を抑える、抑制する、全く出さないなどということは言ひませんが、抑制すること、一生懸命やり、それに肩がわりさせる格好で地方債がふえたというのはいくらもおかしいのではないかと。結果として地方財政制度を破壊してきたんではないか、破綻させてきたんではないかと思ひます。

また、補助事業にしろ単独事業にしろ、それには地方の裏負担分を国が肩がわりするというのが大体ついて回つていくわけでありす。こういうやり方を今後とも続けていいんだらうかという疑問もあるわけでありす。

そういう国債を減額する、あるいは地方債に肩がわりさせる、それから今のようない裏負担を国が補てんするというやり方を今後とも続けていいかどうか、そういうことについての御認識を伺ひます。

○国務大臣(野田毅君) 何点かあるかと思ひます。

御指摘のとおり、今日まで、特に緊急経済対策という形で地方公共団体に公共投資に対して協力を要請するというような場合に、補助事業については、例えばその財源手当てについて起債の充当率を高めるなりというような対応をし、そしてまた元利償還について、一定割合を将来の地方交付税の中に算定して実質的に地方負担をその部分だけ軽減するという形をとることによって公共投資の促進に協力をお願いしてきたということがあつたことは事実でございます。

それは、単に国債の肩がわりを地方債に振りかえるというふうな意味ではなくて、今申し上げましたスキームから考えても、そのことによつて地方財政にしろ寄せられることを極力避けるという、そのために元利償還について交付税で算定を、その自治体の償還に対して財政の圧迫をできるだけ避けたいという配慮があるということとは御理解をいただけることだと思ひます。

しかし、いずれにせよ、今日までそういうこととが行われてきたことによつて全く地方財政に何の負担も残さなかつたかというところ、そういうわけではありませぬ、かなり大きな重圧となるような負担を残しているということも現実でございます。

そういう点で、今までのようなやり方でもそも本当にいいのか、景気対策ということに対する対応のあり方、これは大蔵大臣の方でもこの前から予算委員会を初めいろんな場面で御答弁をいただいておりますが、あり方についていふところと知恵を出していかねばならぬというふうなことを考えておりますし、自治省としても今日のまでの延長線をそのまま今後も続けるということは私は再検討されなければならぬテーマであると考えています。

ただ、全く今までのやり方がマイナス面だけで、地方自治体としては負担だけを強要されたのかというところ、私はそうではないと思ひます。それは、何といつても経済対策、雇用の問題ということとは単に国だけの責任の話ではない。やつぱりそ

れぞれの自治体においては自分たちの地域における雇用、地域の経済をどうやって活性化させるかということとは自治体固有のテーマでもあるわけでありまして、人ごとではないわけでありす。

そういう側面もございすし、また公共事業という面では、そういう社会資本の整備についておこなわれている地域については、やはり切実な必要を伴うような事柄も現にあるわけでありすから、そういう意味で公共事業は全くむだなものをやつてきたということでは片づけるのは行き過ぎではないか。

そんなことを考えますときに、いろんな反省点はあるけれども、私どもがこれからすべきことは、地方財政をどうやって早く健全化できるような制度論における対応ができるのか、そのための前提になる経済の立て直しということをやはり優先しなければならぬ、そう考えております。答弁が長くなつて恐縮です。ただ最後に一点だけ申し上げますが、東京都の場合はそのように計算してもなおかつ基準財政収入の方が基準財政需要を上回つておるといふことの結果、不交付団体ということでございます。そのこともあわせて申し上げておきます。

○寺崎昭久君 今の問題にかかわつてもう一つお尋ねしますが、一九八〇年度以降、国の補助事業について補助率を下げてこられました。これはどういふ理由ですか。補助事業に対する補助率を下けたというのはなぜですか。

景気対策をやるのであれば、補助事業をどんどんふやす。そのためには補助率を下げるのではなくてむしろ上げるというのが今までの国のやり方だったのではないかと。したがって、私は先ほど、国の国債を抑制するために補助率を下げて地方債を発行させるようにしむけたんじゃないか、こう申し上げたんです。

○国務大臣(野田毅君) 私の記憶が間違つていられるかもしれませんが、間違つていないとすれば、補助率のあり方というのは必ずしも景気対策ということとは関係させないで行われたと思ひます。

そして、小さな零細補助金はもうできるだけなくしていこう、それから余り高い補助率も問題だということ、十年以上前でしょうか、補助率についてトータルとして補助金整理の一括法を出して、この国会で相当の議論を重ねてやった経緯があったと思っております。したがって、景気対策は必要か必要でないかというたがいに個別事業の補助率を上下変動させるといことはかえって財政のあり方としていかなものかという判断があったように私は記憶をいたしております。

むしろ、そういう点で、地方団体にそれだけの景気対策としての配慮を要請しようということであれば、そのことが地方の財政を圧迫しないような配慮を国として行うという趣旨から、起債と元利償還に対する交付税措置という形で財政支援措置を講ずることにしておるといふに私は理解をいたしております。

○寺崎昭久君 少し観点がずれているのかもしれませんが、景気対策をするために公共事業はやらなければいけない。従来だったら国の補助事業を拡大するという方法をとったのではないのでしょうか。であれば、補助率だって据え置きないうしはもう少しやすさというのが当時のやり方としてはよかつたんじゃないか。やっぱり国債費を減らすという気持ちがあつて補助率を下げたんじゃないかと私は疑っているわけです。

突如として宮澤大蔵大臣にお尋ねしてよろしいですか。

国債費を抑制するために補助率を下げたという私の主張というのは、国全体の負担部分というんでしょうか、持ち出し部分を減らすためにやったというふうなことはないでしょうか。そのために地方の起債がふえたということはないでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど自治大臣がいみじくもお答えになりましたように、公共事業というものが、あるいはそこから生まれる雇用というものは国だけの問題でない。地方にもそれだけの受益がないわけではない。あるいはまた、今年

度は国と地方でいろいろお話をし合ひまして、従来の不交付団体に對する特例債でありますとか、あるいはたばこ税の取りかえでありますとか、いろいろなことを自治大臣と御相談しながらいたしました。という意味は、端的に申して、地方にもいろいろな負担を背負ってもらつたのでそれだけのことは国としてもしなきゃならない、そういう気持ちを持つておることは確かでございます。

ですから、おっしゃつておる国の景気回復策のために公共事業をたくさんやる、地方の負担がある、あるいは単独事業をお願いするといったようなことで地方財政を圧迫していかとおっしゃれば、それは国の財政が圧迫されるように地方財政もやっぱり圧迫しているといことは私は否定のしようもないだらうと思つてます。ですから、地方にもいろいろな負担をかけておるなというふうな意味で、大変素直な気持ちで申しますと、そういう感じはございます。

○寺崎昭久君 また東京都の問題に戻りますけれども、九九年の当初予算といふのは、例えば中央卸売市場会計から二千億借りますとか、減債基金への積み立てを一部繰り延べますとか、都債の新規発行を抑えるとか、いろいろな調整措置を講じて予算を組んだといふことを聞いております。

そうなりますと、先ほど自治大臣がちょっと触れられましたけれども、東京都は地方交付金の不交付団体であるわけですね。都民からいうと、東京都のように国から交付金も受けていないところがある赤字で、たくさん交付金ももらつてるところが黒字といふのはおかしいんじゃないかと。都民はそんな詳しい仕組みは知りませんから、そう思うと思つて、またそれだったら東京都も交付金をもらつたらどうかと。先ほど計算の仕組みのことをおっしゃいましたけれども、それはあくまでも約束事なので、少し東京都に厳しい算定方法を採用しているのではないかとこのように考えることもできないわけではないわけですか。

それなので、そういう都民の声にどういふふうに答へたいのか。ないしは、もし赤字再建団

体に指定されたらすればどういふ制約、都民生活への影響があるのか、その辺についてお話しただきたいと思つてます。

○国務大臣(野田毅君) 交付税を算定する場合、基準財政収入それから基準財政需要といふ言うな標準的な財政収支の計算をする、それに基づいて適正な配分が行われるようにという仕組みになつておることはもう御承知のとおりです。そうでなければ、やはり国としても、当然のことながら税源が偏在しておるわけですし、それからどの地域に住もうが必要な最低レベルの行政サービスの水準といふものも現にあるわけですから、そういった意味で、団体間の財政的な不均衡、あるいは必要な行政水準の維持、そういったところから、この仕組みそのものは私は今後においても当然必要なことであると思つてます。

その際に、では大都市だけが都合な、不利な計算になつてゐるのか。もしもそうであればこの制度は大体今までもつわけがありません。そういう点で、都市部については、特に昼間流入人口とか地価の高い状態とか、当該年度の税収の動向がそのまま素直に反映できるようにいろいろやつておるわけです。ですから、その結果、先ほどもちょっと触れましたが、平成四年度当時では神奈川県、愛知県、大阪府、これは東京都と同じように不交付団体でありましたが、その後残念ながら交付団体といふことに転落してしまいました。これは本当に残念なことです。東京都の場合は、私から言へば幸いなことにまだ交付団体に転落しないでもつてゐるといふことだと、私はそう思つております。

東京都はさらなるみずからの健全化努力を今一生懸命していただいております。それから、今お触れになりましたが、平成十一年度においては一定の条件のもとで財政健全化債といふものを今御検討しておられるようでもございます。そういったことで、自治省としてはできるだけだけのバックアップはぜひ考えてまいりたいと思つております。

あつてはならないことでありますが、もしもそういうような、東京都が財政が言うなら赤字に転落をして妙なことになるって起債制限にでもなるといふようなことになつたら一体どうなるんだ、どういふ不都合が都民に発生するのかといふことなんでしょうけれども、これは少なくとも起債制限比率が二〇%以上といふような団体になつてしまつたといふことになれば、おのずからそういう団体についてはまず歳入を増加させるための措置とか歳出を削減するための措置をとらなければなりません。

といふことは、結果として都民に負担の増加あるいは行政サービスのレベルをカットダウンするといふような見直しをお願いするやうなことも現に出てくるであらうし、言うなら財政の自主性は、もちろんこれは自分たちで好き勝手にできないといふ、一定の枠の中でしか行動ができないといふことになることは、これはもう制度としてやむを得ないことだと思つております。

○寺崎昭久君 この問題については東京都の努力を待つわけですけれども、そこにかかわつて文部大臣に伺ひます。

石原都知事によりますと、六月二十八日に、義務教育教職員給与費国庫負担に関する地方交付税の不交付を理由とする財源調整は直ちに撤廃してもらいたいといふことを直接総理並びに関係大臣に申し入れたといふことをニュースで聞いております。

義務教育といふのは言うまでもなく法律が定めたとナショナルミナムだと思つて、そういう趣旨からいふと、地方公共団体の財政力によって国が負担に差をつけるというのは本當に合理的な根拠があるのか私は疑問だと思つております。昭和二十七年にこの法律ができたことは調べまして知つておりますけれども、その上で、なおかつ合理的な根拠になるのかといふことを疑つております。

〔委員長退席、理事石渡清元君着席〕
したがって、文部大臣はこの問題についてどう

お考えなのか、つまり財政力を理由として負担金に差をつけるというんでしょうか。それからもう一つは、もし東京都が現在のような政令県でなく一般県になったら、国の負担、つまり東京都の受け取り分は幾らふえるのか、その辺をお聞かせください。

○国務大臣(有馬朗人君) 義務教育費の国庫負担制度というのは、義務教育についてすべての国民に教育の機会均等を実現する、それから全国的な教育水準の維持向上を図ることを目的として国と地方が適切な役割分担を果たすためという観点から設けられたものでありまして、原則として実支出額の二分の一を国が負担するものである、これは申し上げるまでもないことでございます。

しかしながら、財政力指数というものはかつては、その財政力を考慮いたしまして、昭和二十八年度の国庫負担制度創設当初から国庫負担の最高限度額を設定いたしまして国庫負担金の抑制を行っていただいております、御案内のとおりでございます。

東京都に対する抑制額は平成九年度では二百四十四億円となっております。なお、過去には東京都以外に神奈川県、愛知県、大阪府が該当したところございまして、この措置は東京都のみを対象としていたものでないことを申し上げておきたいと思っております。

義務教育費国庫負担金の財源調整措置は、国が想定しております義務教育の妥当な規模と内容を実現するのに十分な財政力を有している都道府県に對しまして、義務教育に関する国の負担責任を果たす観点から設けられているものでございまして、制度の趣旨、経緯等にかんがみますと、これを廃止することは困難であろうかと考えております。

○寺崎昭久君 自治大臣に伺いますが、東京都には富裕県であるということで交付税を出しておりません。その上に今の教育費も値切っているわけですから、これは二重調整じゃないですか。こういう

ことはあつていいんですか。地方財政の立場からいつてどうでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 義務教育費の国庫負担制度の趣旨というのは、義務教育に対する国の責任として、全国的に妥当な規模と内容の義務教育を保障する必要があるという考え方に立つて国と地方の負担割合を定めておるものである、この理解をいたしております。

したがって、そうであれば、個別の地方公共団体の財政事情によつて国の負担割合が変更されるということとは適当ではないことである、こう思っております。そういう観点から文部省に對しても改善されるよう申し入れを行つておるところであります。

○寺崎昭久君 今の東京都の財政状態を考えると、首つりの足を引く張るみたいな状態じゃないか、私はぜひやめるべきだ、そういう政令県と一般県の区別ですね。一〇〇%というか、ほかの県と同じように二分の一負担をするという方向で、これは政令事項になつていくわけですから、政令を変えてほしいなと思うわけがあります。

ところで、政令事項というのはどこまでゆだねていいものかという疑問が実はあるわけなんです。例えば東京都の場合には、政令で決めたから二百四十四億円というもらい損ないができたわけなんです。それからもう一つは、平成五年までは、富裕県であるかどうか、つまり地方交付税の交付を受けているか受けていないかをもつてこの義務教育費と連動させてきたわけなんです。にもかかわらず、平成六年からは計算方法を変えられましたね、財政力一を越えるところは出さないうえ。

私は、法律に確かに政令で最高限度額を決めると書いてありますけれども、ちよつと決めるだけで二百億円も変わつていいんだらうか、それから都合でその基準を変えていいんだらうか。先ほど御説明ありましたように、基準を変える前までは東京のほかに愛知、神奈川、大阪も入つてたわけですから、基準を変えたことによつてこの三つの県は二年間だけ不交付団体になりました

ね。不交付というか、政令県になりました。二年過ぎて平成八年からはまた一般県になったわけなんです。ちよつとこういうことを政令レベルで変えていいんでしょうか。文部大臣、どう思われますか。

○政府委員(御手洗康君) 制度の件について私の方からまず説明をさせていただきたいと思っております。

○寺崎昭久君 制度の説明は結構です。わかつています。

私がお聞きしたいのは、政令で許される変更と裁量、政令ですから裁量と言つておかしいですね、というのはどこまでも政令で決まればやれるんでしょかということでございます。

一番経験が長いと拝見します宮澤大蔵大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(御手洗康君) 義務教育費国庫負担法におきましては、先ほど大臣から申し上げましたとおり、第二条におきまして、国は毎年度各都道府県ごとの経費の実支出額の二分の一を負担する、これを原則として行つてございまして、けれども、ただし特別の事情があるときは各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができるという、政令にゆだねるという規定があるわけでございます、これに基づきまして今日まで政令を置きまして措置をしてきたところでございまして。

○寺崎昭久君 全く話を聞いていたではないのか、とほけておられるのか知りませんが、私に聞いていただいているのは、一声で二百億も出したり引つ込みたりできるんですか、不交付団体にしたしなかつたりすることはできるんですか、許されるんですかと言つていいんですか、どうでしょうか。仕組みの説明はよくわかつています。私も研究しました。

○政府委員(御手洗康君) 仕組みではございませんで、現在この仕組みを変えた理由でございまして、平成五年度までは単年度ごとの財政力指数が一を越えるかどうかということで富裕県とするかどうかということで仕分けをしておつたわけでございます。これではまいりますと、毎年の交付団体か不交付団体かということが判明する時期が年度の途中になりまして、国、都道府県双方におきまして予算編成時の確定が難しい、年度の途中で別途の補正措置等を国もまたしなければならぬというふうな事情がございました。また、経済情勢が急激な変化をした場合には、ある一年によつて富裕団体調整となるかあるいはならないかということが単年度で決まってしまうというふうな急激な変化を避ける。

こういう観点から、平成六年度以降、その年度を含め前三年間の平均の財政力指数が一を越えるか否かということをもつて抑制をするかしないかというふうな制度の変更をさせていただいたところでございます。

○寺崎昭久君 私はそれを聞いてるんじゃないんです。「政令で定める」と書いてあれば、たとえ一兆円動くようなことでも政令で決めれば通るんですかと言つていらっしゃるんですよ。

私が聞いていますのは、政令で決められる限度額というのはいないんですか、あるいは方法についての制約というのはいくなくないかと受けておられるんですか、こういうことを聞いています。一兆円でも政令で決めていいばいいということですか。

○政府委員(御手洗康君) 原則、実支出額の二分の一というところでございまして、私も……

○寺崎昭久君 いいです、その話は。私は政令で決める範囲を聞いています。

○政府委員(御手洗康君) したがって、原則の例外でございまして、それがどの程度かというところになります、余りたくさん金額になるということであれば法律上の問題を生じようかと思ひますけれども、一定の範囲内であれば、私も行政的な裁量の範囲内で行えるものと考えているところでございます、東京都につきましても、現在それが一般県と比べますとは一割程度の範囲内におさまつておるところでございます。

いるんです。これを一般県に直すと、さらに先ほどの答弁のような二百十四億円追加される可能性がありま。ですから、その限度額の決め方にある種の歯止めみたいなものがあるんではないか。

それから、基準を変えるときは、この範囲だつたら変えてもいいという約束事というのがないのはおかしいんじゃないんですか。何でも政令にゆだねるという決め方ばかりかと思うんです。法律ですから、法律をつくるときに政令の限度額というのをつけるべきなのかもしれません。ですけども、現実においてそうならない、昭和二十七年の法律ですから。どうか伺っているんです。

○国務大臣(有馬朗人君) 御指摘のように、現在のところ昭和二十七年八月八日の法律によって義務教育費国庫負担法ができております。それで、この第二条の後半に「ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。」これに基づいて今の御指摘の義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基づき云々という法律がつくられております。

そして、御指摘のように、それに基づいて、先ほど申し上げましたように、一を超える都道府県に対しては云々ということが行われ、御指摘のように東京都に対しては、現在のところ給料等は六十五億、退職手当に關しましては百四十九億、合計二百十四億の抑制を行っております。東京都に対する負担交付額は、今お調べくださいましたように千九百二十二億円出しておりますが、仮に一般県といたしますと二百三十六億円になります。これはあくまでも、やはりその都市のあるいはその県の財政力がどのくらいあるかということをよく見た上での判断でございます。この辺に關して事情が変わればまた考えることがあるかと思ひますが、現在はこれを変える予定ではございません。

○寺崎昭久君 変える変えないという話じゃなくて、私は、政令で決められる範囲があるのかない

のかということを知っているのか、今後御検討いただく、御研究いただきたいと思ひます。

本当はいろいろ用意してきて、前へ進もうと思つていたんですけれども、この問題でひっかかっちゃいましたまだ五分の一も行かなくなつてしまひました。

私が政令であるか一般県であるかということにこだわっているのは、今の国と地方との仕組みというのとはどうも、極端なことを言うとも赤字垂れ流しをしていると補助金ももらえ、また義務教育費の国庫負担分も余計にもらえるというのでは、これは地方財政をちゃんとしたものにしていかうかという意欲だとかインセンティブはわかないんじゃないか、今の仕組みに問題があるんじゃないかということをお願いしているわけなんです。

昨日も、宮澤大蔵大臣からも税源の再配分問題について御見解が示されましたけれども、実は私もこの問題について少し、現状の問題やら何やら具体的に挙げながらお尋ねしたいと思つたんですが、あと九分しかありませんので、ポイントだけでお考えを聞かせていただきたいと思います。

どういう方向で税源を再配分するかについてまだ政府として固まつた案をお持ちではないのかもしませんが、例えば地方分権推進委員会第二次勧告は、国と地方の税源配分と支出規模の乖離をできるだけ縮小するという観点から、地方税については課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図ることということが書かれております。この精神については読んでよく理解できるんですが、その次がよくわからないんですね。

というのは、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。私、これは何を言われているのかわかりません。

そこで、税目を挙げながら、安定性というのは何だとか、あるいは偏在がないというのはどういうことなのか。勧告ですから、これは政府として重く受けとめなければいけない性格のもので、大蔵大臣はどのように把握されているのか、お考えをお示しいただけますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今おっしゃいました前の部分はかなりはつきりしておりますけれども、後の所得、資産云々という部分は、これは地方税についても国税についても言えることでございまして、特に税源の再配分のときにその部分に触れた意味は私も実は必ずしもはつきりしていません。

ただ恐らく、せんだつても申し上げたことですが、国と地方との行財政の再配分というのは非常に大きな仕事にならざるを得ませんし、行政につきましてもはたまた御審議中の法案でも述べられておりますが、それに加えて、恐らく抜本的に地方と中央の行財政の再配分をこの異常な経済状態が過ぎましたら根本的にしなければならぬのであろう。そのときに、どういう財源が中央にあさわしく、どういう財源が地方にあさわしいか。だけれども安定した財源の方がいいに決まっておりますから、その辺のところはそれがメルクマールになるという話であつては少しおかしゅうございまして、これは中央にあさわしい、これは地方にあさわしい、あるいは仕事の再配分によりまして、この仕事をやっている限りこういう財源が必要だろう、そういうところまでいたさなければきつとこの話は結局しない、またそこで行きませんとなるほどという答えが出ないのではないかとこのように私は思つてございまして。

○寺崎昭久君 実は地方分権推進委員会の委員をされました西尾勝氏が、昨年の初め、「年報自治体学」という雑誌の中でインタビューをされている記事があります。

これを御紹介しますと、地方税については表現上は所得、消費、資産の均衡がとれた税体系とか、偏在性が少なく安定的な税体系となつてい

ども、今の地方税は資産と所得に比重を置いており、消費に薄いの、ここに重点を置くことすれば消費税、人口数に比例して税金が入る可能性のあるものということからいけば、住民税と国の所得税の関係を組みかえて、そして地方に入る住民税の比率をふやすということなんだ、これはだれが考えてもわかるような書き方になつてい

【理事石渡清元君退席、委員長着席】

ただ、その際に、税の種目まで固有名詞を挙げることには大蔵省から徹底的な抵抗に遭ひました、こういうことをインタビューで述べられてい

本来だつたら、地方分権推進委員会というのは法律に基づいてできた委員会であり、御存じのとおり内閣総理大臣はその勧告を尊重しなければならぬと書いてある内容ですから、はつきり書いてもらう方がいいと私は思ひますし、それから国民に対して、今何が問題なのか、どうしようとしているのか、これを採用するかしないかというのはまたもう一つの判断があるにしろ、そういうことは明らかにすべきで、まして税目を挙げて書かれるのは困りますみたいなことで大蔵省が抵抗したとすれば、大蔵省は問題だと思つております。何か御意見はありますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうことを抵抗と呼ぶかどうかわかりませんが、時間がございませんで大変簡単に仮に申し上げますれば、所得税をどういうふうにするかということになりましたら、いづれやも申し上げましたが、やはり所得税というのはその機能の中に所得の再配分という部分があるから、そういうことが一つ。それから、都会と地方ではやはり所得の高い低いがございますから、これによって税源が偏在するといふような問題が一つ。

ですから、この分権の見地からだけで所得税といふものをこうやたらいい、ああやたらいいといふことは、もう少し高い、広い見地が必要だ

ろうと思ひますし、あるいは消費税ということ
でございますれば、昨今国会では消費税はやはり
社会福祉と切り離さないものとして考えるべきだ
という御意見がございます。

そうすると、それについてはそれなりのまた意
見があつて、その税がふさわしいかということ、は
分権だけの見地、それも大事でございますけれど
も、国と地方との行財政をどう分けるか、そして
おのの税がどういう性格を持っているかとい
う、そこの角度から議論をしていただきたい
ということが真意であつたろうと思ひます。

○寺崎昭久君 今、大蔵省の抵抗についてはお話
しいただけなかつたんですが、実はそのお話を
伺つておりました、昨年の暮れ、西尾勝氏が各省
庁から交渉相手として認められなくなつたとい
うことを理由に行政関係検討グループの座長を辞任
したということが新聞に載りました。これを受け
て諸井委員長は、第六次の勧告の検討は先送りす
ることになるなどということを発表されておしま
す。大変残念なことだし、あつてはならないこと
ではないかと思つております。時間が参りました
ので、機会があればもうとやりたいと思つていた
んですけれども。

ただ、きのうの御答弁の中で、所得税のことを
例へば挙げられてお話しいただきました。私も方
向としてはそんなだと思ひますが、ただ、意見
を異にするのは、日本経済が安定軌道に乗つてか
ら云々と言われましてけれども、私は一刻も早く
着手する必要があると思ふ。ここだけは、大蔵大臣
とちよつと意見が違ひました。

どうもありがとうございます。(拍手)
○日笠勝之君 ます、六月二十九日の夕方から三
十日の朝にかけて、九州、中国、四国、また
近畿、東海地方で梅雨前線による豪雨によりまし
て大きな被害が出たわけでございます。被災者の
方々に心からお見舞いを申し上げます。

七月一日の朝九時現在の被害状況は、全国で死
者が二十七名、特に広島県では二十二名、我が岡
山県でも一名という痛ましい事故でござい

床上浸水も三千五百七十七戸、床下浸水が一万一
千二百三戸ということでございます。公明党とい
たしましては、早速緊急の対策本部をつくりまし
て、本日、現地の救済対策に向かつておるところ
でございます。

そこでまず、この豪雨の被害につきまして速や
かな復旧・復興対策を講じなければならぬと思
ひます。二点目は、太田長官の地元福岡で、恐ら
く日本史上初めてではないかと思ひますが、ビル
の地下へ浸水事故がありまして亡くなつたとい
う痛ましい事故がございました。新しい都市型の
水害というふうにも思ひます。これらを未然に防
ぐ対策も今後講じなければならぬのではなかつ
うか、こういうふうと思ひます。

以上二点、御答弁をお願いしたいと思ひます。
○国務大臣(関谷勝爾君) 今回の豪雨によりまし
て多数の貴重な人命が失われたわけでございま
して、亡くなつた方々に私からも御冥福を改めて
お祈り申し上げますとともに、被災者の皆様方にお
見舞いを申し上げます。

今回の大雨により被害の一番新しい状況で
ございますが、これは消防庁の調べでございま
す。人的被害は死者が二十九名、行方不明者八名、
重傷者十名、軽傷者二十一名になっております。

住家、家の被害でございまして、全壊が七十八
棟、半壊が四十一棟、一部損壊が二百四十二棟、
床上浸水が二千二百八十棟、床下浸水が一萬一千
六百六十棟という大変な水害になっておるわけ
でございます。

それで、今回は被害箇所につきましては県や市
町村に対しまして査定申請を速やかに行うよう
指導をいたしておるわけでございまして、災害発
生から遅くとも三カ月以内には災害査定を行いま
して、迅速な災害査定と早期復旧に取り組む予定
にいたしておるわけです。

それから、越水が生じた河川につきましては、
制度の改正によつて新たに設けられました越水を
させない原形復旧を適用いたしまして、下流の河
川の流量増が生ずるところでは、今回新しくでき

ました河川災害復旧等関連緊急事業、略して復緊
事業と言つておりますけれども、そういうものを
積極的に適用いたしまして速やかに対策を講じて
いきたい、そのように考えております。

○日笠勝之君 ビルの地下は。

○国務大臣(関谷勝爾君) 福岡で起こりましたビ
ル浸水、いわゆる都会型のこういう災害でござい
ますが、地下施設への浸水被害に関する一般の方
への周知であるとか、その浸水対策を防災計画へ
反映させていく努力をしていきたいと思ひます。

このビルの地下で一人の方が亡くなつたわけ
でございますが、これも最初私は、地下道とい
ましようか地下鉄といましようか、そういうも
の感覚でおつたんですが、それはもちろん先生
御存じですが、何か小さな洞窟みたいな中にい
ろいろなお店があつて、ですから水が入り込んで
いったらもう出口がないという状態でございま
すから、そういう地下施設に関しましてどのように
対策を講じていくかということも、このことを一
つの戒めとしてまた講じていきたいと考えてお
ります。

○日笠勝之君 速やかな対策をお願い申し上げて
おきたいと思ひます。

では、本題の方に入りますが、二〇〇一年一月
から新しい省庁が誕生する。八月三十一日、八月
末を目指して概算要求もしなければいけない。概
算要求までもう二カ月を切つておるわけでござ
います。

そこで、まず確認からいきたいと思います。こ
としのいわゆる一般会計の歳出予算の各目明細
書というのがございまして、これは運輸大臣、農
水大臣には、いわゆる林野の特別会計と国鉄の長
期債務の委員会それぞれで省庁の記載誤りとい
いましょうか、大蔵省が出しておる記載事例のマ
ニュアルと少し違ふのではないかと。ところで、
そつたところで御答弁いただいております。

きょうは建設大臣もいらつしやいます。建設
省の方も何カ所かマニュアルどおりではないん
じやないかというのがございまして。例えば、建設

大学校は自賠責保険の予算は計上しておりますが
自動車重量税は計上されてない。それからまた、
地方建設局の庁費は一般事務の書く順番が違ふの
ではないかと、試験研究機関の庁費の同じく積
算内訳を見ますと自動車交換差金の順番がマニ
ュアルとは違ふとか、国土庁の方も一件ござい
まして、自動車重量税はありますけれども自賠責保
険の計上がない。

これをまず確認しますが、よろしいでしょうか。
○政府委員(小野邦久君) お答え申し上げます。

平成十一年度の一般会計の各目明細書でござ
いますけれども、先生御指摘の自動車重量税でござ
いますけれども、建設大学校の必要な経費に自動
車重量税の記載はないわけでございまして。これは、
建設本省一般行政に必要な経費という中で、建設
本省で所有しております自動車それから建設大学
校で所有しております自動車にかかる自動車重量
税を一括計上しているということでございます。
やはり建設本省それから建設大学校は組織が違
うわけでございまして、そういう点について一
括計上を従来からやっておりますけれども、大蔵
省できちつと指導しておられますマニュアル
というものに沿つて今後やしていきたいという
ふうに思つております。

また、自動車交換差金でございましてけれども、
御案内のとおり、中古で出しました場合の措置で
ございましてけれども、これにつきまして御指摘
を踏まえまして、より一層統一化を図る方向で
やつてまいりたいというふうに思つてるところ
でございます。

○日笠勝之君 そこで、手書きのペーパーをお渡
ししておると思ひます。これは、一般会計歳出予
算の各目明細書の中で、職員旅費の積算内訳の記
述でございまして。

これを見ていただければ、各省ばらばらでござ
いまして、大蔵省のマニュアルどおりやつてい
るの、右の欄の五省庁、これは大蔵省のマニ
ュアルどおりやつていました。あとはもうそれぞ
れでんでんばらばらでございまして。

ト。(資料掲示)これは省がかわつてみても大体同じようなことなんです。例えば、これは運輸省ですが、これを建設省と言つたつておかしくないし、これは建設省ですが、これを運輸省のパンフレットと言つてもおかしくない、海岸事業に關してです。

ですから、私が何を言いたいかというと、せっかく行政改革で中央省庁を再編するにもかかわらず、今までのような縦割りで、港灣に關しての海岸事業は今までも港灣局でやらせてもらいます、河川關係は、建設省はなくなりすけれども河川局の方でやらせてもらいます。ここを調整して、例えば建設省河川局の防災・海岸課は今、五十三名、運輸省港灣局の海岸・防災課は二十三名いらつしやる。これを統合して少しでもスリムにする、そのための省庁再編であると言ふんなら理解できます。

そういう意味で、まことにした政策調整をしてこの行革の方針にのつとるような、スリムにしていく、そして國民の期待にこたえていく、そういう方向性が明確でないと、ただ集まつて合体しただけである、こういうことになりかねないということ、そのことをきちつと踏まえながら今後の局、課、室、こういうものをどうするかということ、それをぜひ前向き、積極的にお考えいただきたい、こういうふうな思つておるわけでございす。

その際、先ほど言われました、今で言う国土庁も北海道開発庁も沖縄開発庁も水産庁もみんな海岸事業というのは、調整費がもしませんが予算がついておるわけです。二省四庁でございす。これらをまた総合的に調整していかんやならぬ。内閣府がもしません。

そういう意味で、海岸事業という公共事業に対して省庁の連絡會議をやつておりますが、今、一千三十二億円ほど海岸事業で使つておるようございすけれども、この辺の今後の調整をどうするか、また積極的によつていかんやならぬというところで、これは、まず運輸大臣。

○國務大臣(川崎二郎君) 御指摘でありますので、

少し加えますと、今、私も海岸・防災課で海岸事業を担当しておりますのは十四名、建設省が防災・海岸課で十五名というふうに聞いております。現実に仕事をしておる職員の数でございす。

一方で、当然農林省との話はこれからも調整作業として残るだらうと。しかし、一つの役所にする、これはまさに目的になつて私も努力していかんやならぬ課題だらうと思つております。ただ、この海岸事業の問題だけでなく、海という視点をどうとらえるか。建設省と私も、ひとつ合体成つたときに大きな課題として検討しなきゃならぬだらう。例えば、関空の埋め立てがございす。これは一部は港灣地域にある、一部が一般海面でありますから建設省、そして環境庁と調整をしていく、こういうことで三省。そういう意味では調整作業というのは残るのかなと。

しかし、一つの役所になるわけですから、海全体という視点をどう考えていくか、国土交通省の中で御批判にこたえられるような形で努力をしてまいりたい、このように考えております。

○國務大臣(中川昭一君) 水産庁所管のいわゆる漁港海岸につきましましては、漁港区域内の海岸事業でありまして、国土保全だけじゃなくて水産振興政策あるいは漁港整備と一体のものでございすので、水産政策の一部といたしましていわゆる漁港海岸事業を行つております。

なお、構造改善局の中に防災海岸というのがございす。これは干拓地あるいは海岸の後ろに農地があるということで、農政上の観点から海岸と一体となつておりますので、そういう観点から農地海岸というものがございす。

いすれにいたしましても、四省庁間での連絡を密接にしながら海岸事業をやつていきたいというふうな考えております。

○日笠勝之君 次に、通達行政でございすが、これは法務省、厚生省、農水省、運輸省、建設省、労働省、自治省しかちよつと時間がなくて引つ張り出せなかつたんですが、その省庁だけでも、七省庁でございすが、百四十六通達全集が出てお

るわけですが、百四十六の通達全集。建築基準確認が多いんですけども、これだけの膨大な通達が出回つておるといふことで、今後通達行政というもの、一体どうするかというのが一つ。

と同時に、やはり地方分権ということであれば、通達行政も地方分権でそれぞれに地域の特性があるわけではございすから、お任せいただくものはお任せしてあげてもいいんじゃないかなと。例えば、福岡県のある町では、生ごみを肥料にしたいと。これは補助金のことでございすが、いろいろ申請しましたけれども、ごみの量が少なくて補助金対象ではありません、こういうふうなこともあつたようございすし、学校におけるエレベーターをつくりたい、しかし下限額が一千万だといふことで、五百万でできるんで補助金対象にならなかつたとか。

こういうふうな、いわゆる地方にこんなことは任せやうとさしあげればいいものを、いや補助金は量が少なからだめです、金額が五百万じゃ、エレベーターは下限が一千万ですからだめですと。こういうのは何とか改めて、地方が生き生きとしてバリアフリーなり環境問題に取り組める、こういうことを考えるべきじゃないかと思ひます。そういう意味では、今後の通達行政など、どのようにお考えなのか。時間がなくなりましたので、文部大臣からそのエレベーターのことでお考えいただければと思ひます。

○國務大臣(有馬朗人君) 御指摘の学校施設における障害児等への配慮というのは大変重要だと思つております。公立学校については、今御指摘のように、エレベーター、スロープ、自動ドア等々の、障害児のための学習環境をよくするということとで国庫補助の対象としております。

ただ、現在のところは大規模改造事業を補助対象としておりますので、今御指摘のように事業費が一千万円以上のものを補助するというものになつております。事業費が一千万未満のものにつきますとは、地方単独事業として地方交付税等による所要の措置が講じられておるといふことでござい

ます。

○益田洋介君 益田洋介でございます。

日銀總裁、御苦勞さまでございす。何で自分が行革特に行かなきゃいかぬのかと懸念をされていらつしやつたかも知れませんが、行政改革というのは、国また地方の行政の骨組みを堅固に再構築することにより、そのことによつて逼迫した財政難の克服と、さらには景気の回復を目指していく、要するに財政とか景気ということになれば、当然のことながら大蔵大臣と日銀總裁にはおいでいただくわけがやいけません、そんなことでございすので、お忙しいと思いますが、若干の時間を拝借したいと思ひます。

昨日、アメリカのFRBが金利を〇・二五%、フェデラルファンドでございすが利上げいたしました。グリーンスパンFRB議長というのは、御承知のとおり、金融の引き締め感の下げどまりによつてアメリカ株の一層のバブル化が進むことも望んでおりませんし、さらに金融の継続的な引き締め感が蔓延することによつてアメリカの株式市場が混乱するということも望んでいないわけでございます。

そういう意味からしますと、今回の利率の上げ幅というのは熱くもなければ冷たくもない、言つてみればちょうどいい湯かげんの手当てだったんじゃないか、そのように世界市場は受けとめてくれるようございす。そして、アメリカの経済、株式市場は今軟着陸をしようとしてゐる。

今回のグリーンスパン議長のこの手当てについて、總裁はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(遠水優君) このたびのFRBのフェデラルファンドの引き上げは、前もってバイアスという形で連銀から意思の表明もありましたし、その後の経済情勢が比較的順調に推移しておりますけれども、行き過ぎないやうなということと、株価が少し上がり過ぎているといったようなこともあつて〇・二五%の引き上げをやられたものだと思つております。タイミングといい幅といい、まことに妥当なものだと思つております。

○益田洋介君 問題は、日本がアメリカの軟着陸に続いて経済のどん底から離陸できるかどうかというところが注目されているわけでございます。一番理想的なのは、日経の平均株価と長期金利が二人三脚で連動するということだと思いますが、例えば株価が今一万八千円弱でございますけれども、このぐらいであれば長期金利は一・八％程度、二万円につければ二％程度というようにうまくいかに連動しないで、株価の上昇ピッチを上回るような長期金利の急騰があるとすればさまざまな副作用が出てくると思います。

いろいろと今金利の問題が言われておりますが、確かに長期金利が上がっていることは事実でございます。私は、連水総裁にもグリーンズパン議長のような巧みな手綱さばきをとっていただきたいと望むわけでございますが、いかがでしょうか。

○参考人(連水優君) 去る二月以来いわゆるゼロ金利ということで四カ月近く来ておるわけでございますが、その間に金利の引き下げ効果はかなり浸透してまいりまして、株価の方もごらんのように本日あたりは、ざらば一万八千円を超えるといったようなことが起こっておりますし、長期金利の方も一・六八％と昨年末に比較しますとかなり下がっております。これをデフレ懸念というものが解消するまで続けてまいりたいということを私も考えております。

○益田洋介君 三十日の衆議院大蔵委員会、自由党の鈴木淑夫委員の質問に答えて総裁は、報ぜられるところによりまして、ゼロ金利は異常事態だというふうな表現を使った。これに市場が飛びついた形になって、新発の十年物の国債の利回りは一時一・九九％に上昇した、終り値は一・八三五％でしたわけですが、この総裁発言が市場に火に油を注いだような形になったことは事実だと思います。もう少しやはりマーケットに対する気配りがあつてしかるべきだったのではないかと、私には思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(連水優君) 一昨日の衆議院大蔵委員会、

これは日本銀行の過去半年の半期報告書を御審議いただく会合でございまして、どちらかというと過去半年にやつたこと、それから今後の中期的な見通しについて質疑を受けたわけでございます。私はその席でゼロ金利政策の内容や考え方につきまして詳しく説明をいたしました。

鈴木委員の御質問は、今の情勢というのは、今の金利というのは異常ではないか、そう思わないかといったような意味の御質問がございましたので、私は、現在のゼロ金利政策は歴史的にも前例のない極めて思い切った金融緩和措置であつて、その意味で、日本銀行としては金融政策としてなし得ることは既にぎりぎりのところまでやつていっていると認識しておるわけでございます。御指摘の発言も、そうした考えを申し上げたものでございまして、先行きの金融政策運営について何か特定の意図を念頭に置いて申し上げたものではございません。

繰り返しになりますけれども、日本銀行としましては、デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になるまでは現在のゼロ金利政策を維持して、物価の安定と経済の回復を金融面からしっかりと支えていく考えであるということを申し上げたつもりでございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

七月五日月曜日にまた短観を発表される予定だと伺っています。この景況判断次第によつてはまた金利上昇の圧力がかかるかもしれません。ぜひとも慎重な御判断をお願いしたいと思ひます。

次に、大蔵大臣にお願ひしたいんですが、五十年前の話でちよつと大臣のお年がうかがわれてしまつたわけですが、カール・シャウプ博士が一九四九年と五〇〇年、二回にわたつてシャウプ勧告をなさいました。これは直間比率の見直しとか課税範囲の拡大などという現代でも共通するテーマで、日本側の交渉相手が宮澤大蔵大臣であつたわけでございます。

今から高齢化時代を迎えるわけでございますし、消費税率の引き上げなどと言つたらまた大騒

ぎする政党があるかもしれませんが、なども真剣にやはり議論されていかなきやいけません。それから、直接税中心だったシャウプさんの勧告からは、やはり日本の場合直間比率を見直さなきやいけないときに来ていると思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和二十四年にカール・シャウプ博士が来られまして、いわゆるシャウプ税制と言われるものがその後我が国の税制の基調になったわけですが、このときは昭和二十四年でございまして、今から御回想いただけますような我が国の状況でございました。今日のような大衆消費、大量生産の社会では到底なかつたわけでございます。

それに加えて、前の年に、昭和二十三年に総選挙がございましたときに、御記憶だと思ひますが、当時、取引高税、大変悪税と言われたものがございまして、それを撤廃するといふ公約を自民党がいたしまして、及び所得税の税率を下げるという公約もいたしました。しかしドッジ氏が来まして、減税のときではないといつて両方とも退けられました、そのかわりにシャウプさんに来てもらうということになりました。

したがしまして、シャウプ氏としては、まず取引高税というものは、これは政治的にもうとても不可能であるという判断をまず片方でいたしますと同時に、我が国は申告納税というものを始めたばかりでございますから、税制というものを一般に受け入れやすいものにしたという気持ち、税制の大衆化と申すのでしようか、国が一方的に取るものではないという税制を日本に残していきたいと思つたようでございます。それがシャウプ税制というものになったと思ひます。

ただいまのお話は、それから展開いたしました直間比率のお話になっておるわけで、昭和二十五年度の国税の直間比率は五五対四五でございまして、その後、所得が全体に毎年向上いたしまして、昭和六十年度にはその比率は七三対二七になっております。これはしかし、明らか

に直接税の方にまた行き過ぎたであらうというふうな反省もございまして、このあたりで消費税が導入されまして、間接税に少しウェイトを変えようとした。ところが、不幸にしてその後非常に不景気になりましたので、大変に直接税の減収、減税もございまして、平成十年度もそうでございますが、税収が十分に予定どおり入らないという状況もございまして、平成十一年度の予算では、直間比率がまた五七対四三、これは二十五年と数字としてはかなり近寄つてしまつた。

これも恐らく正常な姿では私はないのであらうと考えておりますから、消費税云々とお話しされますよりは、まず所得税なり法人税なりが経済の正常化に伴つて上がつていきますことによつてもうちよつと直接税の方にウェイトがかかる、そういう経済運営がいいのではないかと、ううううに考えております。

○益田洋介君 当時勧告の中にありました付加価値税、バリュー・アデッド・タックス、これは英国で現在行われていますが、これは事業性的な性格を持った税で、採用はされませんでした。ところで、半世紀過ぎた今、政府の税調では外形標準課税というのが論議されております。これはシャウプ勧告の中の付加価値税に非常に似た性格じゃないかと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) バリュー・アデッド・タックスという勧告がございまして、当時私どもはそういうことを全く知らなかつたものでございまして、その付加価値というところについて、そういう日本語にまず到達いたしますのになかなか手取つたわけでございます。しかし、付加価値というふうな觀念を昭和二十四年の日本でみんなにわかつてもらうことは、これはとてもいかぬというところで、これはそうなりませんでしたが、シャウプさんとしては取引高税のかわりにこういうことを置き土産にしたのかもしれない。しかし、その後今の消費税になりましたが、この消費税でも完璧な意味での付加価値というものにはどう

とう到達し得ないで御承知のようにおるわけでございます。

そこで、今おっしゃいました外形標準というものは、まさにここでおっしゃいますことの意味は私はよくわかっておりますが、そしてそれは地方税において野田大臣も非常に真剣にお考えであるように承知いたしますが、現在法人の六〇%以上が赤字でございますので、外形標準という赤字法人を課税の対象にするというふうにとりかかるとも解釈されますので、そういった点で、それは全くその分だけネット増税になるかという問題を政治的にどういうふうに片づけるか。そういう問題が今恐らく野田大臣もいろいろにお考えの問題ではないかと思っております。

○益田洋介君 これは、いわゆる地方税、法人事業税でございます。従業員数ですとか床面積などを勘案して、企業の事業規模が反映しやすいタイプ、これは地方財源の面から見れば財源の安定につながる税ではないか。一方で、今、大蔵大臣のおっしゃったような、その分増税になる。非常にこれは二律背反して難しい問題。大臣、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 単純にある納税者から見ると、制度改正前と後と比べて結果において増税になるか減税になるかというところは非常に重大な意味を持つというの、これは一つの視点であると思えます。一方で、地方税を考へます場合に、所得課税がいいのか、あるいは別の課税標準を持つてくる方がいいのか、あるいは資産を課税標準にするのがいいのか、いろいろな形の税の仕組みがあるわけでありまして。

そういう点で、地方税を考へます場合に、まず第一に、できるだけ各自治体間における税源の偏在が少ないようなもの、できるだけ共通性のあるようなものがないですかというのを皆が考へることだと思えます。

それからいま一つは、景気変動の荒波をもろに受けなければならない、そういうような仕組みがでないものか。

それから、特に地方税の場合は、受益と負担との関係、言うなら負担分任型といいますが、あるいは教育であれ消防であれ警察であれ、地方の行います行政サービスというものはかなり景気とは違つた性格のものがあるということから、どういふものがあるのか。

ということ考へますときに、既に所得課税というものは、国税における課税もありますれば、一方で、地方税においてもそれなりの住民税なり法人住民税の法人税制などいろいろある。その中で事業税というものを都道府県税の根幹の税として考へる場合に、所得課税という現行の原則のままで本當にいいのかわかれば、やはり安定性あるいは納税者の応益という側面を考へれば、特に従業員の規模の問題であつたり、あるいは事業所の面積の問題であつたり、外形的な形の中で、しかも余り難しい計算方式を伴うようなものではなくてやる方がはるかに税としていいのではないかと考へる。これはだれしも考へられることであります。今日まで、シャウプ勧告のときには、所得プラスいろいろな要素を加えた加算型付加価値税という考へてありましたが、そういう意味で、事業税の外形標準課税を、外形標準要素をあわせてやるようなやり方ができないものか。ただ、具体的にいつその形にいくのかどうかは、やはり経済の足元の状況等との関係もございまして。

そういう点で、今慎重に政府税調においても御検討いただいておりますが、私は、この委員会においても本當に党派を超えて、地方財政の厳しい状況にどうやって皆で対応するかという点で考へますならば、国から財源を持つてこいというだけではなくて、地方税の世界の中でやれるべきことは、それはお互いが自分たちの地域を守つていくという意味において理解をしていかなければならないし、そうしてほしいテーマであると思っております。

○益田洋介君 我々が今断行しようとしております省庁再編それから地方分権ということは大変な改革でございます。言つてみれば革命です。革

命家の名前が幾つかこの審議をしてるうちに私の頭の中に浮かんできたわけでございますが、無類の読書家であり、またつとに博学として名高い自治大臣です。ジャンヌ・ダルクに関する本も読んだことがございまして。私は、わずか十七歳のフランスの少女ジャンヌ・ダルクという人を非常に敬愛しております。百年戦争でイギリスに連戦連敗していた当時のフランス、王室も僧侶も軍隊もみんな及び腰になつて逃げかかっていた。そのときに、その市民の中で十七歳の少女が立ち上がつて、農家の生まれでございますので、文字も読めない、書くこともできないということ、当時のフランスの、一四二〇年代でございますが、軽べつをされたけれども、市民の中から支持を得て革命に成功した。この人の信念は何であつたかといふと、勝つといふことを確信するんだと。だから、行革を成功させると確信するということ。これは非常に大事なことだと思ひます。これは、政府のみならず我々国会議員一人一人が肝に銘じなきゃいけないことじゃないかと思ひます。

さらに、ナポレオン一世は、これも革命家でございますが、こういうことを言つていたそうです。一たび戦つた決意したならば、その決意は持続しなればならない。もはや、しかし、いやとか言うことは断じて許されぬ。このぐらゐのやつぱり不退転の決意がないと改革は断行できないんじゃないかといふふうに思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 今、私たちが置かれてる時代環境は、小淵総理もつとに申されておりますが、明治維新あるいは終戦直後、そういう状況に匹敵するほどの時代の変化がある。そういう中で、ただ単に後追ひをするだけではなくて、国、地方を通じて思ひ切つてシステムそのものを根本から見直していかなければならぬし、同時に、その際にはシステムの見直しだけでなく、国民の意識改革もあわせて伴つていかなければならぬといふことであらばなおさらのこと、これは、時の政府のみならず、国会を含め政治全体の世界

の中で一人一人がそのことを自覚して対処していかなければならないことであるといふふうに常々肝に銘じております。

私自身、まだまだそんな偉そうなことを言える立場ではございませんが、みづからに対する戒めとして、やはりお互いこれは今日に生きる政治家の一人としてそういう責任感を持つて対処してまいりたいと思ひております。

○益田洋介君 マーガレット・サッチャーさんは、政権をとりました一九七九年五月から三期連続十二年間首相を務めたわけでございます。私はイギリスに十三年間おりましたので、ちょうどサッチャーさんが非常に激しい、不退転の決意を持つて行政改革をしていった姿を目の当たりに見えました。

サッチャーさんの行革に対する姿勢、これを一言で、時間がいけませんので、自治大臣お願いいたします。

○国務大臣(野田毅君) 鉄の宰相と言われた人だけある、強烈な意志力であると、そう思っております。

○益田洋介君 ありがとうございます。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。

中央省庁再編法案を中心に質問をさせていただきます。

今回の中央省庁再編は、「この国のかたち」の構築といふことで、旧来の行政の官僚主導から政治主導への改革、それから機動性、減量化ということが理由とされております。私たちは、国民が求めている行政改革というのは、これまでの浪費型の公共事業を抜本的に見直して、行政をゆがめる政財官の癒着構造を根本的に改革して、主権者である国民に奉仕する行政を目指すことが何よりも大事だといふふうに考へております。

この立場から幾つかの点について質問をしたいと思ひます。

まず初めに、今回の中央省庁再編で、政府は、国家公務員を十年間で二五%削減する計画であ

る。この問題は、やはり二十一世紀に向かう雇用の問題が大変重大な状況を迎える中で、このリストラという問題は国民生活にも大変深刻な影響を与えるのじゃないかというふうに思います。

太田総務庁長官は衆議院での議論で、国民生活に密着している部門の削減に手をつけるべきではないという議員の質問に対して、十分留意しながら進めていくと言えないというふうに答弁しておられますが、これは国民生活に密着した部門の削減も配慮しないということなのか、この点まずお聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。それは配慮しないということではありません。もちろん配慮をするということでもあります。

○小泉親司君 日本の公務員の定数がサミット諸国と比べても大変少ないということは総務庁の調査でもはっきりしたことだというふうに思います。千人当たりの公務員の数で見ますと、アメリカやイギリスやドイツは日本の約二倍、フランスに至っては三倍という状況で、いわばこの点だけを見ますと、行政から国民にサービスをやる、この点では日本はこのサービスが世界でも一番少ないということになるというふうに思います。

長官は公務員の削減で何と言っておられるかというと、国家公務員を十年間で二五%削減すると職場の機能は大変大きく損なわれることは間違いないんだということをおっしゃって、いわゆる仕事をどう減らしていくかということになってしまふんだというふうに答えておられる。

そうなつてくると、国民へのサービスは、これまでサミット諸国のいわば、最低と言いますが、大変少ない部類にある日本の公務員のサービスが一層低下するのじゃないかという、私は大変重大な懸念を持っておりますが、その点、長官はいかがお考えでございますか。

○国務大臣(太田誠一君) 一つは、他のアングロサクソンの国々に比較すれば、我が国は事前調整の部門に人が多い、司法的な事後調整型の分野に

人が少ないと言われております。そこで、従来、例えば規制緩和のようなことを、他の国々からは我が国は規制が非常に強いと言われておりますので、そういうことにかかわる分野の人が減っていく方向を目指すようなことを、事前調整型の分野を減らしていくという考え方だと考えております。

○小泉親司君 やはり国家公務員の大規模削減という問題は国民へのサービスの低下に直接つながる問題ですから、私はこの点については国民へのサービスの低下、切り捨てにつながらないようにすべきであるということ強く指摘したいと思ひます。

そこで、この問題と関連してお聞きしますが、今度の中央省庁再編では現在の二十二省庁から一府十二省庁に削減される、これは御承知のとおり。そこでお聞きしたいんですが、二十二省庁から一府十二省庁に変わって事務次官級のポストというのは減ると思ひますが、どのくらい減るのでございましょうか。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。府省の大きくくり化によりまして事務次官の数は二十人から十二人に削減することとなります。また、官房、局の数につきましては百二十八から九十六に削減することになります。

なお、事務次官に準ずる、事務次官よりも一格下の職として財務官、外務審議官等の各省に置かれる総括整理職というものがあつますが、総括整理職については現在法律で十一人が定められておりますが、今回の設置法改正により十八人となります。そのうち二人は当分の間置かれるものであります。

また、国家行政組織法の改正等により置くことができることとなる局長級分掌官の数につきましては、必要最小限度にとどめることとする所存であります。

○小泉親司君 私、資料をお配りいたしましたのが、政府の資料からこれはつくった資料なんです。例えば、お手元の資料を見ていただければおわかり

のように、総務省では、自治省、郵政省、総務庁の二省一庁が総務省に統合される。本来事務次官一名なのに、それにプラスして総務審議官三名を置く。これは、事務次官級のポストは全く変わらないわけでありまして。文部科学省はどうかというのと、文部省と科学技術庁が統合されるのに、事務次官が一名、審議官が二名、これも事務次官級ポストが温存される。国土交通省では、建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を統合する大変巨大な官庁になりますが、事務次官級のポストは一ポスト削減のみ。合計では、今、長官が言われましたように、三十一の事務次官級ポストは一ポストの削減のみで完全に温存されている。

私、国民生活に直結する部門の犠牲はやむを得ないという一方で、こういう高級官僚の事務次官級のポストをいろんな策を使って温存する、これで国民に説明がつくのか、この点、長官いかがでございましょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 次官級の総括整理職あるいは局長級の分掌職というのはどういうことでこれを置くのかといふと、局長は局長のもとに課がありあるいは課の職員がいるわけでありまして、そこに固定的な定員の配置をしなければなりません。しかしながら、分掌職の場合はそのときそのときのテーマに臨むために臨時にチームをつくることになるわけでございまして、そのために定員が大きくふえるということはない。そのことによって弾力的な組織の運営をするために分掌職を置いているわけでございまして。

ですから、そこを一緒にして、何かポストが減っていない、数が減らないんじゃないかということではないわけでありまして。

○小泉親司君 局長のポストのお話もされましたので、局長のポストについては先ほど長官も百二十八から九十六に削減されるとおっしゃいました。これ確かに計算しますと二五%であります。

ところが、今回の国家行政組織法の改正案では、局長級のポストである分掌職というのを置くわけですね。先ほど長官も言われましたように、これ

は最小限だとおっしゃった。それでは、内閣府は局長職、分掌職を置きます。では今度、内閣府は十の局長のポストが削減されるんですが、分掌職を足すことによって、今度局長のポストは幾つになるんですか。

○政府委員(河野昭吉) 私も先生の資料をちよつと拝見いたしましたので、大変失礼ながら、若干これと説明させていただきますと思います。

この資料を見ますと、これは単純に総理府本府と経済企画庁と沖繩開発庁が統合しまして内閣府になるという資料でございまして。ただ実際は、この内閣府には、例えば現在国土庁にあります防災機能が移ってくる、あるいは現在科学技術庁が所管しております総合科学技術の事務が移ってくる。それは片一方では当然減っているわけでございまして、その局長ポストはそれからなお、質的に申しまして、今回内閣機能の強化ということで、いわゆる重要な会議でございまして経済財政諮問会議の庶務機能を持つ。

したがって、単純にこの表にありますように今までの機能で十であつたものが今度十二になるということではございまして、別途いろいろな機能が移ってくる。例えば防災の問題にしましても、こちらに移ってくれば従来あつたポストは当然削減されているわけでございまして。

○小泉親司君 実際あなた方は内閣府の局長を、大臣官房、賞勲局、男女共同参画局、国民生活局、沖縄振興局、五つじゃないですか。あなた、移ってくるなんといふたらどこだつて移ってくるんですよ、そんなのは。当たり前の話じゃないですか。それを局長は五局だと。よろしいですか、五局じゃないんですか、それじゃ。もつとふえるんですか、局が。いかがですか。あなたがミスリードなんだよ。

○政府委員(河野昭吉) いや、この表の読み方が間違っているのかもしれないけれども、私が拝見する限り、要するに局といふゆる局長級分掌官を合わせた数が十から十二にふえている、そのよ

うな記述であります。おっしゃるように局につきましては、官房の数を合わせまして内閣府には一官房四局を予定している、その点についてはそのとおりでございます。

○小泉親司君 理屈を聞いてるんじゃないんで、それでは内閣府の局長級職は、局長五プラス局長級分掌職七の十二じゃないとおっしゃるんですか。

私はそのような資料を出したんです。あなたはそこは認められるんでしょ。そんなぐちぐち言わなくてよろしいんですよ。数を言っているんです、私は。はっきりしてください。機能の話をしているんじゃないんですよ。

○政府委員(河野昭君) 現在の総理府本府、経済企画庁、沖縄開発庁を足しますと十になるということはそのとおりでございますし、今度の内閣府ではそれを足しまして十二を予定しているということもそのとおりでございます。

ただ、それは単純に十が十二になったのではなくて、内閣府の強化ということである機能が加わってふえている、そういうことを御説明しているわけでございます。

○小泉親司君 それではあなたに逆に聞きますが、事務次官級のポストが実際問題として三十一から一しか減らないということは、事務次官のポストの機能でいったら本来要らないじゃないですか、ほかは。あなたがそういうふうの説明されるのであればそれは要らないんですよ。

ですから、こんなへ理屈を言ったつてしょうがない。実際にあなたが言っているのは、内閣府の局長ポストは削減されるどころか十から十二にふえるということはお認めになっておられるわけですから、実際に局長級は今度の再編では五つしかないんですよ。このことはもうあなたの方の資料でも、私はあなたの方の資料でやったので、明確なので、あなたはミスリードというひいことを言ったが、あなたが出している資料を私は単純に足しているだけでございます。

それで、私が追及をしたいのは、衆議院の附帯

決議では「分掌官の任命は必要最小限」というふうにされております。長官も分掌官の活用は必要最小限としなければならぬと答弁しておられます。

内閣府を見ますと、今言われましたように、局長級のポストは十から十二にふえている。それでは、ほかの局長はどのくらいふえるのか。私、改正しましたから、多くの省庁がふやすということだというふうに思いますが、いろんな省庁に全部お聞きしました。お聞きしましたが、これからの概算要求で決まるということのようです。

実際に長官は、この任命というのは内閣総理大臣、局長級以上は内閣や各大臣でよく精査してつくるんだというふうにおっしゃっておりますが、実際、各省庁ともどれくらいの分掌職、つまり局長ポストをふやそう、今みたいな話ですと、どんどんふえちゃうことになるわけですよ、機能が残るんだ、残るんだと言っているんです。

それでは、実際に百二十八から九十六に削減される局長級のポスト、このポストはどれくらいのポストを考えているんですか。私はこの点、資料を出していただきたいと思うんですよ。いかがですか。

○政府委員(河野昭君) 先ほど次官級ということでお話がありましたが、それにもちよつと一言触れさせていただきます。これは先ほど太田大臣が御答弁されたように、実はこれは次官級ということではございませんで、太田大臣がおっしゃったように次官に準ずるということ、明らかに一格下のポストでございます。

それで、今回大きくくりになりました、所掌のいわゆる実施事務等はスリム化していくにしまして、企画立案事務等は残るわけでございます。そういう場合、スリム化というのは当然でございますが、片や行政責任というものを全うしていかなくちゃいけない、それが事務次官一人ではできないのかどうか、そういうことで補佐をする意味で置いたもので、あくまでも次官を別に次官にしたということではございません。

それから、今お尋ねの局長級分掌官の件でございますが、政令、組織につきましてはこの法律を成立させていただければ早速その内容を詰めてまいりますが、いずれにしても衆議院の委員会でも必要最小限という御決議をいただいているわけで、そこを十分尊重して検討してまいりたいと思っております。

○小泉親司君 私は、職務を全うするというのであれば、国家公務員の二五%の削減だって、皆さん職務を全うしておられるんですよ。それだったら、削減なんかしないで職務を全うさせたらいいかでございますか。それを二五%削減して、局長級や事務次官は職務を全うするから残すんだと、私はこれでは全く説明が成り立たないというふうな思っています。

その点で、私が聞いていることに答えないで何かごまかすへ理屈を言っても、局長級じゃなくて局長に準ずるだつて、私だつてそんなことはわかっていて、局長に準ずると長いから言わないだけの話で局長級と言っているだけなんです。あなたそんなでたらめを言つてはだめですよ。

その一方で、やはり今回の再編では国家公務員を十年間で二五%削減するという計画である。しかも、この削減では独立行政法人に移行される部門、つまり国民生活と直結する国立病院とか国立研究機関などが行政から分離される、私これは大変重要な問題だというふうに思っています。

今回の再編で、国民へのサービスを低下させる国家公務員へのリストラを大変大幅に行う。公務員の削減では二五%やりながら、太田総務庁長官は衆議院の五月三十一日の論議では、「二五%ぐらいでは困るんですよ。もっとハイビッチで減らしてもらわなくてはいいかぬ。」と、こう言っておられるんですよ。こういう大幅なリストラをどんどん推進する一方で、高級官僚のポストは温存する。やはりこれが自民党政府の言う行政改革なのか。新聞でもマスコミでも何と言っているかといつたら、行政改革の理念はどこへやら、高級官僚ポスト温存の肥満体質。次官ポストは温存、官僚制

の抵抗反映と。私は、これでは政治主導と言いがら、実際は自民党政府の国民の犠牲の上に立つた高級官僚救済策じゃないか。

特に、今回の行政改革の発端というのは、住専問題とか薬害エイズの問題ですとか、厚生省の岡光次官の汚職問題ですとか、大蔵省の一連の接待疑惑だとか、いわゆる政官財の癒着構造、いわゆる護送船団方式、こういうものが大変大きな問題になったわけです。これが私はやはり発端だと思ふんです。

だから、人事院の年次報告で何と言っているかという、幹部職員の不祥事件に言及して、「行政官の政治化」として、高い地位の公務員が「自らが国を先導している」という誤ったおごり、特権的意識を持たせ、接待を受けても恥じない感覚を生んだという一面があったことは否定できない。そして、「誤ったエリート意識の発生が行政官の政治化と深い関わりの中で生じることを踏まれば」、「政治との関係における公務員の在り方の検討が求められる」というふうに指摘しているわけですよ。つまり、一連の不祥事は決して一般公務員の責任ではなくて、やはり政治が一部の高級官僚に特権意識を持たせておごりを助長させてきた、こういう政治の責任こそ明確にすべきなんだというふうに人事院が言っているんだと私は思うんです。

ところが、今回の再編法案では、事務次官級、事務次官に準ずる職、局長に準ずる職、こういった高級官僚のポストが温存される。しかも、これが一般公務員や国民には行政サービスの低下という犠牲を強いながら行われる。やはりこれでは行政改革側の指摘は人事院の指摘と両立しないというふうに思っています。

その意味では、国民生活に直結した部門の切り捨て、国民へのサービス低下につながる国家公務員の大幅な削減をやめること、同時に高級官僚の優遇政策、天下りも含めて政治の責任でさばりとやめさせるべきだという点を私は太田総務庁長官に要求しておきたいというふうに思っています。

○国務大臣(太田誠一君) 国家公務員の数が一人でも減れば国民のサービスの低下につながるという御主張のようでございますが、必要な仕事、緊急の仕事、優先的な仕事ということをきちんと区別していつて、そして国民が自己責任でもってやっていく自由主義の社会を基調にしようということが世界の流れでもあり、我が国もそういう生き方をこれからしようという決意のもとにやっているとあります。もちろん、今言われました不祥事というのは無視できない現象としてはあると思いますけれども、本質は国民と政府の間を改革していくということであります。

ですから、二五%に限らず、今の御主張を聞いてみると、何でも一%でも減れば直ちに国民のサービスの低下につながるということでありまして、けれども、今やろうとしておりますことは、国民へのサービスの問題ではなくて、いわゆる事前調整の方にウェイトがかかり過ぎていたのではないかと問題意識から出発しているわけであります。

○小泉親司君 私、先ほども指摘しましたように、政と官の癒着、政治家の癒着、こういう問題が非常に大きな問題になっているわけで、それに見合う行政改革をする、これが最も大事な問題だということに思っています。国民サービスの問題も、一名減るから二名減るからというのではなくて、行政というのは国民へサービスを提供するということが主たる職務なんですから、この点をきっちり踏まえた対応をとるべきだ、これが行政改革の基本だ、私はそういうことを主張しておきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

内閣機能の強化、危機管理の問題について若干質問をさせていただきたいと思っております。

今度の再編法案では、内閣機能の強化として内閣総理大臣の権限強化を明記しておられます。また、内閣総理大臣の権限を強化するために補佐支援体制の強化を進めておられる。政府は、この総理大臣の権限強化について、国防の重要事項から大規模

模自然災害に至るまでの危機管理のために必要だというふうに説明しておられます。小淵総理は本会議の答弁で、危機管理の中には周辺事態法も含まれるというふうに答弁をされました。ですので、私は、この周辺事態法、特に日米ガイドラインの問題について幾つか質問させていただきたいと思っております。

総理はケルン・サミット前の日米首脳会談で、周辺事態法の成立をアメリカ大統領に報告して、今後は日米ガイドラインの実効性の確保を行うというふうに述べられました。この周辺事態法の成立を受けて日米ガイドラインの実効性の確保というのはこれ以上何をやりになるという計画なのか、この点をまずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(柳澤協二君) まず、周辺事態法そのものが日米防衛協力ガイドラインの実効性を確保するためにお願いしたものでございます。今後は、その成立も受けまして、そのもとの日米の協力のあり方あるいは関係省庁との連携のあり方をいろいろ検討していく段階に入ろうかと思っております。

○小泉親司君 今、関係省庁と協議を始めるというお話でありましたが、既に日米ガイドラインの実効性の確保という点では日米ガイドラインの実効性の確保に関する関係省庁会議というのが九七年十月二十日、官房長官の決裁で設置をされております。この関係省庁会議というのはどういう目的で日米ガイドラインの実効性の確保のためにどういうようなことをやるのか、それからこれはどのようなメンバーで設置をされているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(野中広務君) 包括的なメカニズムは、指針のもとにおきまして日米共同作業を実施するために日米両国により構築されたものではございませんけれども、これは自衛隊及び米軍のみならず、おのおのの政府のその他の関係機関が関与することとされておりますので、我が国側においては関係省庁局長等会議がこれに当たるわけでございます。

関係省庁局長等会議は、内閣官房副長官、事務の担当であります。議長といたしまして、内閣安全保障・危機管理室、防衛庁及び外務省、その他関係省庁の局長等から構成をされております。相互協力計画についての検討を初めとする指針のもとにおきまして日米共同作業のために必要な国内における検討を実施することとしておるわけでございます。

○小泉親司君 私は関係省庁のことだけをお聞きしたんですが、官房長官が包括メカニズムとお話しただけだったので、もう一つだけ包括メカニズムに包括してお聞きしますが、この関係省庁会議が包括メカニズムという、何が何かわからない機構でありますけれども、この機構のもとにあるということとは政府の説明の資料でも明確であります。

それではお聞きしますが、日米ガイドラインではアメリカと日本が二つのメカニズムを構築する。その一つは、日米両国政府は計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、おのおのの政府のその他の関係機関が関与するというふうな、これが一つの包括的メカニズム。

二つ目には、第二に、日米両国政府は緊急事態においておのおのの活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。つまり、包括メカニズムというのと調整メカニズム、これはよくわからないのでありますけれども、こういう機構、これはどういう機構なんですか。

○政府委員(柳澤協二君) ガイドライン特別委員会でも御議論いただきましたけれども、二つのメカニズムは、まず包括的メカニズムの方は、平素からあらかじめ両国政府の間で周辺事態が生じた際の協力のあり方、あるいはこの場合には日本有事のケースも含まれるわけであります。それを検討しておくための機構であります。そして、調整メカニズムの方は、これはまだ実は具体的に立

ち上がっていないわけでございますけれども、実際に周辺事態というケースになりました際に両国の関係するさまざまな機関の間で調整を円滑に行うための機関ということなんです。いずれもガイドラインの実効性の確保という観点から申しますと、そこで、先生も挙げられました。米軍、自衛隊のみならず日本のサイドでは関係する省庁にも関与していただく。そういう意味で包括的なメカニズムという用語を使ったわけでございますし、それを実施段階で円滑に行うというところで調整メカニズムというものが機能するというところであります。

○小泉親司君 包括メカニズムというのは、政府の資料を読みますと、アメリカ大統領と総理大臣を筆頭として、それぞれの日米の国防・国務大臣、日本では外務大臣、防衛庁長官、それからこれはまた米統合参謀本部、在日米軍、太平洋軍司令官、自衛隊統合幕僚会議。こうやって見ますと、外務、国防というのはシベリアンでありますけれども、実際にはこの包括メカニズムというのは、大変大きな包括的な軍事機構といえます。そういうシステムであるわけです。

なぜこういうふうな大変包括的な軍事機構、私は今中央省庁再編の話をしていまして、けれども、全然別にそういう中央の包括的な機構がつくれるというのも大変大きな問題だと思っております。このような軍事機構の一部になぜ関係省庁会議が入るようになったのか、この点いかがでございますか。

○政府委員(柳澤協二君) 先ほどちょっと舌足らずでございましたが、自衛隊もそうでございますが、各省庁も、自衛隊については今回の周辺事態法も含めてありますけれども、それぞれが法律に定められた固有の権限に基づいて協力をしていくのであります。このガイドラインに言ういわゆるメカニズムというののによって特に新たな権限を付与したり、あるいは新たな組織を新設するといふものではございません。円滑な協力のための、検討のための機構ということでございます。いわゆる一般的な行政組織というものは性

その包括的なものの中に関係する省庁に入っていただくというのは、これはまさにガイドラインの協力の実効性を確保する上で、自衛隊あるいは外務省だけではできない部分といましようか、各省庁の御協力をいただいてより実効性が上がるということを考慮して、まだ具体的にどういうことでどう関係するということは全部整理していなくて、いわけでありますけれども、関係するであろう省庁の参加をいただいて、おとしの九月に立ち上げたのが関係省庁局長級の連絡会議というものであります。

○小泉親司君 防衛庁長官、この関係省庁会議について、新治防衛大学校助教教授が「防衛法研究」という論文の中で、旧ガイドラインというのは、米軍と自衛隊の間の対処要領を決めたものであるのに対して、新ガイドラインというのは、日米両国の総合的な協力の枠組みを規定したものと云えるんだ。日本側が協力する対象についてみれば、自衛隊だけでなく、政府各機関、地方自治体、民間、すなわち国民すべてが対象になっている。このことは、日米間の協議機関のほかに日本政府内でつくった法整備のための関係省庁会議に十七省庁が参加していることから明確である。これは新ガイドラインを履行するためには、日米両国が国家及び国民の総力を動員して実行していかなければならないことを意味するというふうに書いておられます。

つまり、関係省庁会議というのは、国家及び国民の総力を動員して日米ガイドラインの実効性を確保するメカニズムである、こういう意味を持っているということですね。

○政府委員(柳澤協二君) まず、関係省庁局長等會議で最初にやっていたいただきました議論は、先生今お触れになりましたように、ガイドライン関連法案の作成の過程での検討がございました。しかしながら、それは今引用されたように、その法律をつくっていくための會議というよりは、法律が通った後についてはさらにそのもとのいろいろな

実効性確保の検討をいただくということで、特に法律をつくるためのということではございません。そして、いわゆる総力をといただくりもございまして、これはかねてからもいろんな形で御説明、御答弁があつたと思いますけれども、やはり周辺事態で我が国の平和と安全をより確実なものにするために米軍が活動をし、それに対して我が国としてできるだけの支援をするという際に、必ずしも自衛隊だけでは十分な支援ができないところがあるので、それぞれ自治体なり民間なりの御協力をお願いしようということで先般も法案をお願いしていたわけでございます。

○小泉親司君 少し具体的にお聞きますが、関係省庁会議には十八省庁、先ほど二十二省庁と言いましたので、宮内庁とか環境庁だとか、こういう一部の省庁を除いてほとんど参加しておられる。いわば軍事色の強いと言葉があればかもしれませんが、航空法とか港湾法を担当する運輸省、これは運輸政策局長が出ておられる。電波の割り当てなど、これは郵政省の電気通信局長などが出ておられる。大変異例なのは、厚生省の健康政策局長が出ておられる。それから、これは周知の事態みたいな紛争に余り関係ないと思いますが、文部大臣官房長が出ておられる。さらに労働省の職業安定局長が出ておられる。これは私は大変異例な例だと思うんですが、安保危機管理室に聞きますと、この会議の出席者というのは各省が選抜して出したものなんだというふうな話がありました。

それでは、厚生省の健康政策局長、労働省の職業安定局長、文部省の大臣官房長、こういう方々はどのような目的でどのようなことを検討するなためにこの会議に出ておられるのか。関係省庁会議の検討項目というんですが、その項目の中には日米ガイドラインの法的な側面を含めて検討するというふうに書いてありますが、どのような法的検討を行うために出席されているのか、厚生、労働文部、それぞれの大臣にお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣（宮下創平君） この局長等会議は六回

招集されておるようでございますが、五回目までは法案作成までの段階でございます。それから、六回目は法案が成立した後の協議ということを中心として承っております。

厚生省では健康政策局長を出しておりますが、これは、医療協力の問題とかあるいは廃棄物の処理問題、また水道行政、これは一つの局、健康政策局が全部やっているわけではございませんがおおむねその中心的な局長を参加させるという意味で参加させていただいておると思ひます。

ただ、どういふことを要請されているかといえ
ば、まだ具体的に何らそういう話は聞いていない
という状況でございます。

○国務大臣(甘利明君) 例えば、周辺事態法で言う周辺事態に際して、後方地域支援で民間企業が協力をする場合がある、これは契約を結ぶわけでしょうけれども。その際に、スタッフが足りないというところで、人を募集したいというケースも考えられなくはない。その際に、公共職安を通じて求人をつける場合があるのではないか。そういうことも想定して職安局長が参加をさせていただいております。

○国務大臣(有馬朗人君) この会議は、政府内の関係省庁間において必要に応じて連絡調整を行うために設けられたものであると考えております。その場において、現時点で文部省に対し何らかの具体的な要請が行われたり検討が求められているものではございません。

○小泉親司君 文部大臣の答弁が一番具体的にや
なかつたんですが、ちよつと時間がないので。

私、本当は十八省庁の大臣全部にお聞きしたいんですが、職業安定、労働省の問題だけについてちょっとお尋ねをさせてもらいますと、今、労働大臣は、今度のものは職業安定所での労務提供こういうもののあつせんをやるというものもあるんだとおっしゃったわけです。職業安定局長が出席しているのはそういう理由だということでありますが、問題は、じゃなぞ職業安定局が、ないは職業安定所が米軍のための、特に周辺事態のい

わは紛争のための労務の提供のあつせんの対策をとることができるのか。

私は職安法を見てみましたが、職安法の目的では、例えば工業その他の産業に必要な労働力を提供し、職業の安定を図り、経済の興隆に寄与するものとなっているんですね。職安法のコンメンタールを引きますとどうなっているかというところ、これまで戦前には旧職業紹介法があったんだ、それを職安法というふうに変えたんだと。何で変えたかというところ、それは、戦時中の労務統制の色彩の強い法律を変えることによって経済の興隆に寄与するということだけにしたんだというふうな説明されているんです。

問題は、つまりこういう戦時中の労務提供を改めて経済の興隆に寄与するのに変えたと言っている職安法のもので、なぜ周辺事態という米軍の競争協力のための労務提供ができるのか。この法的根拠が一体どこにあるのか。この点、労働大臣いかがでございますか。

○国務大臣(甘利明君) 別に戦争に協力する勞務を提供するのではなくて、企業が求人、人を必必要としていると、それに対して求人と求職を結びつけるというのを無料でやっているわけでありますから、その業務の一環として参加をさせていただきます。

○小泉親司君 普通の企業がちよつとトラックの運転手が足りないから貸してくれという話じゃないんですよ。先ほども言いましたように、周辺事態といういわゆるそういう紛争時に例えば米軍のトラックの運転手を探すということなんです。これが何で職安法でできるのか、私、大変甚だ疑問であります。

法的権限がないのにこういう職業安定局長が閣
係省庁会議みたいなものに出てこういう軍事的
な、対米軍事支援みたいな中身を扱うというのは
私、非常に重要な問題だと思います。

例えば、戦前には、一九九二年の参議院の予算委員会での職業安定法に基づく職安問題というのが取り上げられたんです。つまり、戦前と今が

どう違うのかということが議論になった。当時の労働省の若林職安局長は一九九二年の参議院の予算委員会でも何とおっしゃっているかという、昔は国家総動員法のもとで国民徴用令があったんだ、しかし初めから国民徴用令がやられたんではないんだ、初めは職業紹介法に基づいていわゆる職業紹介所がまず募集したんだ、募集がだめだったら官あつせんといいまして政府があつせんとしたんだ、その次、それでもだめなら徴用だったんだというふうな若林局長は答弁されていますよ。

ということ、今度の周辺事態という紛争では、米軍のための労務提供をやるということは、昔の官あつせんと同じ内容を持ったもので、私、こういうことに職安の経済交流を主眼とする職業安定局長などが出るというのは大変やばり重大な問題だということに思います。

私、こういう法的な権限がないのに周辺事態法で日本の後方支援という取り決めだけで関係省庁の局長が次々と動員される。私、本来、今回の行革でも、いわゆる関係の行政機関が行政指導などというあいまいな権限で行政をやっているというふうなことを言っておるわけでありまして、けれども、実際、この米軍への、周辺事態への協力という重要問題を、特に職業安定局長ですとか文部省ですとか厚生省、こういった国民生活部門を扱う部署がこういう問題を法的権限なしに実行するというのは、私、法治国家としては大変やばり重大な問題をはらんでいるんじゃないかというふうに思います。

元外務・防衛官僚である森本敏さんという方が最近本を書いております、この方が言っておられるのは、関係省庁会議の設置を大変高く評価した上で何とおっしゃっているかという、戦後初めて日本が有事に関する法体系の整備に着手したということである、日本の国内法は一般に平時である、つまり国内法は何か有事が起ることを前提として想定されていない、それが初めて日本の官僚組織の中に、つまり関係省庁会議の中に、有事に対する概念と配慮が導入されるという意味で

画期的な内容を含んでいるんだというふうに指摘をされておられます。

そこでお聞きしたいんですが、この日米ガイドラインの関係省庁会議の検討項目の中には、法的側面を含め日米ガイドラインの実効性を確保するための各種措置の検討ということも挙げておられますが、この法的側面を含め検討という意味は、もし現行法上問題が生じたら法改正を検討する、防衛庁長官、そういうことなんですね。いかがですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) これは、会議が発足しまして第一回目が平成九年十月二十一日でございますから、その以前にこういうものが書かれてあるわけですから、むしろこの法的側面を含む指針の実効性を確保するというのは、この間のガイドライン法案をとりあえず指しているものではないか、こういうふうに思います。

○小泉親司君 いや、今の文書は官房長官が決裁されていまして、野中官房長官かどうかは、九月二十日でございますから。

この中には明確に「法的側面を含め、指針の実効性を確保するための各種の措置についての検討」ということでありまして、周辺事態法だけの話じゃないんですよ。指針の実効性を確保するための各種措置についての検討の中に法的側面も含めて検討と言っているわけで、これはやはり私は有事態勢の大変重大な問題だということに思います。

もう一つお聞きしたいのは、周辺事態法では政府は自治体や民間に対して協力とか依頼とか言っておりますけれども、日本の官僚機構のトップが局長会議という形で事実上恒常的な会合を持って法的側面を含めた検討を行う、こういうことになるかと実際に周辺事態法の九条一項、二項のいわば協力とか依頼とかいうのにとどまらないものになるんじゃないかというふうに私は思います。

しかも、今回の関係省庁会議の包括メカニズムというのによりまして、総理大臣の指揮監督の

もとにこの十八省庁の関係省庁局長等会議というのが置かれるんです。これは図に書いてありますからそのとおりなんです、それぞれの大臣には具体的には指揮監督権はない。

それが今回の中央省庁再編法案の法案の中にはないだけども、行革会議の報告では、総理大臣の指導性の強化ということで、総理大臣が各省庁を直接指揮監督できるようにその弾力的運用を図るという項目があります。

こうなりますと、この関係省庁会議への総理大臣の弾力的運用というのは、これまでの政府の見解によりまして、あらかじめ閣議決定をしておけば各省を直接指揮監督できるというふうなことでありと解釈されておるんですが、この種関係省庁会議に直接総理大臣が指揮監督できる、この点では総理大臣の弾力的運用のやはり先取りだということに私は思います。

この機構自体はこれから、午前の議論でもありましたが、内閣官房副長官のもとにこの関係省庁会議が置かれて大変具体的な日米ガイドラインの有事態勢の方向が進むという点では、こういった総理大臣の指揮監督権限の具体化、先取りという点ではどうに考えられておるんですか。

防衛庁長官、いかがでございますか。

○政府委員(柳澤協二君) これはあるいは内閣安全保障室の方からお答えいただくのが適当かと思いますが、包括的なメカニズムと申ししたのは、先ほど来申し上げておりますように、日本政府といえましょうか関係省庁としていろいろ協力をいたいただく、そのためのいわば相談のための枠組みであります。

ですから、これに対して内閣総理大臣が直接にどのような関係で指揮をされるかというところについては、この包括的メカニズムに関する限りはそういった直接の指揮をいただくということを必ずしも前提にしたものではございませんで、先ほど申し上げましたように、各省は各省の既存の法令に基づく固有の権限に基づいていろいろ御検討をいただくということになっておるわけであります。

す。

○小泉親司君 私が言っているのは、この包括メカニズムはあなたたちが出した資料の中に明確に総理大臣の指揮を受けることになっているんです。

私、時間ありませんので、中央省庁再編問題が進むその一方で、こういう日米ガイドラインの推進機構づくり、周辺事態法という戦争法の推進機構づくり、こういうものについては……

○委員長(吉川芳男君) 小泉君、時間になりました。

○小泉親司君 私は重大な問題だということに指摘して、質問を終わらせていただきます。(拍手)

○大脇雅子君 社会民主党の大脇でございます。最初に、官房長官に二点お尋ねをいたします。記者会見があるということ、少し関連性のない質問を二問させていただきます。

一つは、一定定員二五％カットについてです。行政のスリム化、効率化のために一定定員二五％削減が打ち出されておりますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。住民に対する行政サービスの低下させないために、二五％というもののシミュレーションがなされたのかどうかということもあわせてお尋ねをいたします。

例えば、厳しい雇用情勢のもとにおける職安行政とか介護保険実施を前にした福祉行政を見ましても、一律という削減ではかえって政策実現の上で行政の硬直化をもたらすのではないかと。少子高齢化社会の暮らしの設計という観点からも、どういう形で日本の国を見るのかという点においても、人員配置に対するインシアチブというものは一体どこが握られるのか非常に不安を感じます。

その点についていかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 十年二五％の定員削減につきましては、民営化、さらに独立行政法人化、なお新規採用の抑制や増員の抑制などさまざまな改革努力によりまして実現をするものでございまして、こうした行政のあり方の見直しによらずに一律に削減するというのではないわけでござい

ます。

定員削減の実施に当たりましては、今御指摘をいただきましたような行政各部門の分野におきまして見直しを求める必要があると考えておりますけれども、政策の実現に当たりまして、効率的かつ適切な対応ができるよう十分留意をし、配慮をしておかなければならないと存じております。

○大脇雅子君 第二は、予算編成についてであります。

今度の省庁の改革では、内閣府の経済財政諮問会議が予算編成の基本方針を立てるということになっております。しかし、財務省設置法によりまして、その所掌は、国の予算の企画立案並びに事務処理さらに予算の作成ということになっております。

この二つの所掌事務の調整について、予算編成に向けた具体的作業が従来とどう違うのか、そして内閣のイニシアチブが新しい国の予算配分を可能にするのかどうかということについてお尋ねをいたします。

○国務大臣(野中広務君) 中央省庁の改革後の予算編成のプロセスにつきましては、まず、今御指摘ございました経済財政諮問会議が内閣総理大臣の諮問を受けまして予算編成の基本方針について調査審議を行いまして、内閣総理大臣を議長として関係国務大臣、民間有識者等の合議によりまして取りまとめられましたその答申等は、改めて閣議決定を経まして内閣の重要政策に関する方針となるわけでございます。

この閣議決定をされた予算編成の基本方針に基づきまして財務省が概算作成等の具体的な予算編成事務を行い、閣議決定を経まして内閣としての政府予算案を作成し、国会に提出するものでございます。

○大脇雅子君 さらに一点付加してお尋ねしたいのですが、経済財政諮問会議のいわば事務局体制のあり方についてさまざまな懸念が出されております。

各省庁の官僚の出向ということであれば、さら

に省庁における官僚の権限が肥大をしていくというところにもつながりかねない。また、朝日新聞などによりますと、これは一九九八年の十二月段階ですが、経済財政政策調整委員会というものが原案を作成すると言われておりまして、内閣総理大臣を議長として十名の議員で成ります経済財政諮問会議というものがどういう姿を持つのかということについてももう少し御説明いただけたらと思います。

○国務大臣(野中広務君) 内閣総理大臣の諮問に應じまして経済財政諮問会議は経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他経済財政政策に関する重要事項につきまして調査審議をするわけでございます。

議員は、内閣総理大臣を長にいたしまして、内閣官房長官あるいは経済財政政策担当大臣、各省大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、さらに法律で国務大臣をもってその長に充てることとされております委員会長の長及び庁の長のうちから内閣総理大臣が指定する者となるわけでございます。

そのほか、関係する国の行政機関の長のうちから総理大臣が指定する者、また経済または財政に関する政策についてすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者でございまして、こういうようにいたしまして中央省庁の改革後は予算編成にも内閣総理大臣のリーダーシップがより強く発揮される体制となるわけでございまして。

○大脇雅子君 どうもありがとうございます。

それでは、予算編成についてさらに大蔵大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

財務省は国の予算の企画立案を担当する、そして予算を作成するということになりましたが、今、官房長官のお話では、経済財政諮問会議で決められた基本方針が閣議決定を経て、具体的な編成作業が旧大蔵、新しく財務省で行われるという形ですが、大蔵省としては、これまで担当しておられた予算編成と新たな省庁再編後の財務省の予算編成のやり方、具体的なプロセスについてどのような

に違ったものになるととらえていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから経済財政諮問会議のことにつきましてのお尋ねがあり、官房長官が答えをいらつしやいましたが、文字に書いてありますことはそのとおりわかりますが、ですが、実際どういふふうにかういふ仕組みが動かされるのが大蔵省のかういふふうにかういふふうと、大蔵省が予算編成方針というものを書きましてそれを閣議で決めていただいてそれで予算編成をするという今の仕組みでは非常に官僚主導になりやすいから、そうではなくて、総理大臣のところで、各閣僚も何人か入りますが、民間の人を集めて編成方針を議論しろ、それを閣議で決めていただくのですから、それが今までの官僚主導の編成方針と違ったものができるようにするのはどうすればいいか。

結局、こういう制度はどういふふうに通算することになるかということに恐らく決まってくるのだらう、そういうふうな想像をいたしております。それを考えますと、この会議は一遍きりといううなことでなく、やっぱり常時、時々話して、そしてその上で今の日本に必要な予算編成の方針はこうだなどといううなことを、お役所がつくったものを皆さんこれでもいいやというのではなく、おやりにならないと、総理大臣のリーダーシップになりませんので、しよつちゅうそういうお話をなさっていて、それをこゝで調査審議なさって、便宜閣議が決めなきゃなりませんから閣議で決めて、そのおかげ渡しがあつて大蔵省が予算編成をする。そうでありませんと今と同じことになります。

したがって、何度かそういう御議論があることと、その御議論は本当に会議のメンバーが議論の中から生み出されるということと、もう一つ、かなり前広に生み出さないと、予算編成はほとんど勝手に進んでおつて、編成方針そのとおりいたしましたと言われても、何もわからぬということではいけないわけですから、そういうふう

に運営されることが望ましいんではないかと。したがって、それを財務省はいたたいて具体的な予算にする、こういうことではなからうかと思っております。

○大脇雅子君 時代の要請に合ひ、政策の目的に応じた予算の配分を変えていくというようなところで、ぜひ今回は経済財政諮問会議とそれから財務省との連携のもとで、二十一世紀に対応できる国家予算の仕組みをつくっていただきたいと切望しておきます。

続いて、省庁再編の効果につきまして、行政のスリム化や効率化ということが言われておりますけれども、行政サービスの向上と将来世代に対する財政負担を軽減するということは確かに重要な課題で、定員の削減ということもこれまでも厳しく行われてきたわけですが、それとともに、国と地方自治体合わせて数十万人の非常勤・臨時職員等、いわゆる定員外職員が職務に従事しているという現実があります。

総務庁長官と自治大臣にお尋ねをいたしたいのですが、国のそうした定員外職員は大体総数何人で、どういうところに配置されているのかということについてお調べになったことがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○政府委員(中川良一君) まず、国についてでございますが、一般職非現業におきます非常勤職員、これは多種多様でございますが、統計調査員とか審議会の委員でありますとか、顧問、参事あるいは保護司などが含まれております。そういったものを全部トータルいたしますと、平成十年七月一日現在で二十三万六千九百十五名でございます。

このうち、いわば行政事務の補助をしておるというところで、いわゆる事務補助職員ということに絞って数を取り出しますと、三万三千四百名ということになっております。

○政府委員(鈴木正明君) 地方団体におきましては、常勤職員のほか、定数の対象とならない臨時職員、非常勤職員が任用されているところでございます。

例えば、特別職の臨時または非常勤の顧問、参事など、また一般職の非常勤または期限つき任用の職員あるいは一般職の臨時任用職員といろいろな形がありまして、その勤務形態、職務内容は多岐にわたっておりまして、また団体によりましてそのとらえ方が異なっておりますので、全国的な実数ということになりますと、把握をいたしております。

○大脇雅子君 かなり前、労働委員会の問題になったときも、自治省はそういった把握をしていないというお答えであつて、その調査をしていただくようにというふうに要望したことがあると記憶しておりますが、大体の実数はどのくらいかということはおわかりでしょうか。

例えば、自治労が組織している非常勤・臨時職員は二十数万と、こう言われているわけですが、そういうところに入っていない人もいるわけですから、大体全国でどの程度なのでしょう。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

お話しのように、臨時職員、非常勤職員につきまして実態を把握しようということで努めたことがあります。地方団体におきましてその任用根拠などの取り扱いが必ずしも同一ではない、またそれぞれの地方団体における職務内容、勤務実態も多岐にわたっておりまして、また団体によりとらえ方も異なるということで、結局有意なデータを把握するに至りませんでした。

それで、給与実態調査の関係でいわゆる常勤の非常勤職員というのは調査をいたしているわけですが、この数は平成九年の四月一日現在で五千七百二十人ということで把握をいたしておりますが、全体的にはちよつと有意なデータを得ておりません。

○大脇雅子君 それはちよつと無責任ではないかと思ひます。自治省としては、定員外職員が各地方自治体で、確かに法的根拠も違ひまして統計上困難であろうかと思ひますが、一般職の補助としてたくさん活用されているわけですから、したがって、地方分権も進むわけですから、しっかりとそういう

実態を把握しておいていただきたいというふうにお願ひをいたしまして、さらなる調査を要求したいと思ひます。

さて、そういう定員削減を行ひまして正規の職員を減少いたしましたも、現在のように非常に厳しい社会経済状況で、当然国や地方に要請される行政サービスの重要性は大きくなるわけですから、それにこたえるために定員外職員を活用するというものでは何の役にも立たない、不安定な雇用だけが増大するということになると思ひます。

こうした省庁再編におきましてこういった人たちの処遇というものは将来どのようになるかと考へなかつたか、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。

二五%の定員削減によつてその見返りに非常勤職員をふやすべきではないという御主張と理解をいたしております。

そして、この二五%の定員削減を私たちが目標としておりますのは、行政のあり方や政策実施の方法などについての見直しによつて事務事業の減量化を行つたり、情報化に伴つて事務運営の合理化、効率化等を図ることを通じて行ふものでありまして、本来的に非常勤職員をもつて削減の穴埋めを行うという性格のものではないわけでございます。仕事の方を減らしていこうとしているわけでありません。

そして、行政機関の業務の中には、常勤の定員内職員を充てることが適当でない臨時変動的な業務がありまして、このような性格の業務を処理するため定員外の非常勤職員が雇用されております。例えば法務省の保護司、あるいは統計調査職員、大学の非常勤講師など、その職務内容は非常に多岐にわたっております。

○大脇雅子君 こうした定員外職員の臨時・非常勤職員の労働条件というものは、同一または同様の職務を遂行している正規職員と比較いたしますと、賃金、休暇など労働条件が大変低く、不安定な状態に置かれております。この点について早急に改善すべきだと思ひます。

人事院としては、この人たちの勤務条件についてどのような現状と把握しておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(中島忠能君) 勤務条件といひましていろいろございしますが、私たちが決めております勤務時間及び休暇につきましては、法律で人事院規則で決めるようにというふうに書いてございしますので、私たちの方で決めております。

また、勤務条件の非常に重要な給与につきましては、法律で各任命権者が常勤職員との権衡を考慮して決めるようにというふうに書いてありますから、各任命権者が、それぞれ今二人の局長が答弁しましたけれども、勤務実態あるいはまた勤務態様というものを考へながら決めていただくということだろうと思ひます。

○大脇雅子君 どうか、こうした省庁再編の中で最も不安定な立場にある臨時・非常勤職員の勤務条件をしっかりとしたものにし、かつ身分の不安定さがないように、そして真つ先にリストラされることのないように配慮を、自治大臣それから総務庁長官にお尋ねしたいと思ひますが、御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 地方公務員の世界、特に地方行政の世界でなかなか臨時・非常勤職員の数について、率直に言つて有意なデータを把握するのに苦労しているんです。

私もびっくりしたんですけども、行政協力員、一般事務員、医師、指導員、教員、講師、技能労働職員以下十八ほどの職種がずらつとありまして、だから、どこまでをとるのかということになるとなかなか容易じゃない。自治労の調査だと二十三万人ほどいるという話なんです。本当にその中でどこまでをどういうふうにとるのかということであろうと、先ほど局長が申し上げた勤務時間あるいは勤務の月の数とかいうようなこととていいます。しかし、なお一層きちんとした把握ができるように努力をしたい、まずこれが第一点です。それからいま一つ、不安定な雇用になるのでは

ないかという話があるんですが、一方で、地方団体におきましては、必ずしも正規の常勤職員を配置する必要のない業務については臨時あるいは非常勤職員を充てるというようなことによつて事務の種類や性質に応じて活用していくということが行政運営の簡素合理化というか、そういったことから必要なことであるという考へもございまして、この点は地方公務員制度調査研究会というので勉強してもらつておりましたが、この四月に報告をいただきました。

その報告でまいりますと、今後の改革の方向として、「臨時・非常勤職員の今後の位置づけ」の中に、「地方公共団体が、簡素な組織を維持しつつ、行政サービスの多様化や多様化に的確に対応し、行政サービスの種類や性質に応じて弾力的に運営することが可能となるよう、事務の種類や性質に応じ、臨時職員や非常勤職員など多様な勤務形態の職員を活用していくことが必要である。」ということをおっしゃっております。一方で、ただ地方公務員の非常勤職員の給与のあり方や任用の方法等については国家公務員の非常勤職員の状況と取り扱ひといひますと対応に差があると。そういう点で、そのバランスなどということも頭に置いて検討を進める必要があるということの報告をいただいておりますので、その趣旨を生かして検討してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(太田誠一君) 先ほど挙げました幾つかの例でありますけれども、例えば保護司の方々あるいは統計調査職員の方々、非常勤講師の方々などは、今、先生がおっしゃいますように、我々、その有効な貢献に対して十分報いていないということはあるやもしれませんので、そのことは常に念頭から離さないようにしておかなければいけないと思ひます。

○大脇雅子君 住民の人たちと最も密着したところで、恵まれない労働条件のもとで黙々と働いてる人たちのことをどうかお忘れなく、省庁再編の中でもしっかりとその条件の改善を図つていただきたいと思います。

さて、総務省の政策評価報告制度についてお尋ねをしたいと思います。

今までの官僚政治の中で、漫然とむだを生み出していくということがございました。確かに私も委員会でもさまざまな視察をいたしますと、大きな田舎の中に水族館つきの巨大なレジャー施設があり、その水族館に行きますと、円柱形の大きな水族館の中でこのお魚は縦に泳ぎますという説明をされたり、あるいはもう広大な田んぼの中の体育館に行つて、ぴかぴかに磨かれていますので、これはいついっばいになるのですかと聞くと、シャ乱Qの公演のときのみはいっばいになりますとか、そうした形の返答が何の不思議もなく説明されているということにも象徴されるように、やはり大きな公共工事だけではなく、さまざまな政策の評価というものが行われる必要がある。それこそやはり行政の質を上げていく制度だということに思っています。

ただ、総務省が行う政策評価報告制度について、行政監察制度との関係は一体どのようにとらえたらいいたのでしょうか。

○政府委員(東田親司君) お答え申し上げます。私も現在実施しております行政監察は、主として適正性あるいは効率性、このようなところが主要な視点ではないかと考えております。これに對しまして、新しく導入いたします政策評価につきましては、政策や事務事業の効果が所期の目的どおり発揮されているか、効果が上がっているかどうかというところを評価することが大きなねらいでございます。行政監察との性格の相違はそのようなところにあるというふうにまず考えております。

それから、この評価した結果の処理でございますけれども、総務省は直接政策を所管しておりますので、政策を所管している省庁に評価結果を伝えて尊重してもらうことが大事なわけでございます。したがって、私どもの評価結果につきましては、総務大臣から府省の大臣に勧告をすること、それから一定期間経過後、勧告に対してとつ

た措置につき報告をいただくこと、それから必要がある場合には総務大臣から内閣総理大臣に対して意見を具申することができるようになること、このような規定を今回の仕組みの中に盛り込ませていただいたところでございます。

○大脇雅子君 総務省の政策評価をしてみますと、全政府の見地から見て横断的な場合とか、複数の省庁にまたがる場合とか、あるいは厳格な客観性を担保する場合等、前段として各府省の評価状況を踏まえたり、あるいは要請に基づいたりして行うということになっておりますが、しかし各府省がこうした政策評価を行わないときに、総務省としては積極的なインシアチブをとれるのか、あるいは自治体と連携したそうした大きな事業の場合には総務省はインシアチブをとれるのか、この点非常に読んでいてもはつきりしないということなので、お尋ねをいたします。

○政府委員(東田親司君) お答え申し上げます。まず、第一点目の府省の評価が行われていないときに総務省が評価ができるのかという点でございますが、先生が先ほどおっしゃられました私どもの総務省が評価をするパターンの中に、府省の評価状況を踏まえ厳格な客観性を担保するために評価する必要があるものというくだりがございします。この府省の評価状況を踏まえという中には、府省が評価を行っている場合、あるいは行つたけれども不十分な場合、両様を含んでいるというふうに考えておりますので、行っていない場合に総務省が必要があると判断した場合には私どもが評価をさせてもらう、こういう考えでございます。

それから、地方公共団体等の事務も関連して調べる必要があるのかという御趣旨のお尋ねかと思ひますが、政策は国の行政機関だけで実施しているわけではございませんで、国の補助金を通じたり、あるいは今後新しい仕組みとして法定受託事務を通じてたりして地方自治体にもいわば国の行政目的を担っていたらいたっている面がございします。で、私どもの調査権限をいたしましては、国の行政機関の評価、監視に関連いたしまして、地方自治

体に対しても、補助金が出ているものあるいは法定受託事務になっているもので一定範囲のものについて調査をさせていただく規定を盛り込ませていただいたところでございます。

○大脇雅子君 新潟県の巻町の原子力発電を皮切りにいたしまして、吉野川河口堰あるいは神戸新空港問題等、住民の投票ということがさまざま地方自治の現場で行われておりますが、私はこの住民投票こそ最も地域に密着した住民による政策評価だということふうに理解しております。

そういう意味では、地方の動きということの方がまさに市民自治の原点に立ちながら政治を変えようとしているというふうに考えられます。どうか総務省その他各府省においては、この政策評価の制度というものを十分充実されて、行政の質を変えていっていただきたいと思ひます。

最後に、具体的な問題についてお尋ねをいたします。今回、女性と子供の問題の所掌について労働省と厚生省それぞれの担当部署が統合いたします。それで、どのような観点、考え方で女性の問題に對処するのか、そして女性のみならず、男女の雇用平等あるいは男女の職業と家族的責任を両立しそれを保障する制度がどのようなシステムで進められるのか、少子高齢化社会においてそうした問題のシステムがどういう志を持って充実されるのかということとは非常に大きな問題だと思ひます。

労働大臣と厚生大臣にお尋ねをいたします。○国務大臣(甘利明君) 労働省の女性局と厚生省の児童家庭局が統合されて雇用均等・女性局を設置するわけでありますが、御案内のとおり、女性局は、女性があらゆる社会の場面に性別なしに社会参加ができる、特に雇用の分野においてそれがなされるような環境整備をする、そして厚生省の児童家庭局は、保育政策全般、母子保護政策等を担当しているわけでありますが、この二つは密接に関係がありまして、今までも連係プレーはとっているつもりであります。今度も連係プレーはとって一緒に進めたいと思ひます。

家庭生活の両立ということにお互いに資するといふふうに思っております。○国務大臣(宮下創平君) これからの少子化の進行とか男女共同参画型社会の形成というようなことになりますれば、どうしても社会保障政策とそれから労働政策の連携強化が必要でございます。今、労働大臣から児童家庭局の所掌にも触れられました。私も、少子化対策を中心にして、児童家庭局におきまして子育て問題とか児童の自立支援、健全育成等の施策をやっておるわけでございします。

一方、労働省の女性局は、女性が働きやすい環境の整備をやるということでございます。子育てと女性の就労の両立支援の分野で極めて密接な関係があるということでございまして、例えば少子化問題一つとりましても、総理の諮問機関である少子化の有識者会議の提言を見ましても、保育所等の整備のほか、特に職場環境における女性の地位向上、あるいは男性と女性との平等な参画、そういうことのウエイトが非常に高まってきたと思ひます。

そういうところから見ても、労働政策といわゆる厚生省の社会保障政策とは一体となってやることに極めて有効に働くだらう、こう思っております。

○大脇雅子君 ありがとうございます。(拍手) ○入澤肇君 私は、きょうは地方分権をいかに効率的に進めていくかという観点から御質問を申し上げます。時間がありましたら中央省庁再編に関しまして、二御質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、各省庁の分権の数の一覧を教えてください。分厚い法律案を読んでいると、どうも分権についての考え方が頭に入らない。そこで、一覽と同時に、分権についてのどのような基準で各省庁に指導したのか。さらに、法律については一本一本書きをし、事実上休眠しているような法律もありますし、また廃止してしまふべき権限もございしますから、そういうものについて

ては十分に点検したのか、それが三つ目です。第四番目には、その結果、この次の概算要求に当たりましては、分権で事務が減るはずでありますから、当然その部分に關して定員の削減とかあるいは配置がえの要求をする手続、そういう指導を各省庁にやっているか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

まず、権限移譲の關係でございまして、この一括法案に含まれております各省庁別で申し上げますと、権限移譲の法律で申し上げますと、建設省で十本、環境庁で八本、厚生省が六本、通商産業省が四本、文部省、農林水産省各二本、国土庁、運輸省、自治省各一本でございまして、合計三十五本の法律に關係いたしまして権限移譲を行っているところでございます。

また、機関委任事務制度の廃止に伴いまして事務自体の廃止ということでございますが、そういうことも含めまして、これは地方分権推進委員会におかれまして個々の法律の運用状況を精査いたしまして見直しが行われたものと承知をいたしております。

政府といたしましては、同委員会の勧告を最大限尊重して地方分権推進計画を策定し、これに即しまして今回の法案を提出しているというところでございます。

廃止する事務を含みます法律は四十本ございまして、例えば国民年金法における国民年金の印紙検認事務の廃止、また外国人登録法における外国人登録原票の写し票の送付に係る都道府県の經由事務の廃止、これなどがございまして。

また、国の関与等の見直しでございまして、これを見直しまして廃止または縮減ということでございます。個別法における関与は、基本類型に沿った必要最小限のものにするという考え方のもとで、これも分権推進委員会においてそれぞれ検討が行われたわけでございまして、例えば自治事務について申し上げますと、漁港修築事業の施行に關する農林水産大臣の許可を届け出に切りかえる

とか、あるいは自治省の地方債の発行に係る許可制度を原則協議の制度に切りかえるとか、また法定受託事務で申し上げますと、二級河川における建設大臣の認可を同意を要する協議または単なる協議制に切りかえる、こういうことの内容を盛り込んでございまして、国の関与の見直しに係ります対象法律が百三十八法律でございます。

○入澤肇君 今度、定員の削減だとか配置がえについて、もう全省庁で一斉に概算要求の準備をやっていると思うんですけれども、そういうことについては、当然この結果を反映するようにということとは総務庁の方で指導しているんでしょうか。

○政府委員(河野昭君) これは総務庁の話でございますが、総務庁の行政管理局で定員の管理をします。要求理由あるいは削減理由、その中ではこういう問題も含めて各省からヒアリングし、検討をしているところでございます。

○入澤肇君 法案の審査がこうやって順調には進んでおりますけれども、一方で概算要求の手続が始まっておりますから、ぜひバランスのとれた、タイムラグがないように配慮しておいていただきたいと思ひます。

今御説明がありましたけれども、分権のその内容を見てみますと、許可が届け出になる、あるいは許可が協議に移るといふようなのはわかるんですが、承認を同意に変える、あるいは命ずるといふのを指示するに変わる、こういうふうなものかなり残っているんですね。

これは一体どういう意味があるのか。承認を同意に変えた場合、大臣の承認を受けるというのを大臣の同意を受けるとした場合に、同じ意味じゃないかと思うんです。行政上は、行政上の運用は同じじゃないかと思うんですが、いかがですか。

こういうふうに変えた場合に、例えば命令に反して罰則をかけられる、あるいは承認を必要とするのに承認を得ないでそれを実施したために罰則がかけられるという場合があります。そのような罰則規定にまで検討が及んだのかどうかについて

お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

国の地方団体に対する関与につきましては、基本的な考え方でございますが、基本的には、地方自治法において関与の基本類型ということで、自治事務で申し上げますと、助言、勧告、資料の提出要求のほかは、協議、これは事前協議、それから事後のものとしては正の要求、こういう四類型を基本類型にして、各個別法の関与はできるだけこの類型に集約していく、こういう考え方が一つあります。

それから、法定受託事務につきましては、その事務の性格上、これに加えて、例えば、同意を要するとか、許可、認可または承認を要する、それから指示、それに代執行、この七類型というものを法定受託の基本類型といたしまして、各個別法でもできるだけこの類型に従う、特別な事情があるものはまたそれということで、地方分権推進委員会におきましてそれぞれ精力的な検討が行われまして、勧告がなされて、その勧告に従いましてこの一括法というものを今回御提出しているところでございます。

基本的には、国と地方の關係を対等、協力という位置づけでとらえますので、そういうことで、許可といふものを国と地方の間で協議という形に切りかえていく、こういう考え方でございまして。なお、協議は、国と地方が誠意を持って解決のために努力をするということでございまして、さらに、国として同意を要するものは、同意を要する協議ということで、国の同意が得られなければならない、こういうことで整理をいたしているところでございます。

○入澤肇君 分権を真に実効あらしめるために、私は二つの問題がこれから指摘されなくちゃいけないと思ひます。一つは、事務量を實質的に減らしていくという方法、もう一つは、受け皿となる地方公共団体の強化策、この二つをやったと同時に実行しなくちゃいけない。

型的業務、これは前からいろんな議論がございまして、アウトソーシングを続けていく、拡大していくというお話がございましてけれども、私、予算委員会のときに御質問申し上げましたけれども、これからの第二の大きな柱は、やっぱり千七百十六本ある法律の見直し、それから削減じゃないかと思うんです。前回も御質問申し上げましたけれども、佐藤内閣以来、こういうことはやられておりません。

今回、二十一世紀に向けての省庁再編、大行改革に即応いたしまして、私は、我が国が持っている法律がございまして、既にかなり眠っているような法律があるんですね、そういうふうなものも整理するとか、あるいは小沢内閣が標榜しておられる経済改革、これにもとるような法律は見直しをして廃止する。こんな方針のもとに新しい基準をつくって法律を削減することが、真の意味で事務のスリム化を進めるための起爆剤になるんじゃないかというふうに考えているんですけれども、自治大臣、太田長官、それぞれのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) 地方自治体の行う事務にかかわる法律の数ということのみならず、国政全体において、御指摘のとおり、實際問題、随分古い法律があるし、眠っているようなものもあるのではないかとこの指摘もある。

そういう意味で、この機会に、トータルとして棚卸しをして見直しをするというふうな作業が本当はあってもいいのではないかと。あるいは国会決議も、随分古い国会決議がたくさんございまして。そういう中で、見直しの対象があつていいのではないかとこの議論も各政党の中でそれぞれされておるようなところもございまして。そういうところろは、できれば立法府において、まさにもう少し国の仕組みを、あるいは地方公共団体の事務にも及んで、簡素合理化する上で見直しをするということは非常に大事な発想法だと理解をいたしております。

○國務大臣(太田誠二君) 今御指摘のように、千

七百十六本の法律があるわけでありますが、その多くの部分につきましては、今回の中央省庁改革でこの法案を通していただいたとすれば、その後個別の作用法の見直しをいたします。しかしそれは、根っこからというよりも、あと限り次の国会にそれを出させていただいて、作用法の相当部分について手直しをいたすつもりであります。

しかし、根っこからということも実は必要なわけでありまして、それは大作業になりますし、しかも、ばらばらにやってはいけない、整合性が大切でございますので、整合性を保つためにはその大作業をどこかでみんなで腹をくくってやらなければいけないわけでございますから、行政府のみならず立法府の方の御決意もいただきたいわけでございます。

○入澤肇君 この法律と並びまして、衆議院では何省庁か通達の数が出ておられまして議論がありました。通達に基づく各種の計画制度、これが膨大でありまして、末端の市町村の例えは産業係が、農林省、通産省、運輸省、建設省、各経済官庁の要求する計画づくりに追われて、なかなかその法律を施行し、政省令を施行しても事務が滞って進まないということが聞かれますし、私自身もそういうことを経験したことがございます。

この通達に基づく計画制度をどのぐらい簡素化できるかという視点から総点検してみたいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 地方公共団体に通達をもつて国の各所管官庁から計画をつくることを義務づけているというふうなケースがあるわけですが、こういったケースは、機関委任事務がなくなりますれば、当然のことながら、従来使っていた意味での通達はこの世からなくなるはずの概念でございます。

〔委員長退席、理事石渡清元君着席〕

それにかわって、機関委任事務について今後は処理基準なりなんなりということになるわけですが、しかしその場合には、いわゆる計画をつくる

ことを義務づけるということではなくなるものである。いわゆるやるべき処理基準ということであって、計画をつくることを義務づけるということではなくなるというふうに私たちは考えております。

○入澤肇君 私は、補助金の統廃合、それからまた一括交付、これもいろんな工夫をして、実際にはなかなか難しい問題があるんですけども、第二地方交付税みたいな考え方を導入してできるかどうかということがポイントだと思っておりますが、補助金の数ほど計画があるわけですね。補助金を申請するために、一定の書式に基づいて、こういうふうな計画を出さなければ補助金を出さないよと。これは物すごい数なんです、毎年毎年。これをやっぱり簡素化するということが必要になると思っております。ぜひそういう点から各省が配慮するように御指導願いたいと思っております。

もう一つ、受け皿の強化策で、一つは合併です。合併についてはいろんな議論がありますから省略しますが、人事面で二つの大きな流れがあるというふうに私は見ております。

一つは、複数の市町村による交流人事、これは例えば足利市とか、群馬県の大泉町とか太田市とかいうところで実現しているようにございしますが、広域連合をつくって事務処理をすると同時に、複数の市町村による交流人事によって質を高めるということが一点考えられるんじゃないか。

もう一つは、本当の地方分権を進めるために、言葉は悪いけれども、自治省による中央集権的な地方自治では意味がないんです。自治省による中央集権的な地方自治では意味がない。

そこで今、税務署長の人事を引きまして、いろんな批判があったために今や税務署長は三十五歳以上じゃないと任命しないというふうなことを内部基準に盛っているようにございすけれども、各都道府県の自立を高める、自立精神を涵養するという意味からしても、各都道府県の管理職、課長以上になる人事は、税務署長と同じように、当

該都道府県の平均的な課長の年齢に合わせて年齢基準を定めるということも必要じゃないかと私は思っております。二十代の若いのが行つて課長だといつて上座に座つて四十、五十の地元の職員を使うという図は、今日の時点では余りそぐわないのではないかと感じているのでございします。

交流人事のことと、それから出向のルールづくり、これについて自治大臣のお考え方を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、これから地方分権がさらに進んでいかなければならぬ。それと同時に、地方公共団体の行政主体としてのいわゆる対応力をどう向上させるか、特に福祉の分野における高度な専門性を要求される、あるいは社会資本整備についてもやはりそれなりの専門的な知識なり高度なレベルを要求されていくということ、一朝一夕にしてできないというのであれば、御指摘のとおり各市町村間あるいは都道府県間なり、そういった間で人事交流あるいは共同の研修なり共同の採用ももちろんでありますけれども、そういったことをぜひ進めていかなければならない。場合によつては社会人を中途で採用することによつて対応するということも当然あり得ることであると思ひます。

そういう点で、今日までそれぞれの自治体、都道府県も一緒になつて、個別に見ますと現実的にかなり努力をさせていただいておりますが、なお一層その努力をバックアップしていきたいと考えております。

なお、これは、既に二年ほど前になりますが、人材育成に関する基本方針策定指針というものを出してございまして、そういった人材育成への努力について自主的努力を要請いたしておるところでありますので、さらにこれを強化してまいりたいというのが第一でございます。

あと人事交流、特に国と地方の間の人事交流に関する一つのルールが必要ではないかという御指摘もございします。これは、ある意味ではいろんな

ノウハウを移転するということももちろんあります。できれば、本当は各地方自治体における任命権者がそれなりの自覚を持つて本当に必要な最小限の受け入れなり、そして同時にぜひ自前の人材育成ということにさらに一層の意を用いていただきたいということもありまして、自治省としてはその辺は十分な、同じポストを長期継続して指定席にしないようなこともしなければいけないということでも努力はいたしておりますが、なかなかその努力の成果が百点満点ということではございません。なお一層努めてまいりたいと存じます。

○国務大臣(太田誠一君) 今の特権意識の醸成につながるのではないかと御指摘の点であります。総務庁は人事管理運営方針において職員を地方公共団体に意向させるに当たつての統一な方針を定めております。平成十一年度においては、職員を地方公共団体の管理職などとして出向させる場合には当該職員の経験年数に配慮するよう新たに定めるといふようなことをしております。

○入澤肇君 各自治体の皆さん方は国に向かつては文句を言いませんけれども、しかし酒の席なんかではかなりの文句が出ております。自立の精神を強めて、真の意味での分権を実現するためには必要不可欠なことだと思ひますので、ぜひこれは実現をさせていただきたいと思ひます。

それから、国の試験研究機関につきまして独立行政法人にするという考え方が打ち出されていますけれども、地方自治体も同じような試験研究機関をたくさん持っているわけですね。

〔理事石渡清元君退席、委員長着席〕
これについては、自治省としては国に倣つて独立行政法人的なものに切りかえていくように指導するかどうか、この考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 地方公共団体の組織、機構について実質的に事務事業を円滑に遂行できるように簡素で効率的な組織、機構としなければいけないという考え方で、平成九年、地方行革指針というものをしまして、各自治体に要請をいた

しておるところであります。

試験研究機関については、例えば研究内容や研究成果などに関して評価制度を導入している茨城県の例とか、あるいは産学官の連携をやっております山口県の例とか、病害虫防除所を農業試験場へ統合したという香川県の例、こういうようなところもありまして、より効率的、効果的な研究体制に向けた取り組みが進められておるところではございます。

ただ、国が導入する独立行政法人、これと全く同じやり方で右へ倣えて同じようにできるかどうかについては、若干、地方団体においては既に地方公営企業なりいろいろなそういう形の経営の方法等々もやっております。

それから、第三セクターに関してはいろいろな意味で抜本的な見直しということも必要なのではないかというようなこともあり、これはこれとしてその適正な運営への対応を要請しているところでもございまして、トータルとしてこういった試験研究機関の見直しの状況、あるいは地方公営企業、第三セクターの運営の状況ということを踏まえてさらに今後検討したいと思っております。

○入澤 鎌君 せっかく農林省の局長も来ていますので、一言だけ最後に御質問を申し上げたいと思います。

農林省関係の地方分権、これはおととい海老原委員が非常に熱心に多角的な観点から御質問されましたけれども、私はもう一つ、農業委員会の権限の再配分が規定されていますけれども、戦後、行政委員会として導入し、今選挙制度として残っているのはこの農業委員会だけなんです。教育委員会や公安委員会、委員会制度がありますけれども全部任命制になりました。農業委員会だけが選挙制度として残されている。これは農地制度との関係が根底にあると思うのです。農地制度は大変いろいろな問題をはらんでいると私は思うのですけれども、今後、農地制度を運用するに当たって農業委員会をどのように位置づけていくのか、どのように変えていくのかにつきまして、一

言だけ答弁してもらいたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 御案内のとおり、現在、農業委員会は農地の権利移動の許可その他、非常に強い規制をやっております。ただ、非常に長い歴史の中で、最近活動が少し停滞きみというところもありますけれども、今私たちがやらなければいけないことは農地の流動化と集積という分野でございまして。その部分では、農業委員会はあつせんその他の指導等に推進員を充てまして、これはかなり活発に流動化と集積の指導をしております。

このたび農政改革大綱の中で農業生産法人制度について大きな改革をしようとしております。そのときの中核的な母体も、やはり私は農地を守るという点で農業委員会だろうと思っております。農地制度の改正の検討の中で、農業委員会の活性化についても議論していきたいと考えております。

○入澤 鎌君 時間が来ましたので終わります。(拍手)

○菅川 健二君 きょうは私が最後でございまして、ひとつよろしくお願いいたします。

私は、選挙区の広島県の全市町村長に對しまして今回の地方分権一括法について意見をお聞きいたしたわけでございまして。異口同音に出された意見といたしましては、本委員会でもたびたび議論されております権限に對する財源の問題でございまして、地方税財源の充実をぜひあわせて図ってほしいという切実な意見になっておるわけでございまして。次いで、幾つかあるわけでございまして、国の関与の強化に對する心配とか、あるいは市町村合併の強制への懸念などの意見が出されておるわけでございまして。

そこで、これらにつきまして、これまで議論を尽くしたものでございまして、できるだけそういったものは省きまして、若干の御意見をお聞きいたしたいと思っております。

まず、地方税財源の充実ににつきましては、これはたびたび議論になっておりまして、総理初め関係大臣の方は経済が安定軌道に乗ったら必ず改革をやるよということでお約束いただいておりますと思

うわけでございまして。しかし、今の経済政策がうまくいけば間もなくそういう時期も来るのではなから、来ればいいなという期待も含めるわけでございまして、そのときに備えまして、今からでもぜひひとつ検討を進めていただきたいと思うわけでございまして。

あわせて、国庫補助金につきましては、これは言うまでもなく財源の量的関係はないわけでございまして。拡大をしようというわけでもございまして、いわゆるシステム改革でございまして、これにつきましては経済状況に關係なく今でも決断すればすぐできるという問題でございまして。

そこで、この問題につきまして若干お聞きいたしたいと思っております。

特に、公共事業につきましては、直轄事業の縮減と統合補助金を図るということが決められておるわけでございまして。まず、直轄事業につきましては、これは大半がこれからということでもございまして、港湾関係につきましては地方分権推進委員会の第五次勧告を先取りする形で第五十二条で法制化が図られておるわけでございまして。恐らく、今後の直轄事業の法制化の一つのモデルになるんじゃないかと思つて期待して読んでみたわけでございまして。

しかしながら、これを見ますと、中央省庁等改革基本法の四十六条では、「全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定する」ということで縮減を図る物差しを決めておるわけでございまして。

それに対応いたしまして、この港湾法五十二条を讀んでみますと、最初の一号、二号、三号につきましてはそれなりに絞りがかかっておるわけでございまして、四号を見ますと、「その他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事」と書いてあるわけですね。これは何とでも読めるわけでございまして。国がやれることで港湾管理者がやれないことはないと私は思うわけでございまして、そういう意味からしますと、せっかく規定されても従来と内容が変わらないんじゃないかと

いうふうに読めるわけでございまして。

これにつきまして、具体的な事業としてどのように縮減されるのか、運輸大臣の御見解をお聞きいたしたいと思っております。

○国務大臣(川崎二郎君) 御指摘いただきましたように、運輸省の公共事業の中で港湾の事業につきましては、直轄事業についてまず基本的に限定をするというのが一つであらう、それから補助金につきましては統合補助金と、この二本立てでございまして。

直轄事業の範囲を、重要港湾が国際・国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設、外郭施設の整備や、重要港湾がこれらの拠点としての機能を發揮するために必要な港湾環境整備施設、廃棄物処理・護岸の整備等に限定をする、こういうことでございまして。

ただ、言われましたように、まさに現実の問題としてこれからどうしていくのかというのがこの法案が成立をいたしましたと仮定をして出てくる課題でございまして、十一年三月に閣議決定された第二次地方分権推進計画に沿って詰めていく作業がこれから始まるというふうにお受けとめいただきたいと思っております。

私も、今ちょうど時期でございまして、各知事さん、また港湾管理者、市長さん等お見えでございます。十分検討しながらやってまいりたい。

一方で、いろいろ御議論いただいておりますのはやはり港湾の事業の集中化、もう少し集中化しろという議論もいただいておりますので、そういった議論も大事にしながら詰めてまいりたいと思っております。

○菅川 健二君 誤解のないように申し上げたいのは、港湾事業そのものについて縮減しろということではないわけでございまして、私の選挙区でも大変港湾事業にお世話になっておるわけでございまして、直轄工事自身は、私はいろいろな港湾事業を見てみましても、一つの港湾の中の一部だけが直轄工事をやるんです。何でこれは国がその部分だけやるんだらうかとこれまで現地におりま

して大変不思議に思っておったわけでございます。したがって、国がやる以上やはり正当な理由があると、国が技術者を抱えておるからその分だけ国が消化しないとかぬのだという逆転の発想にならないようにひとつよろしくお願いしたいと思うわけでございます。

これにつきましては、具体的に来年度の予算編成からそういった新しい考えに基づいて編成されるというふうに考えてよろしゅうございますか。

○国務大臣(川崎二郎君) 基本的には、この法律が成立するという前提の中で作業が進められていることは事実でございます。

○菅川健二君 直轄事業のモデルになるわけでございまして、その辺、国の役割につきましても明快なお答えを出していただきたいと思っております。

次に、公共事業の統合化というのもこれからの予算編成におきまして具体化するわけでございしますが、私はそれぞれの事業ごとの、河川事業あるいは道路事業ごとの統合化というのは余り意味がないと思っておるわけでございまして、ないよりはむしろだということではないかと思っております。

そこで、これは自治大臣に何遍かお聞きしながらもう一度お聞きするというのも大変失礼なわけでございしますが、かねて新進党の時代から野田自治大臣も大変強く主張されておりました一括交付金化につきまして、これは自治大臣だけでできない、各省大臣の協力が要るんだということでございます。できるだけ早くその実現方へ向かってかじを切つていただきたいと思うわけでございしますが、今後の見通しにつきまして一言お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 地方自治体が行っております仕事、それに伴う歳出と現在の地方税収とを比べれば相当の乖離があるという点で、地方税収が国の税収と比べれば大体国が六、地方が四になっている。実際に歳出規模で考えれば地方が六五で国が三五だと。結局その間は何によって埋められているかというと、一つは交付税ということ

でございますし、いま一つは御指摘の国庫補助負担金で、しかもそれが結果的に個別の補助金というふうな形によつて地方自身の財政の自主性を阻害しているという側面がある。何とかこれを是正して、できるだけこの乖離を少なくしていきたい、これが一番基本だと思っております。

個別の箇所づつをできるだけやらないようにするという意味で、必要な公共事業については包括的に、何に優先して使うかはそれぞれ自治体の自主判断、自己責任で決めてもらうという制度に何とか移行できないかということ、その思いは今日も持っております。ただ、それは一気にはできないという、なかなかそれだけの体制に今なっていない。

ただ、第五次勧告、そしてそれを受けまして本年三月に第二次分権計画をつくりました。その中で、公共事業についての統合補助金、これは二つの類型があつて、一つは同一事業に関して自治体に対して言うなら枠配分をやる、したがって個別の箇所づつを一々国がやることはしないようにしましよという統合の形式と、それからいま一つは複数の事業についてやるようにしましよというものが多少前進したということは事実でございます。これは小さな一歩だけれども、方向性としては非常に大事な第一歩だ。ただ、これで満足するわけにはいかない、さらにその前進を図っていくべきことではないかというふうに実は考えております。

これとあわせて、今度の第二次分権計画の中で私が非常に注目をいたしておりますのは、五カ年計画、全国総合開発計画をつくるに、内容を国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化するということ、これが明記されておまして、今後二年を目途に国土審議会でご検討いただいて、その結果、結論を得て、そして各事業ごとの計画の見直しが進むことになるわけで、このこともあわせてぜひ頭に置いて努力をしていかなきゃならぬテーマであるというふうに考えております。

○菅川健二君 よくわかりになっておるわけで

ございますので、ぜひ早く実現方をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、先ほど入澤委員の方から話ございましたけれども、国庫補助金の中に負担区分等によりましてどうしても残る補助負担金もあるわけでございます。その補助負担金というのはやはり細かく補助条件が決められておるわけでございまして、これはまさに国の地方への関与の非常に大きなポイントになるんじゃないか、支障になるんじゃないかと思つてございします。そういった面で、この際あわせて思い切つて補助条件について緩和をしていく、これを自治省の方から各補助金の所管大臣に強く要請をお願いしたいと思うわけでございしますが、いかがでございましょうか。

鳥も外に、例えば固有事務なんかにつきましては自由におりから、ざるから出られるような状況であつたわけでございしますが、これからの法案を見ますと、何か鉄製の頑丈なおりに入れられて、場合によつては運用次第においては身動きがつかないといひますか、国の統制がより厳しくなるのではないかと懸念もあるわけでございします。

そこで、是正の要求につきましては、先般、高嶋委員がいろいろ細かく御議論されまして、自治大臣も極めて例外的なこと以外はこれについて発動はないんだという御答弁をいただいております。でございますが、できましたら、この規定そのものが事実上空文化していくということが望ましいのではないかとこの面から、厳しい制約をかけるべきだと考えるわけでございします。

地方分権推進計画におきましても、まず同化、定着、定型化しているもの、あるいは国庫補助負担金が少額なものについては、まず一般財源化を図つて整理合理化しなさいということ、それから存続する国庫補助負担金についても御指摘のとおり過度の国の関与が行われないようにしなければならぬので、そこで統合・メニュー化あるいは交付金化、運用の弾力化、補助条件等の適正化、緩和、補助対象資産の有効活用、転用等の運用、関与の改革を図るということとされておるわけでございします。

そういう点で、今御指摘のとおり、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

○菅川健二君 ぜひよろしくお願いしたいと思ひます。次に、地方公共団体に対する国の関与でござい

この点につきましていろいろ議論があつたわけでございますが、法案におきましては法定主義、一般法主義の原則が導入されたわけでございします。そこで、地方公共団体の事務というものを鳥に例えますと、今まではかなりざるといひますが、

はあり得ないというふうに私は考えるわけでございしますが、改正案の地方自治法の二百四十五条の三の第二項によりまして「できる限り」という何か非常に文学的な表現が使われておるわけでございします。そういった面で、どうこれを解釈したらいいのかわつと戸惑つてございしますが、その点、自治事務については代執行はあり得ないんだということの確認の御答弁をいただければありがたいと思つてございします。

○国務大臣(野田毅君) 率直に申し上げて、現在も自治事務とされておるものについての代執行といふのはないわけであります。将来もつくりませんのであります。

では、なぜ「できる限り」となると遠慮したのかということなんです、率直に言つて、これは関与の基本原則をそれぞれ書くときの立法技術上の問題であるというふうに理解いたしております。特に、この第二百四十五条の三、「関与の基本原則」、この中の第二項でそのことを規定しておるわけですが、そこでの書きぶりというのは、「国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に關しては」云々という中でこの代執行ということがあり、法定受託事務の処理に關しては

また何々ということをしなければならぬ。言うなら、自治事務に関する抑制と法定受託事務に関する抑制に関して共通して書いておけるといふ書き方になっておまして、そういう意味で両方含めてできる限り何々しないようにしなければならぬという規定になっておつた、こういうことのようにございませう。

それからいま一つ、いずれにせよこれは国会が今度それぞれ法律をつくるときに、そのことに對して別の法律で事前に完全にそういつたことを禁止するということまでできるのかどうかというような立法技術上の問題もあるというふうに言われておりまして、率直に申し上げて、冒頭申し上げたとおり、現在もそれから将来もこういう自治事務に対する代執行はあり得ないと私は考えております。

○管川健二君　そういうことでしたら、「できる限り」というのは削除してもらいたいということでございますが、いずれにいたしましても、自治事務に対する代執行はあり得ないということを確認させていただきたいと思ひます。

それから、自治事務の代執行にかかり得るものといつたしまして、これはもう代執行とかかわりなく国の直接執行の方式が出されておるわけでございます。この中でも、いわゆる両方が矛盾しないといひますか、バッティングしないような規定の場合はまだそれなりの根拠がある場合もあるわけでございますが、自治体の行為の効果を覆す効果を有する直接規定があるわけでございます。やはり国と地方団体が役割を分担し、お互いが自己責任、自己決定をしていくという原則からするとこれは反するのではないかと思ひわけでございます。

地方分権推進計画では、国の直接執行につきましては、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限定するというふうに書いてあるわけでございますが、法律上このような規定が地方自治法にもないわけでございます。地方自治法二百五十条の六の規定は、このような限定的な場合にのみ個

別法でも規定できる趣旨というふうに解釈していいのとか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君)　この点は御指摘のとおりでございます。少なくとも、国民の利益を保護する緊急の必要性がある場合には、地方分権推進委員会の勧告においても例外的な措置として個別法によつてこれを行うことができるというふうにしておけるわけですね。実際、その根拠となる個別法は、今申し上げました要件、あるいはそれに準ずる厳しい要件のもとに初めて発動ができるものである、このように考えております。

そういう点で、今回のこの二百五十条の六の規定で改めてその書き方はいたしておりましたが、この二百五十条の六というのは発動要件というよりも、むしろ発動要件が個別法できつと限定されるということを決めた上で実際の発動、つまり国が直接執行を行う場合の手続について定めたのがこの二百五十条の六の規定である、こういう手続規定だということ、全体としての御趣旨は十分に生かされていることであるといふふうに考えております。

○管川健二君　今の御見解のように、国の直接執行については国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限定するんだということで、今後の個別法について厳しく制約をかけていくというふうな判断させていただきたいと思ひます。

最後に、町村合併につきましても若干御見解をお聞きしたいと思ひわけでございます。

町村合併につきましては、今後非常に大きな問題になるわけでございますが、やはり町村合併といふのはそれぞれ関係者だけでやっていくのはなかなか難しいわけでございます。とりわけ住民を町村合併の中に巻き込んでいく、そのためにはやはり一つのきつかけなり理念なりビジョンなり、住民を説得できるそういうものが必要ではないかと思ひわけでございます。

幸いといひますか、現在、介護保険の導入に備えて広域化が急速に進んでおるわけでございますし

て、介護保険の広域連合も約五百近くの構成体でそういう広域連合が進んでおるわけでございます。私は、これからの高齢化社会においては自助、互助、公助の三助のバランスによつて一つの地域社会が成り立つていくんではないかと思ひわけでございます。介護保険もその一つの大きなテーマであらうかと思ひわけでございます。

これから、そういった面において、地域社会を形成するための高齢化社会における方から市町村の規模の適正化について住民を説得するといふのも一つの大きな契機ではないかと思ひわけでございますが、その点についての御見解をお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(野田毅君)　合併問題についても、御指摘のとおり、ただ単に合併すれば共通コストが減るからいいんだというふうな話だけではなくて、むしろ住民に対する行政サービスをどのように充実をし高度化していくか、そのことが住民福祉の向上に直結していくんではないかと、今介護のことを例へてお話しになりました。私は、非常にこのことは大事なテーマであると思ひます。

それは、まさにそういった高度の福祉サービスということとは専門的な知識を要するわけでありまして、そういう専門的な知識を持つている人たちの採用するあるいは運用する、そういう意味での対応力を向上させるためには、どうしても小規模だけでは対応できかねる。広域連合なりということだけでも対応できかねる。やっぱ一体として包括的なサービスをやっていくという、そういったことが特に介護のこれからの高度の福祉ニーズに対応していく上で非常に大事なことになる、そういったことをぜひ住民の皆さんにも御理解いただくように努力をしてまいりたいと思ひます。

○管川健二君　どうもありがとうございました。
(拍手)
○委員長(吉川芳男君)　本日の質疑はこの程度に

とどめます。
来る五日は午前九時から公聴会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時九分散会